

裁判長認印

## 検 証 調 書

事件の表示	平成24年(ワ)第213号 平成25年(ワ)第131号 平成25年(ワ)第252号 平成26年(ワ)第101号 平成27年(ワ)第34号
期日	平成28年11月10日午前9時50分
場所	1 福島県伊達郡川俣町大字東福沢字坊ノ入1番地1 2 福島県伊達郡川俣町山木屋字下長崎 3 福島県伊達郡川俣町山木屋字向東山12 4 福島県伊達郡川俣町山木屋天王山2-1 5 福島県伊達郡川俣町山木屋字小塚山9-1 6 福島県伊達郡川俣町山木屋字間屋24 7 福島県伊達郡川俣町山木屋字小塚18-1 8 福島県伊達郡川俣町山木屋大清水33-3 9 福島県伊達郡川俣町山木屋字地切1番地 10 福島県伊達郡川俣町山木屋字木ノ間山1番地28 11 福島県伊達郡川俣町山木屋広久保山
裁判長裁判官	福島地方裁判所いわき支部 島村典男
裁判官	葛西功洋
裁判官	中村雅人
裁判所書記官	今野城樹
出頭した当事者等	別紙記載のとおり

## 手 続 の 要 領 等

### 第1 検証の目的物

- 1 福島県伊達郡川俣町大字東福沢字坊ノ入1番地1所在の原告渡邊直一仮設住宅
- 2 福島県伊達郡川俣町山木屋字下長崎所在の3区の仮置場及びその周辺
- 3 福島県伊達郡川俣町山木屋字向東山12所在の米倉牧場
- 4 福島県伊達郡川俣町山木屋天王山2-1所在の八坂神社及びその周辺
- 5 福島県伊達郡川俣町山木屋字小塚山9-1所在の山木屋小学校
- 6 福島県伊達郡川俣町山木屋字問屋24の山木屋中心地
- 7 福島県伊達郡川俣町山木屋字小塚18-1所在の絹の里やまきやスケートリンク
- 8 福島県伊達郡川俣町山木屋大清水33-3所在の原告大内秀一自宅裏の畠及び里山
- 9 福島県伊達郡川俣町山木屋字地切1番地所在の原告渡邊新一自宅・タバコ作業場・農地等
- 10 福島県伊達郡川俣町山木屋字木ノ間山1番地28の原告渡邊新一の山林
- 11 福島県伊達郡川俣町山木屋広久保山の国道114号線の浪江町との境界付近

### 第2 検証によって明らかにする事項

第1の1から11までの各状況

### 第3 当事者の指示説明

原告ら

別添平成29年3月22日付け第3回検証・指示説明（ただし、65頁の5行目に「裁判所」とあるのを「裁判長」と訂正する。）のとおり

### 第4 検証の結果

別添平成28年12月8日付け第3回検証・検証ポイント内行程図・写真撮影報告書のとおり

裁判所書記官 今野城樹

(別紙)

出頭した当事者等

(なお、各検証場所における出頭当事者については、別表記載のとおり。)

252号事件原告 菅野清一

同 渡邊新一

同 渡邊直一

同 渡邊サク

同 菅野勝久

同 米倉啓示

101号事件原告 大内秀一

34号事件原告 鳴原益美

213号事件原告ら、131号事件原告ら、252号事件原告ら、101号事件原告ら及び34号事件原告ら代理人

小野寺利孝

同 広田次男

同 米倉勉

同 鳥飼康二

同 向川純平

同 西島和

同 鳥海準

同 高橋右京

同 坂口禎彦

同 田邊一隆

同 坂本博之

213号事件原告ら復代理人並びに131号事件原告ら、252号事件原告ら、101号事件原告ら及び34号事件原告ら代理人

榎 本 吾 郎

213号事件原告ら及び131号事件原告ら復代理人並びに252号事件原告ら、  
101号事件原告ら及び34号事件原告ら代理人

鈴 木 喬 博

213号事件原告ら、131号事件原告ら及び252号事件原告ら復代理人並びに  
101号事件原告ら及び34号事件原告ら代理人

宮 腰 直 子

同 若 生 直 樹

213号事件原告ら、131号事件原告ら、252号事件原告ら、101号事件原  
告ら及び34号事件原告ら復代理人

富 田 學

同 水 谷 陽 子

同 大 木 裕 生

同 岸 朋 弘

被告代理人 田 中 清

同 青 木 文 介

同 小 谷 健太郎

同 川 見 唯 史

以 上

## (別表)

検証場所	原告	原告代理人	被告代理人	
1 仮設住宅 (渡邊直一)	菅野勝久 渡邊直一 渡邊サク	小野寺利孝 広田次男 鈴木義博 米倉勉 向川純平 鳥飼康二 榎本吾郎 岸朋弘 水谷陽子 高橋右京	坂本博之 坂口禎彦 島海準 宮田学 宮腰直子 西島和 若生直樹 田邊一隆 大木裕生	田中清 青木丈介 小谷健太郎 川見唯史
2 3区の仮置場	菅野勝久	小野寺利孝 広田次男 鈴木義博 米倉勉 向川純平 鳥飼康二 榎本吾郎 岸朋弘 水谷陽子 高橋右京	坂本博之 坂口禎彦 島海準 宮田学 宮腰直子 西島和 若生直樹 田邊一隆 大木裕生	田中清 青木丈介 小谷健太郎 川見唯史
3 米倉牧場	菅野勝久 米倉啓示	小野寺利孝 広田次男 鈴木義博 米倉勉 向川純平 鳥飼康二 榎本吾郎 岸朋弘 水谷陽子 高橋右京	坂本博之 坂口禎彦 島海準 宮田学 宮腰直子 西島和 若生直樹 田邊一隆 大木裕生	田中清 青木丈介 小谷健太郎 川見唯史
4 八坂神社	菅野勝久 菅野清一	小野寺利孝 広田次男 鈴木義博 米倉勉 向川純平 鳥飼康二 榎本吾郎 岸朋弘 水谷陽子 高橋右京	坂本博之 坂口禎彦 島海準 宮田学 宮腰直子 西島和 若生直樹 田邊一隆 大木裕生	田中清 青木丈介 小谷健太郎 川見唯史
5 山木屋小学校	菅野勝久 大内秀一	小野寺利孝 広田次男 鈴木義博 米倉勉 向川純平 鳥飼康二 榎本吾郎 岸朋弘 水谷陽子 高橋右京	坂本博之 坂口禎彦 島海準 宮田学 宮腰直子 西島和 若生直樹 田邊一隆 大木裕生	田中清 青木丈介 小谷健太郎 川見唯史
6 山木屋中心地	菅野勝久 鶴原益美	小野寺利孝 広田次男 鈴木義博 米倉勉 向川純平 鳥飼康二 榎本吾郎 岸朋弘 水谷陽子 高橋右京	坂本博之 坂口禎彦 島海準 宮田学 宮腰直子 西島和 若生直樹 田邊一隆 大木裕生	田中清 青木丈介 小谷健太郎 川見唯史
7 緑の里やまぎやス ケートリンク	菅野勝久 大内秀一	小野寺利孝 広田次男 鈴木義博 米倉勉 向川純平 鳥飼康二 榎本吾郎 岸朋弘 水谷陽子 高橋右京	坂本博之 坂口禎彦 島海準 宮田学 宮腰直子 西島和 若生直樹 田邊一隆 大木裕生	田中清 青木丈介 小谷健太郎 川見唯史
8 大内秀一宅	菅野勝久 大内秀一	小野寺利孝 広田次男 鈴木義博 米倉勉 向川純平 鳥飼康二 榎本吾郎 岸朋弘 水谷陽子 高橋右京	坂本博之 坂口禎彦 島海準 宮田学 宮腰直子 西島和 若生直樹 田邊一隆 大木裕生	田中清 青木丈介 土屋賢司 川見唯史
9 渡邊新一宅	菅野勝久 渡邊新一	小野寺利孝 広田次男 鈴木義博 米倉勉 向川純平 鳥飼康二 榎本吾郎 岸朋弘 水谷陽子 高橋右京	坂本博之 坂口禎彦 島海準 宮田学 宮腰直子 西島和 若生直樹 田邊一隆 大木裕生	田中清 青木丈介 土屋賢司 川見唯史

10 渡邊新一山林	菅野勝久 渡邊新一	小野寺利孝 広田次男 鈴木亮博 米倉勉 向川純平 鳥銅康二 榎本吾郎 岸朋弘 水谷陽子 高橋右京	坂本博之 坂口慎彦 鳥海進 宮田学 宮脇直子 西島和 若生直樹 田邊一隆 大木裕生	田中清 青木文介 土屋賢司 川見唯史
11 浪江町境界ゲード	菅野勝久 菅野清一	小野寺利孝 広田次男 鈴木亮博 米倉勉 向川純平 鳥銅康二 榎本吾郎 岸朋弘 水谷陽子 高橋右京	坂本博之 坂口慎彦 鳥海進 宮田学 宮脇直子 西島和 若生直樹 田邊一隆 大木裕生	田中清 青木文介 土屋賢司 川見唯史

平成 24 年(ワ)第 213 号、平成 25 年(ワ)第 131 号、同第 252 号

平成 26 年(ワ)第 101 号、平成 27 年(ワ)第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 588 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社



### 第 3 回検証・指示説明

2017 (平成 29) 年 3 月 22 日

福島地方裁判所 いわき支部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 利孝

同 同 広田 次男

同 同 鈴木 勇博

同 同 清水 洋代

同 同 米倉 勉

同 同 笹山 尚人

同 同 高橋 右京外

第1 原告渡邊直一仮設住宅

1 検証場所の所在

福島県伊達郡川俣町大字東福沢字坊ノ入1番地1

2 指示説明の内容

(1) 仮設住宅駐車場

《別紙・2016（平成28）年12月8日付第3回検証・検証ポイント内行程図・写真撮影報告書（以下、単に「ポイント内行程図」という。）の図1-1のイ》

【原告ら代理人宮田学】

ここにある建物は、川俣町東福沢字坊ノ入1番地1の「農村広場」に、計画的避難区域等に指定された山木屋地区住民のために建設された応急仮設住宅である（ポイント内行程図写真1-1）。

山木屋地区からの避難者の入居が開始されたのは、原発事故から約3ヶ月半後の2011年（平成23年）6月26日であった。

（後に出す甲A第270号証写真撮影報告書《以下単に「甲A270」という。》の写真1-1を示す。）

この写真は、現在地を上空から撮影したものである。現在私たちがいる駐車場は、「ファミリーマート川俣町店」の前に位置している。

ここ「農村広場」に建設された住宅数は160戸であるが、同じ東福沢の字万所内山2番地の2にも「体育館応急仮設住宅」40戸が建設された。

（後に出す甲A270の写真1-2を示す。）

この図面は、ここ「農村広場」における仮設住宅全体の配置図である。赤で示したところが、この後訪問する渡邊宅である。いずれ

の応急仮設住宅も、間取りは、1DK、2DK、3Kの3種類があり（但し、川俣町のホームページでは1K、2K、3Kと表示されている）、「農村広場」でのそれぞれの戸数は39戸、82戸、39戸である。

本日、住宅の中を見せてくれるのは、22棟1号室に居住している原告渡邊直一（81歳。原告番号96-3。）・同渡邊サク（79歳。原告番号96-4）（原告番号96-1の原告渡邊新一の両親。以下、両名合わせて「原告渡邊直一夫妻」という。）である。

（後に出す甲A270写真1-3を示す。）

これは、原告渡邊直一夫妻が居住する仮設住宅と同じ構造の2DKの仮設住宅の平面図である。入口に入った所に台所があり、奥に4畳半の居室2間ある。全体の広さは、30m<sup>2</sup>弱である。

本日午後には本件原発事故前に原告渡邊直一夫妻が居住していた山木屋の自宅を見せてもらうこととなっているので、居住空間の差を確認していただきたい。

原告渡邊夫妻は原発事故の前は、川俣町山木屋の字地切1番地において代々続く農家として、長男である原告渡邊新一（55歳）、その妻原告渡邊利子（54歳。原告番号96-2。）、新一夫妻の長男原告渡邊優太（31歳。原告番号96-5。）との3世代5人で生活していた。孫にあたる原告渡邊優太は、事故前年の平成22年に農家を継ぐためにそれまでの仕事を辞めて農業に従事し始めた所であった。

原告渡邊直一夫妻は、この応急仮設住宅に完成直後の平成23年7月に住み始め、ずっとここに居住してきた。

（2）22棟1号室内

## 《ポイント内行程図の図1-1の口》

### 【原告ら代理人宮田学】

ここが、渡邊夫妻の居宅である（ポイント内行程図写真1-2ないし同1-5）。渡邊夫妻の居宅は2DK（居室の広さは4畳半）である。山木屋の自宅に比較すると比べようもなく狭い所に、原告渡邊直一夫妻は「しばらくすれば山木屋の自宅に戻れるであろう」と考え、家財も必要最小限にして耐えてきたが、思いもかけず5年間を超えて居住することになった。

この応急仮設住宅は、あまりに狭いだけでなく、隣の住宅の音が筒抜けで聞こえるなどプライバシーも守られない居住環境であり、暑さ対策・寒さ対策も不十分である。

原告渡邊直一夫妻は、今でも山木屋の自宅に戻りたいと考えている。しかし、折角農業を継ぐ決意をしてくれていた孫の原告渡邊優太が、山木屋で妻を迎えて農業で生活していくことは無理と判断して警察官になったことから、今後3世代・4世代一緒に暮らしができなくなつたことが最も残念に思つてゐる。また、長男である原告渡邊新一が、避難後に病氣で倒れた妻のこともあって、農地を復活させて代々続けてきた農業を営んでいけるかについても非常に心配している。

### 【原告渡邊直一】

今原告ら代理人が言ったように、「2年位かな」と思つて避難したが、もう5年7ヶ月が過ぎた。今まで5年7ヶ月我慢していたが、山木屋に帰ろうとしたら、まだ早いのではないかと思う。

なぜかと言うと、「除染した廃棄物が山になっている所へ帰つて農業やれと言われても、ちょっとできないんでねえかな」と言つてゐる。我が家は専業農家であるが、山木屋に帰つていっても廃棄物

の袋が我が家の中庭にいっぱい置いてある。あちこちあたってみたものの、仮置き場の置場が確保できなかつたため、我が家が地切部落の中心に位置しているので、仮置き場をうちの田んぼに置かせてくださいと言ってこられたので（承知した結果）我が家の中庭に除染した廃棄物が置かれることになったので、農業はできない状態である。

#### 【原告渡邊サク】

私は、国民年金しかなく、その金額は本当に少しで（不安で）ある。

これから（山木屋に帰った後で）農家が（農業ができなくなれば）何でも買って食べなければならなくなる。だから米もタバコもできなくては、もう買って食べなければ、過ごせないことになるのではないかと心配している。私は年寄りだから、野菜ぐらいは作って食べようかなと思っている。

（指示説明終わり）

## 第2 3区の仮置場等

### 1 検証場所の所在

福島県伊達郡川俣町山木屋字下長崎

### 2 指示説明の内容

#### (1) 除染土壤及び除染廃棄物の仮置場

《ポイント内行程図の図2-2のイ》

【原告ら代理人坂本博之】

ここから山木屋地区内での指示説明となる。

(後に出す甲A270写真2-1を示す)

山木屋は、1区から9区、その内2区と8区は甲乙に分かれているので、全部で11の区になっている。私たちは、国道114号線を走ってきて、1区を通って3区に来ている。

山木屋地区は、四方を山に囲まれた盆地になっている。標高は、概ね400~600mに位置している。先ほどの川俣町中心地から比べると、約200~400mほど標高が高くなっている。山木屋地区には、本件事故前、約340戸の戸数の家があった。

ここは先ほど申し上げた11ある行政区の中の3区である。

この高台から、正面に見えるのは、除染土壤及び放射能汚染廃棄物が積まれた仮置場である。たくさんの廃棄物が積み上げられている(ポイント内行程図写真2-1、同2-2)。

仮置場は、もともとは田んぼであった場所である。ここは田んぼは何れも除染が済んでおり、田んぼの土壤が剥ぎ取られている。田んぼの土壤が剥ぎ取られ、田んぼの土として造られた土がなくなつたということもあって、このように仮置場として利用されることになつた。

仮置場では、除染土壤や汚染廃棄物がフレコンパックという黒い袋に入れられて積み上げられている。さらにその上に防水シートが掛けられている。防水シートもフレコンパックも、紫外線には弱い、温度の寒暖差に非常に弱いと言う性質がある。ご覧の通り、防水シートの上には水が溜まっている。しかも氷が張っている。このような状態であり、防水シートやフレコンパックがいつ破損するかもわからない状態となっている。これが破損すれば、周囲に放射性セシウムが漏れ出すということになる。

また、周囲の田んぼは、除染が済んだといつても、このような除染廃棄物の山が周りにあるということになると、そのような場所で農業を行うことはできない状況となっている。

ここから見て、仮置場の向こう側に川が流れているが、この川は口太川と言い、3区から乙2区を通り、山木屋の中心地を通って、阿武隈川の方に流れる。山木屋の多くの地区を潤す水源地ともなっている。水源地となる口太川の周囲に、このように除染廃棄物がたくさん積まれているのである。

田んぼの真ん中に仮置場が造られているのは3区だけではない。

(後に出す甲 A 270 写真2-2を示す)

これは、甲2区を北から南に向かって写した写真である。この写真に甲2区の仮置場が写されているが、ここ3区と同じように、田んぼの多くの面積を仮置場が占めている。

山木屋全体では、田んぼの総面積の約3割程度が仮置場として利用されている。また、山木屋では、除染物の仮置場の総面積は約107万m<sup>2</sup>あるが、その約8割の88万m<sup>2</sup>が元農地である。さらに、これは、除染土壤・除染廃棄物の仮置場であり、今後、家屋の解体等が予定されており、解体廃棄物のための仮置場も造られることになる。解

体廢棄物のための仮置場も、このように農地を埋め立てて造られるであろうと思われる。

(同写真2-3を示す)

この田んぼは、こことは別の田んぼであるが、山木屋で仮置場として利用されている田んぼは、この写真のように、多くの実りをもたらす田んぼであった。

(同写真2-4を示す)

この写真の場所もこことは違うが、これは、休耕田に牧草が作られている様子である。山木屋では、減反政策によってコメが作られなくなっていても、このように、休耕田に牧草などが作られ、山木屋地内の牧場に提供されていた。山木屋では、このように、農業と牧畜業とが相互に強く結びついていたのである。

この周囲をご覧になっていただけるとわかるように、民家がいくつか点在している。3区では、このように、仮置場の周囲に民家がいくつも存在する。仮にこの民家に住民の人たちが帰ってきたとしても、この仮置場を目の前にして生活しなければならないということになる。

国は、元々、この仮置場を3年で撤去すると言っていた。現在、震災から5年以上が経過しているが、今なお、このような状態となっている。しかも、この仮置場が撤去される見込みは、現在のところ、全く立っていない。

(2) 3区の墓地、薬師様、広野商店

《ポイント内行程図の図2-2の口》

【原告ら代理人坂本博之】

道路の前方に見える墓地は、3区の人たちの共同墓地である。その

左手に小高い山があり、高い杉の木が何本か立っている。その杉の木の根元に、3区の人たちが部落の集会場として利用してきた薬師様の建物がある。薬師様の建物の周りは除染されておらず、そのまま放置された状態である。

右手の道路に、右側からくる道路が合流してT字路となっている。そのT字路の交差点のすぐ左手に、灰色の瓦屋根の建物がある。そこは、3区で唯一の商店であった広野商店があったところである。広野商店では、飲食品や日用雑貨品が売られており、3区の人たちが日常的に利用していた。原発事故によって閉店を余儀なくされてしまい、現在も閉店中であり、しかも再開の見込みは全く立っていない（以上、ポイント内行程図写真2-3）。

このように、3区の人たちは、仮にここに帰ってきたとしても、普段の日常生活が全くできないような状況となっている。

（指示説明終わり）

### 第3 米倉牧場

#### 1 検証場所の所在

福島県伊達郡川俣町山木屋字向東山12

#### 2 指示説明の内容

##### (1) 放牧地付近

《ポイント内行程図の図3-2のイ》

【原告ら復代理人岸朋弘】

ここは原告米倉啓示が酪農を営んでいた牧場である（ポイント内行程図写真3-1）。以下は便宜上、米倉牧場と呼ぶ。

米倉牧場は今見えているもののほかに、左側に見える電柱の向こう側や、右側の方にもずっと続いている。裁判官の後方の方にも牧場がある。

（後に出す甲A270写真3-17を示す）

【原告米倉啓示】

これは、この牧場で一番高い放牧地の山のてっぺんから米倉牧場をとった写真である。

この写真に移っている草地のほとんどは米倉牧場である。牧場はこの山の裏にも続いている。この写真に写っている米倉牧場の面積は約15ヘクタールで、だいたい全面積30ヘクタールのうちの半分である。

下の草地が約5ヘクタールである（ポイント内行程図写真3-1）。

【原告ら復代理人岸朋弘】

米倉牧場は、標高650メートル程度で、総面積は30ヘクタール、坪数にすると9万坪である。

ここにはもともと牧場のいろいろな建物が建設されていたが今は

解体作業が進んでいる。

(後に出す甲 A270 写真 3-1 を示す)

これが解体される前の米倉牧場の様子である。

ここに灰色の建物が見えると思うが、これが後で説明する牛舎であり、ちょうどこの付近にあった(ポイント内行程図写真 3-2)。我々は、灰色の建物の陰に立っている。

この米倉牧場では、原告米倉啓示が 1981 年から事故のあった 2011 年までの 30 年間、妻と母と 3 人で酪農業を営んできた。

目の前の牧場に牛を放牧していた。

(後に出す甲 A270 写真 3-2、同 3-3 を示す)

これが牛を放牧していたときの様子である。

もともとこの米倉牧場は山を切り開いただけの痩せ地であったが、そこに動物の糞尿を運んできて牧草を生やすための作土を作っていた。

(同写真 3-4、同 3-5 を示す)

写真 3-4 は開発工事中の米倉牧場の様子である。

写真 3-5 は入植当時の米倉牧場の様子である。

現在と見比べてみると、全く草の生えていない状態から草のしつかり生えた状態へと変化してきたことが見てわかると思う。

牧草が生える作土ができるまでには 30 年もの長い年月が必要であった。30 年の長い年月をかけても作土は表面のわずか 10 センチにも満たない。

この米倉牧場で、原告米倉啓示は普通の酪農とは異なる山地酪農という方法での酪農を目指してきた。

### 【原告米倉啓示】

山地酪農というのは平地が少なく国土の約 7 割を山地が占める日

本において、それを活用してそこに適したシバなどの野草などを生やして、そこに牛を放牧して乳を絞るという方式の酪農である。国内の自給率を高めようということで始まった。

本来牛というのは草食動物である。うちでは牛を昼夜放牧して乳を絞るときだけ牛舎に入れる。牧草地には農薬や化学肥料は使わないで自然のままの牛乳を搾っていた。

農薬や化学肥料は使わないので、それに適した自然草を作ることや放牧に適した牛を作ることには長い年月がかかる。最低15年はかかると言われている。

うちの場合は30年かかってようやく酪農らしくなってきたところである。また、そういう自然草を流用したりするものであるから草の収量も少なくて1ヘクタールあたり1、2頭しか飼えない状態である。だから広大な土地を必要とする。それで経営効率も非常に良くなくて経済性が悪いということでなかなか普及しない原因になっている。

#### 【放射線量の測定結果】

放牧地（ポイント内行程図写真3-1）付近

原告側：1.01  $\mu$  Sv/h

被告側：1.01  $\mu$  Sv/h

#### 【原告ら復代理人岸朋弘】

米倉牧場はまだ除染が行われていない。本件原発事故があった後に原告米倉啓示がこの牧場の土を海外で調べてもらったことがあるが「1m<sup>2</sup>あたり136万ベクレルの放射能が検出されたのでもう農業には適さない」と結果が伝えられた。

それでも除染を行っていないのには理由がある。

まずは一つは除染の効果として、酪農を再開するためには完全に放射能を取り除かないとならないが、これだけの広大な牧場になるので完全に取り除くのが困難であるという問題がある。

もう一つが除染による二次被害の問題がある。除染ということになると表土をはぎ取ることになるが、表土をはぎ取るとそれまで土砂の流出を防いでいた牧草がなくなってしまう。そうすると、ここは標高が 650 メートルということなので土砂が流出して下の方に田畠をもっている人だと居住している人に被害を与えててしまう。

表土をはぎとるということになると牧草を根本から失わせてしまうということにもなる。

もともとこちらには米倉牧場の牛舎が存在した（ポイント内行程図写真 3-2）。合計 2 棟存在した。

（後に出す甲 A270 写真 3-1 を示す）

まずこの灰色の屋根があるこの牛舎がここにあった牛舎で成牛舎といって成牛を入れていた牛舎である（ポイント内行程図写真 3-2）。

もう一つは、まだ残っているあちらの牛舎で育成舎といって子牛を入れる牛舎である（ポイント内行程図写真 3-3）。

これは牛舎ではないが搾乳舎といって搾乳を行う建物で牧場の事務所とチーズの加工場も兼ねていた（ポイント内行程図写真 3-4）。

基本的に牛舎は、常に牛の出入りが自由な状態になっていた。ただ成牛の場合は朝晩搾乳を行うのでその場合はそちらで放牧している牛をこちらに連れてきて搾乳を行っていた。

（後に出す甲 A270 写真 3-6 を示す）

これは牛舎の様子である。牛がいるのがわかると思う。

(同写真 3-7 を示す)

これが搾乳をしている様子である。

#### 【原告米倉啓示】

牧場での主な 1 日の仕事を簡単に説明する。

普通の酪農家では 4 時半とか 5 時半に搾乳を始めるが、私は朝 6 時に起きる。毎日来る集乳車は、米倉牧場にはこの地区で最後に来るし、また牛を放牧しているからである。

牛を放牧地から連れてきてここで搾乳をする。

搾乳後、牛舎の中で配合飼料をやり、そしてまた放牧する。乳量に応じて 1 頭 1 頭餌が違う。

だいたい朝 6 時から搾乳をし、終わるのは 9 時頃である。9 時頃に朝食をとって、日中は普通の農家と同じように冬のために草刈ってサイロにつめたり放牧地の見回りをしたり、機械の修理や整備をしたりする。

夕方 6 時から、また朝と同じように搾乳を行う。搾乳というのは 1 日 2 回、12 時間おきにやる。だいたい 9 時半頃までかかり、夕飯は 10 時、その後またちょっと明日の準備をしたり日中できなかつたことをやったりして、寝るのは 12 時頃である。

この朝晩の 6 時間から 7 時間の搾乳作業は、365 日絶対にかかせないものである。そのため酪農の仕事というのは年間 400 時間を下らない長時間労働である。

また 1 日も休めないとということで酪農仲間の仲間意識が強く、仲間の手助けがないとやれない仕事である。

私も一度大けがをして 1 か月半ほど入院したことがある。そのとき、もうこの牧場はだめだなと思ったが、仲間がかわるがわる手伝いに来てくれてなんとか今まで続けられた。大雪のときに仲間の牛

舎がつぶれて 30 頭ほどここで一冬預かったこともある。そのように近くに仲間がいないとできない仕事である。

【原告ら復代理人岸朋弘】

あの白い幕の中にはもともと緑色のサイロという構築物があった  
(ポイント内行程図写真 3-4)。

(後に出す甲 A270 写真 3-1 を示す)

これがサイロである。

サイロは越冬用の牛の餌にする牧草を蓄えておくものである。

(同写真 3-8 を示す)

このように刈ってきた牧草を細かく裁断してうえの方からサイロに蓄えておく。

あのサイロは非常に大きくて、だいたい 270 トンの牧草を蓄えることができた。

原告米倉啓示はサイロの設置に 3000 万円を支出したが、事故後にずっと放置しておいたため、牧草が出る強酸によって基礎部分のコンクリートが腐食してしまって倒壊のおそれが生じた。そのため今回解体することになった。

原告米倉啓示は牛の寝床のために稻わらを敷いていたが、その稻わらは山木屋の他の稲作農家から分けてもらっていた。稻わらをもらうときにはこちらから牛の堆肥を稲作農家に渡すという交換であった。

このように山木屋の農業は循環することで成り立っていたので、避難指示が解除された後に米倉さんが戻れると言わたとしても、他の山木屋の農家が戻ってきて農業の共同体が復活できなければ原告米倉啓示にとって、との故郷は戻らないと考えられる。

【被告代理人田中清】

牧場は除染されていないということであったが、ここの宅地のあたりはどうなのか。

【原告米倉啓示】

宅地は除染してもらった。太陽光発電の電力会社関係者やパトロール隊の人が入ってくるからである。

また、道路だけは除染してもらいたいと言ったら、宅地も除染しないと道路だけはできないと言われた。道路は羽山様や秋葉神社に行くために地元の人が利用する道路であるので除染した。

(2) 原告米倉啓示の自宅付近

《ポイント内行程図の図3-2の口》

【原告ら復代理人岸朋弘】

ここは原告米倉啓示の自宅周辺である。

今あるトラックの後ろの方にもともと自宅があった。

この付近では事故前には様々な植物が栽培されていた。

【原告米倉啓示】

(後に出す甲 A270 写真3-5 を示す)

入植当時、こんな状態で木一本生えていなかった。これはあちらの山の木である。ここは非常に風が強いところなので防風や日陰のために成長の早い木を植えた。

ポプラ、西アカシア、プラタナス、ドイツトウヒなどを植えた。

これも入植当時植えたポプラである(ポイント内行程図写真3-5)。

果樹もいろいろ、梅、プラムやそこにあるキウイなどを植えた(ポイント内行程図写真3-6)。

私の年老いた母親が来て、一般農家と同じように畑を作ってくれ

れて、芋、なす、胡瓜など約30種類の作物を育てた。

果樹に相当するものは10種類であった。

それとここでは山のものがなんと言っても楽しみで、春の山菜から秋のキノコ、栗などの木の実、そういったものが豊富にとれた。

【原告ら復代理人岸朋弘】

(後に出す甲 A270写真3-9を示す)

これは事故前にこの付近でとれていたものである。キノコやアケビ、サルナシなどがとれていた。

【原告米倉啓示】

これは今年とれたコウタケである(ポイント内行程図写真3-7)。

試しに町に放射線量を測ってもらった。

(後に出す甲 A270写真3-18を示す)

生の状態で1万3000ベクレルであった。乾燥するとおおよそ10分の1になっているので13万ベクレルである。

この地方では松茸よりも重宝されていて、こういう風に乾燥させて冬ご飯に炊き込んで食べる。これがこの地区の最大の楽しみの一つである。香りの良いキノコということである。

そのように、畑でとれたもの、山のキノコや木の実を食べ、豊かな食生活をしていた。

【原告ら復代理人岸朋弘】

米倉牧場には春や秋になると、山木屋をはじめとした川俣町の各地から小学生が遠足に来ていた。

(後に出す甲 A270写真3-10、3-11、3-12を示す)

3-10は小学生の遠足の様子である。

3-11は小学生が牛と触れあっている様子である。

3-12は、小学生ではないが、原告米倉啓示の農業仲間で行った花見の様子である。

このように米倉牧場は人々の憩いの場にもなっていた。

ここからは見えないが、裁判官の後ろの方に原告米倉啓示が山肌に穴を掘って作った、チーズを熟成させるためのチーズセラーがある。

(後に出す甲 A270写真3-13を示す)

これはチーズセラーに住み着いた狐である。事故後チーズ作りを行っていないので、チーズセラーは、今は狐の住み処になってしまっている。

#### 【原告米倉啓示】

チーズセラーの奥行きは15メートルある。

もともと私は胃腸が弱かった。

この辺では伝統食の凍み餅というものをたくさん作っていた。店でも売られて産業にもなっている。私は凍み餅がないと生きていけないというくらい凍み餅が大好きであった。

夕方6時から搾乳する前に一服といって軽い食事をする。そのときに凍み餅を食べないと仕事のエネルギーにならない。

凍み餅は山に生えているゴンボッパ（学名ではミヤマボクチ）を山から取ってきてそれを餅につきこんで乾燥させて凍らせて作る。冬の大寒の頃、1週間かけて、1年分の1600枚くらいの凍み餅を作る。それを毎日食べていたが、山が汚染されて作れなくなってしまった。

私は山地酪農をやっていたのはチーズを作りたかったからである。牧場を始める前、スイスで1年ほど牧場の実習を行っていた

こともあるって、チーズに魅せられた。この地でとれるチーズを作りたいというのが最終目的であった。それに適する牛乳を作るのに山地酪農が適していると考え、チーズに適したブラウンスイスの牛にどんどん代えていって、やっとチーズを作れるというところまで来たが、この事故で作れなくなってしまった。

チエルノブイリでは子どもの癌が多く出たという主原因として乳製品があげられているが、牛乳は濃縮されて出てくる。この地区でも事故があった後、母乳からセシウムが出て問題になったように、牛でもそういったものが濃縮される。そしてチーズはさらにそれを濃縮して作るものであるから、ちょっとでも放射能があれば、絶対作れないと思う。私の人生の目標がすべてなくなった。

### (3) 採草地

《ポイント内行程図の図3-2のハ》

【原告ら復代理人岸朋弘】

ここに広がっているのは米倉牧場の採草地である（ポイント内行程図写真3-8）。

牧場には牛を放牧しておく放牧地のほかに越冬用のえさとなる牧草を育てる採草地が必要である。

【原告米倉啓示】

先ほどみた下の土地（ポイント内行程図写真3-1）は採草放牧兼用地で、ここは採草地である。

それぞれ3ヶ所、別の草が生えている。

採草地でもこのように水はけのよい標高の高いところでは干ばつのおそれがあるので、根の深くはる牧草を植える。うちではリードカナリーグラスを主体としている。

そこに小高い山があるが、その山の裏側にもう一枚牧草地がある（ポイント内行程図写真3-9）。

（後に出す甲A270写真3-14を示す）

これがその牧草地である。この写真はちょうど草を刈った後の状態であり筋がついている。

ここだけでは越冬用の飼料が足りないので、ここから8キロ程離れた場所にも4ヘクタールほど借りていた。現在は借りていない。

【原告ら復代理人岸朋弘】

（後に出す甲A270写真3-15、3-16を示す）

3の15は耕起、すなわち土を起こしているときの採草地の様子である。

3の16は牧草を刈っているときの採草地の様子である。このように、土を起こして種を植えて牧草を育てて、最後に収穫していた。

【原告米倉啓示】

牧草地も放牧採草兼用だと禾本科のものではペレニアルライグラスなどを植える。採草専門だとこの畑はリードカナリー、むこうの畑はチモシー、オーチャード、クローバーなどを植える。この畑にはアルファルファも植えている。

草地にはオーチャード、チモシー、リードカナリーなどの禾本科の牧草と、レッドクローバー、アルファルファなどのマメ科のものを混ぜて植えてある。

それは土にとっても牛の栄養にとっても大事なことだからである。禾本科とマメ科の割合がだいたい7対1になるように草地管理をしている。

【原告ら復代理人岸朋弘】

これまでみてきたように、米倉牧場というのは本当に広大な自然の中で営まれてきたものである。

だが現在米倉牧場の再開の目処は立っていない状況である。

(指示説明終わり)

#### 第4 八坂神社及びその周辺

##### 1 検証場所の所在

福島県伊達郡川俣町山木屋天王山 2-1

##### 2 指示説明の内容

###### (1) 乙2区の仮置場

《ポイント内行程図の図4-1のイ》

【原告ら代理人坂本博之】

ここは11ある行政区の中の乙2区である(ポイント内行程図写真4-1、4-2)。

ここから正面に見える低い場所には、先ほどご覧いただいた3区と同様の仮置場が連なっている。ここは、乙2区から出た除染土壤、除染廃棄物の仮置場となっている。

先ほどの3区と同様に、乙2区においても、田んぼのかなり広い面積が、仮置場として利用されている。そして、仮置場が撤去される見込みはない。

ここは、3区から流れてくる口太川という川の下流に当たる。仮置場の向こう側に川が流れている。

###### (2) 八坂神社の階段下

《ポイント内行程図の図4-1のロ》

【原告ら代理人鈴木堯博】

ここは山木屋八坂神社の入口である(ポイント内行程図写真4-3)。

八坂神社というと京都の八坂神社を思い浮かべるが、山木屋八坂神社は京都の八坂神社を総本社とする末社に当たる神社で、須佐之

男命を祭神としている。

この神社の氏子は山木屋住民の大部分、340戸のうちの320戸が氏子になっている。

この神社の祭事は、元旦祭事、夏祭り、秋祭りの三匹獅子舞奉納などがあり、氏子は年に少なくとも3回は参拝し、氏子の中には7回位参拝する者も大勢いる。

三匹獅子舞は山木屋八坂神社ゆかりのものである。三匹獅子舞は毎年10月1日（平成になってからは10月の第1日曜日）に八坂神社に奉納される。

その起源は、約400年前、この地域に農作物を食い荒らす獸が出没していたため、それを鎮めるための儀式として、豊作と村の安全を願って始まったといわれている。その後嘗々と継承された歴史的伝統文化としての評価が高く、昭和39年に川俣町無形文化財に指定された。

（後に出す甲 A270 写真4-1 を示す。）

この写真は、三匹獅子舞が昭和42年に福島県代表として伊勢神宮に奉納された際に伊勢神宮外宮で演じられた三匹獅子舞の様子を写したものである。

この記念碑（ポイント内行程図写真4-4）には「昭和42年 伊勢神宮奉納記念碑 川俣町文化財三匹獅子舞」とある。山木屋から伊勢神宮へ奉納できたのは大変名誉なことなので、このような記念碑が建立された。

（後に出す甲 A270 写真4-2、4-3 を示す。）

4-2は、平成5年に三匹獅子舞が伊勢神宮の式年遷宮奉祝祭へ奉納された時の写真である。

4-3は、平成25年に伊勢神宮に奉納された時の写真である。

平成5年の奉納の記念碑は社殿横に建立されている。

### (3) 神楽殿前の中庭

#### 《ポイント内行程図の図4-1のハ》

##### 【原告ら代理人鈴木堯博】

ここは神楽殿前の中庭である。三四獅子舞の主な舞台となる場所である（ポイント内行程図写真4-5）。

前方にある一対の狛犬像の台石には、左側が「五穀豊穫」、右側が「家内安全」とある。この「五穀豊穫」と「家内安全」が山木屋住民の願いである。かつての山木屋は凶作・冷害の地といわれていたが、住民は豊作を願って神社に祈りを捧げた。山木屋にとって農業が非常に重要なものと位置づけられていた。

歴史的伝統芸能である三四獅子舞を八坂神社に毎年奉納することによって、信仰の場である神社が、住民統合の場になってきた。三四獅子舞を通じて住民同士は深い絆で結ばれ、山木屋という、何ものにも代えがたい「ふるさと」、コミュニティが形成されてきた。

### (4) 拝殿前

#### 《ポイント内行程図の図4-1のニ》

##### 【原告ら代理人鈴木堯博】

ここは八坂神社拝殿である。

拝殿の正面の上部に「八坂神社」の額が掲げられている。その右側の額は「奉納尊農五歌」と書かれている（ポイント内行程図写真4-6）。「尊農」というのは農業を尊ぶことである。氏子がいかにこの神社に豊作祈願・五穀豊穫祈願をしたかはこの額に示されている。

【原告菅野清一（山木屋三四獅子舞保存会副会長）】

（拝殿前に置かれた三四獅子舞の獅子頭《ポイント内行程図写真4－8》を示す。）

左側が「上組」の三四獅子の獅子頭、右側が「下組」の三四獅子の獅子頭である。三四獅子の左から太郎獅子、雌獅子、次郎獅子である。雌獅子は牙がないことと鼻の下が下を向いているのが特徴である。

獅子頭の隣に「花」があるが、千本といわれる花である。花の作り方は上組と下組で全く違う。私の持っているのは下組の花。氏子会会長さんの持っているのは上組の花で、ぐるぐる巻いて作られる巻き千本といわれるもの。花は1200本作られる。

獅子頭の前に太鼓があるが、太鼓を開けたら文政10年とある。文政10年は1827年なので、少なくとも190年前から伝わってきた。

【原告ら代理人鈴木堯博】

社殿の左側に記念碑がある（ポイント内行程図写真4－7）。これは平成5年に三四獅子舞を伊勢神宮に奉納した際の記念碑である。（後に出す甲A第271号証《DVD》をパソコン再生で冒頭1分間だけ示す。）

〈DVD中のナレーターの声〉

力強く大地を踏みしめ勇壮に踊る三四獅子舞。

太郎獅子、次郎獅子、そして雌獅子の三四の獅子とササラは、優雅にそして時には激しく踊り続けます。

山木屋八坂神社の三四獅子舞。

【原告ら代理人鈴木堯博】

三四獅子舞は、太郎獅子、次郎獅子、雌獅子の3匹で舞うもので

あるが、太郎獅子と次郎獅子が一匹の雌獅子をめぐって争うというストーリーで組み立てられている。

(後に出す甲 A270写真4-4、4-5を示す。)

写真4-4は上組の獅子頭で、写真4-5は下組の獅子頭である。

山木屋の獅子舞は、上組（山木屋行政区の1区から4区までの140戸）と下組（5区から9区までの180戸）の2組が1年交代で行われる。

踊り手は、小学4～5年生から選ばれ、6年で交代するまで務める。囃子方は踊り手の卒業生を中心に、横笛、太鼓、謡いを習得した者が務める。

(同写真4-6、4-7を示す。)

祭礼の前日、“宿”に朝早くから当番の住民が集まり、獅子舞には欠かせないササラと言われる花作り（造花）に一日を費やす。これは千本と言われるもので、千の稻穂→千の穂→千本を表しており、五穀豊穣の願いを表現している。

(同写真4-8、4-9、4-10を示す。)

祭礼当日は当番の「宿」で記念撮影をする。これらの写真は、別々の年に各「宿」で記念撮影された時の写真である。

本日の検証では後程、原告渡邊新一さんの自宅に伺うが、その家でも三匹獅子舞の記念撮影写真の大きな額が飾られている。

記念撮影のあと、花火を合図に“あいさつ”的踊りをし、八坂神社に向かう。

(同写真4-11を示す。)

これは、八坂神社に向っている途中の写真である。

(同写真4-12を示す。)

これは、八坂神社の入口の階段を登り始めたときの写真である。

(同写真4-13、4-14を示す。)

八坂神社境内でまず、“一庭”（ヒトニワ：約60分の演目を一通り演ずること）を踊り、午後までに全“三庭”を踊り終える。

その後、神社を出て“門付け”（依頼のあった家の軒先で踊ること）に向う。

(同写真4-15を示す。)

これは八坂神社を出て門付けに向かっているときの写真である。

“門付け”は30軒にも及ぶという。

最後に、“宿”に到着して、「宿」の庭先で最後の“一庭”を踊って、最後に直会（なおらい）という打ち上げ会をして祭りは終了する。

(同写真4-16を示す。)

主役の子供たちは、直会でようやくくつろぎ、踊り終えた満足感で、初めて笑顔を見せる。

(同写真4-17を示す。)

そして、また、翌年の祭りに向けて先輩の指導の下で練習を続ける。

### 【原告菅野清一】

山木屋地区は、上組と下組に分かれて、二つの獅子舞がある。上組は1区から4区、下組は5区から9区で、踊りも囃子も全く違う。この獅子舞が300年、400年と続いてきた。

単に一日舞うだけでなく、祭りの1か月前から準備に入る。地区を挙げて取り組み、住民総がかりで千本を作るのに1日かかる。祭りの後も、踊りの指導をして、次の本番に備える。

それぞれの地区で宿が決まる。宿は昔から名主とか庄屋を務めた家が宿として使われている。山木屋の獅子舞は昔からの「宿」制度

が厳格に守られていることが大きな特徴で、専門家からも高い評価を得ている。

神社入口にある昭和42年の記念碑は、私が子供の時に伊勢神宮で踊ったときの記念碑である。その後、山木屋三匹獅子舞は福島県の4つの団体の代表として平成5年に伊勢神宮に行き、平成25年にも行った。

1000m級の「日山」で、8年に1度位、4つの地区が獅子舞の競技をする。県の文化財指定の選定ラインに入っている矢先で原発事故が起こった。悔しい。納得できない。

今は受け継ぐ子供もいないので、あの太平洋戦争の最中にさえ一度も途絶えることなく続いてきた三匹獅子舞が、東電の原発事故によって一瞬にして途絶えてしまった。原発事故で潰されたのは、悔しいというか、むなしいというか。

獅子舞の主役の子供たちは山木屋には戻って来ない。受け継ぐ子供たちがいない。

我々は東電の原発事故は犯罪だと思っているので、歴史的な断罪が下されるものと思っている。

(指示説明終わり)

## 第5 山木屋小学校

### 1 検証場所の所在

福島県伊達郡川俣町山木屋字小塚山9-1

### 2 指示説明の内容

#### (1) 山木屋小学校

《ポイント内行程図の図5-1のイ》

【原告ら代理人若生直樹】

山木屋小学校は、明治8年4月15日に開校した、山木屋地区で唯一の小学校である。

正面には広大な敷地が広がっているが、ここが運動場だった場所である(ポイント内行程図写真5-1)。

その右手に見える屋根が三角形になっている建物が、山木屋小学校の校舎である(同写真5-2)。この校舎は、平成8年3月に完成了、多目的ホールやワークスペース、ソーラーシステム等を備えた近代的な建物である。

小学校の校舎の右手には、体育館の建物が見える。この体育館は、地域内の多目的施設として、小学校だけでなく、地域の方々に様々な交流の場として使用されていた場所である(同写真5-2)。

そのさらに右手、運動場の反対側にある校舎は、山木屋幼稚園の園舎である(同写真5-3)。

原発事故当時、平成22年度の山木屋小学校の児童数は、70名であった。

現在、山木屋小学校は、川俣南小学校の校舎を間借りして開校している状態である。校舎に人影は一切なく、運動場には雑草が生え、すっかり荒れ放題の状態になっている。

## (2) 運動会・球技大会

この運動場では、地区と学校とが一体となった運動会が行われていた。

(後に出す甲 A 270 写真 5-1 ないし 5-4 を示す。)

この写真は、ここで行われていた運動会の様子である。写真 5-1 が綱引き、写真 5-2 がムカデ競争、写真 5-3 がリレー大会、写真 5-4 が玉入れの様子である。写真を見ると、小学生の子供から老人まで、老若男女が一丸となって楽しんでいる様子がうかがえる。

山木屋小学校で行われている運動会は、子供たちだけの行事ではない。午前中は小学生がメインで、小学校と P T A とで進め、午後になると、中学生以上の生徒と大人たちも集結して、地区が一体となった運動会が行われていた。

### 【原告大内秀一】

山木屋地区の運動会は、単なる学校の行事というだけでなく、地域を挙げてのイベントにしようということで行っていた。名称も、「山木屋小学校大運動会」ではなく、「山木屋地区大運動会」と銘打ち、当時の体育協会が一緒となって、プログラム作成から始まり、まさに、地区を挙げての大運動会としていた。

### 【原告ら代理人若生直樹】

このように、運動会という行事によって、山間地に住む山木屋の人たちの結束が図られていた。

また、運動会の後には、各地区に戻り、地区の人ごとに懇親会が開かれるなど、まさに地区の融和が図れるイベントとなっていた。

また、この運動場では、春と秋の年 2 回、地区を挙げての球技大

会も行われていた。

【原告大内秀一】

球技大会は、男子はソフトボール、女子はバレーボールと、種目を決めて行っていた。チーム編成は、行政区ごとである。山木屋地区は11区に分かれているが、地域の親睦、団結を図るため、行政区対抗としていた。また、春には職場チームの参加も認めていた。

行政区ごとの反省会は、球技大会に参加しない人も全員呼び、地区民全員参加の会としていた。

また、お盆には、12時間ソフトボール大会を行っていた。故郷を離れている人の帰省に合わせることで、帰省している人との旧交を温め、親睦を図り、山木屋に来るのを楽しみにしてもらうという狙いもあった。

【原告ら代理人若生直樹】

このように、この運動場を利用して、様々な、地域が一体となるイベントが行われていた。

原発事故により、こうしたイベントは、一切実施することができなくなってしまった。

### (3) 学びの森

《ポイント内行程図の図5-1の口》

【原告ら代理人若生直樹】

正面には山林が広がっており、すぐに登れるようになっている。ここが、通称「学びの森」と呼ばれている学校林である(ポイント内行程図写真5-4)。

【原告大内秀一】

現在の山木屋小学校は、平成8年に移転新築したものであるが、

その際に、隣接する山林を買い上げた。その目的は、身近に、普段、休み時間等に、山に行って遊び、自然散策ができるような場所にするためである。

こここの看板を見て分かる通り、幼稚園は、教育交流促進センターを兼ねている。さらには、炭焼き小屋、炭窯、体験農園、自然観察林を、当時の国土庁の応援を得て、開設していた。炭窯は、土窯（黒炭窯）一基、石窯一基、手軽に家庭でも炭焼きができるドラム缶窯を備えている。

学校林には、国土庁の支援を得て、木の名前を覚えてもらうために樹名版を取り付けたり、四阿を設けたりしていた。また、今頃の季節は、キノコが豊富にできるので、子供たちは、昼休みや放課後は、キノコ採りをして喜んでいた。子供たちは、キノコの名前が分からないと、放課後に私の家に持ってきて、「秀一さん、これ何で言うんだい」と聞いてくる。私も、正確に教えなくてはならないので、キノコの勉強をした。

子供たちに、こうした自然のスペースを与えてあげることが何より大切であったが、今ではそれも叶わなくなってしまった。

#### (4) 山木屋地区民と学校教育との関わり・緑の少年団の活動 《ポイント内行程図の図5-1の口》

##### 【原告代理人若生直樹】

国土庁から支援を受けていたという話があったが、山木屋小学校は、山木屋地域の文化の核としての役割を担っており、先ほど説明した運動会の他にも、地域独自の様々な活動が行われていた。ここも、社会活動の拠点として活用されていた場所である。

##### 【原告大内秀一】

子供が就学適齢児になり、PTAに参加して、気が付いたことがある。それは、あらゆる職業の方、20代から40代までの子を持つ親であれば誰でも一堂に会すること、ご主人が出てきても、奥さんが出てきても、等しく一会员であることである。それを見て、私は有志で団つた。PTAを、単なる学校の支援団体ではなく、地域づくりの核に出来ないかと。そして、山木屋独自の活動を始めた。

活動の基本は、子から親まで、ここに住んでいる誰もが誇りに思える地域づくり、全員参加の、全員が責任を持つ地域づくりであった。それには、他地区にない地域の特性を活かした活動をすることが大切であった。

我々の周りには、豊かな自然がある。しかし、私たちが子供の頃から比べたら、失われた自然もたくさんある。そこで、「少しでも豊かな自然を取り戻し、みんなで守ろう」ということで生まれたのが、「緑の少年団」である。県内で45番目の団体として発足したと記憶している。

#### 【原告代理人若生直樹】

「緑の少年団」は、昭和55年に結団され、山木屋小学校の児童や教師だけでなく、これに様々な指導援助をする「育成会」など、山木屋の人たちも巻き込み、地域の緑化促進、環境保全等を目的として、様々な活動に取り組んできた。

(後に出す甲 A 270 写真5-5を示す。)

この写真が、緑の少年団の活動の一場面である。沢山の子供たちが、山の中で、草刈りをしている。このような形で、少年団の活動は行われていた。

#### 【原告大内秀一】

緑の少年団の活動は、単に団だけで花を植えたり、緑化啓蒙活動

をするだけでなく、地域と一体化した活動を目指していた。地区の財産区の山に杉の木を植えたり、下草刈りをしたり、寺の山に、雪折れに強い杉の木、熊杉やケヤキを植えたり、地区民の力を借りて、活動を行っていた。なぜ寺の山かと言えば、寺の山は地区に人が住まなくならない限り永遠に残る、そしてケヤキは長い年月の間役に立つ木なので、寺の山が良いだろうということで、寺と話をした。

緑の少年団の活動は、このように地域との融合を図ったことにより、他地域からも認められ、自然観察、緑化活動、造林活動において数多くの受賞歴を持ち、全国にその名は知れ渡っていた。

#### 【原告ら代理人若生直樹】

山木屋の子供たちは、こうした「緑の少年団」の活動を通じて、自然の大切さ、緑の森というものは簡単にはできないことを、身をもって学んできた。

しかし、原発事故により、山木屋の子供たちはバラバラになってしまったため、こうした活動は継続することができなくなった。

#### (5) 炭焼き小屋・炭焼窯・畠・鶏舎

##### 《ポイント内行程図の図5-1のハ》

#### 【原告ら代理人若生直樹】

正面の2つの小屋が炭焼き小屋である（ポイント内行程図写真5-9）。その横には炭焼窯（同写真5-7、5-8）、反対側にはドラム缶窯（同写真5-6）がある。下方に広がっている土地は、かつて農園として使われていた。左手に見える小屋は、鳥小屋であった場所である（同写真5-5）。

#### 【原告大内秀一】

緑の少年団の活動は、全ての自然界での営みを活動に取り入れて

いる。炭焼き体験もその一つである。3つの種類の窯があるが（同写真5-6～5-8）、炭を暮らしにどのように役立てるかということも、我々の活動の1つであった。小屋の裏には、木酢液も大量にあり、それを農園で使ったり、水を浄化したり、除湿したり、脱脂をしたりということを、子供たちと活動の中で経験してきた。さらに、焼き方次第ではバナナも、バラの花も、パイナップルも、竹の葉も、全て炭に出来ることを学んでいた。

農園では、ジャガイモ、サツマイモ、へちま等の栽培、蕎麦や小麦の栽培を、ここで取れた灰を使ったりして、化学肥料を一切使わない、農薬・除草剤も一切使わない自然栽培で行っていた。ここでは、木酢液も大量に役立っている。蕎麦や小麦は、収穫したら、収穫祭として、みんなで蕎麦やうどんを打って楽しんでいた。

鳥小屋も、同じく子供たちが生き物に触れる一つの体験として併設した。ここでは、川俣特産のシャモ（交配したシャモではなく、本シャモ）を飼っていた。シャモの卵はとてもおいしい、といったことも子供たちと体験した。

#### 【原告ら代理人若生直樹】

このように、山木屋小学校では、豊かな自然を利用した様々な活動が行われていた。こうした豊かな自然の中で、子供たちは色々なことを学ぶことができた。

また、炭焼き小屋では、炭焼き体験のために周辺地域からも子供たちが訪れたり、炭焼きの講習を受けるために他地域から人が訪れたりと、地域の学びと交流の場になっていた。

#### （6）山木屋中学校

##### 《ポイント内行程図の図5-1のニ》

【原告ら代理人若生直樹】

ここは小学校の裏門である。ここから下手の方に見える大きな建物が、山木屋中学校である(ポイント内行程図写真5-10)。

山木屋中学校は、昭和22年4月25日に開校した、山木屋地区で唯一の中学校である。原発事故当時、平成22年度の山木屋中の生徒数は、29名であった。

現在、山木屋中学校は、川俣中学校に間借りして開校している状態である。従来の中学校の敷地には、現在、除染作業員が出入りしている。中学校の校舎は取り壊される予定であり、今後、中学校として使われる予定はない。

(7) 神武山公園

《ポイント内行程図の図5-1のニ》

【原告ら代理人若生直樹】

山木屋中学校の左手の緑の部分には、神武山公園と呼ばれる場所がある(ポイント内行程図写真5-10)。

(のちに出す甲A270写真5-6を示す。)

この写真は、神武山公園で記念撮影された写真である。沢山の子供たちが座っている様子が写っている。

【原告大内秀一】

元々、神武山公園は、館跡であった。山頂が相馬藩と二本松藩の国境であり、ここには、上杉藩時代から、藩士2名を配置していた。

また、ここは、相馬藩からの商の道として栄えた。下方に見える「問屋」と呼ばれる地区には、豪勢な名前の問屋場がたくさんあった。

我々は、身近な遊び場として放課後や昼休みなどに、思い出の場所・記念撮影の場として入学式や卒業式に、この場所を利用していく

た。また、色々な人が、春は花見を催していた。地域住民にとっては、大変思い出深い場所である。

豪勢な名前の問屋場として、現在資料に残っているものとしては、「入金屋」「成金屋」「黄金屋」「菊屋」「掛田屋」の5つが、中通りと浜通りの交易の場として存在した。今も、「黄金屋」と「菊屋」は屋号として現存している。

【原告ら代理人若生直樹】

神武山公園も、今では安心して立ち入れる場所ではなくなっている。

(8) 今後の山木屋小学校

《ポイント内行程図の図5-1のニ》

【原告ら代理人若生直樹】

本件原発事故による避難生活により転校する子供が増え、現在、山木屋小学校の児童は、小学校3年生以下が1人もおらず、小学校4、5、6年生も合わせて17人と、事故当時の70人から比べて大きく減少している。このままでは、あと3年もすれば、山木屋小学校の児童はゼロになってしまう可能性がある。

校舎を建て直して、小中併設の校舎を作るという計画があるが、若い世代が山木屋に戻ってこなければ、山木屋小学校に子供が入ってくることもあり得ない。

【原告大内秀一】

これまで、山木屋小学校では、学校を地域の文化の核として、単に授業をするだけではなく、学校教育と社会教育とが一体となった人づくり、地域づくりを目指していた。しかし、学校という地域の文化の核を失ったら、これから山木屋はどうなっていくのか。途

方に暮れるばかりである。

そして、この地区から、子供の声が全く聞こえなくなっこなったこと、それが何よりも寂しい。先々週の日曜日に、たまたま近所に子供を持つ親が来て、私の家にも子供が遊んでいる声が聞こえて、本当にうれしかった。その山木屋は、もう存在しない。非常に残念だと思う。

(指示説明終わり)

## 第6 山木屋中心地

### 1 検証場所の所在

福島県伊達郡川俣町山木屋字問屋 24

### 2 指示説明の内容

#### (1) 商店街の概要・鴨原商店

《ポイント内行程図の図5-1の示》

【原告ら代理人若生直樹】

ここは、国道114号線に面した山木屋の中央部に位置している、問屋と呼ばれる地域である。山木屋に8店舗ほどある商店のうち6店舗が立ち並んでいるほか、周辺には郵便局、駐在所、診療所、学校などがある、まさに山木屋の中心地であった。

現在いる場所が、鴨原商店である。鴨原商店は、現在の店主・原告鴨原益美の両親が1950年に開業した、地域で唯一の薬店である。事故前は、薬を中心に、雑貨、文具、衣料品などを販売していた。周辺地域には他に薬店がないため、浪江町の津島、飯館村の比曾、長泥などの住民も店を利用していた(ポイント内行程図写真6-1、6-2)。

現在、店舗は一切営業しておらず、在庫や什器、備品類は既に処分されている。

鴨原商店の隣には、バターポットという、原告鴨原益美の姪が経営していたパン屋があった。現在は営業しておらず、什器・備品等は既に撤去されている(同写真6-3)。

#### (2) 周囲の商店・街並み

《ポイント内行程図の図5-1のへ》

【原告ら代理人若生直樹】

ア 美容室

鷗原商店と同じ建物内に、ビューティーサロン・スター美容室がある。ここは、鷗原益美の姉が経営していた美容室である。事故前は毎日営業していたが、現在は、要望があった際に営業しているのみである。

イ 酒店

鷗原商店の国道114号線沿いの隣には、ハローショップ大弥酒店がある。事故前は酒や食料品、雑貨等を販売していたが、現在は営業していない(ポイント内行程図写真6-4)。

ウ 和洋菓子店、電器屋等

鷗原商店の国道114号線沿いの反対側には、隣に、かつみやという和洋菓子店がある。その後方には、すぎたやという電器屋があり、食料や金物、雑貨等を販売していた。いずれも現在は営業していない。

すぎたやの奥の道路の反対側、「麺類・丼類・定食」の看板のところに、まるもとという旅館・食堂がある。ここは、山木屋地区内では唯一、店を経営しているが、事故後、名古屋の業者が、地元の人から借り上げて、主に作業員を利用対象者として経営を始めたものであり、山木屋の人達には利用されていない(同写真6-5)。

(3) 事故前の商店街の様子、事故後の状況

《ポイント内行程図の図5-1のへ》

【原告鷗原益美】

鷗原商店を、父の代から2代にわたって営業してきた。

この辺りは、複数の商店が、それぞれに特徴のある商品を扱っており、全体でスーパーマーケットのようになっていた。地元に密着した商品を扱っていたため、他地区にない特徴を持った商店街であった。

農家が多いので、店の営業時間は長くなっていた。どの商店も、朝は起きたら店を開け、夜は21時近くまで店を開けていることがほとんどであった。

うちの店では、商品の性質上、夜中に電話がかかってきたり、「こういう症状なんだけど、どうなんだろうか」といった相談がありたり、一日中店と付き合っているような生活をしていた。

年配の客が多かったため、客を送っていくことも多かつた。寒い時や、雨が降った時、あるいは足が弱い方など、ここにさえ来れば、帰りの心配はすることなく買い物をすることができた。

付近には小学校、中学校があり、子供たちは、帰り際に商店街の道路を必ず通るため、寒い時期や雨の時、暗くなった後など、親が迎えに来るまで、自分が親しくしている店に入って休ませてもらう、ということが日常的に行われていた。

客にも、店に立ち寄ったらお茶を飲んでいく、そのうちに別の人気が来てその人とおしゃべりをする、といった買い物だけではない利用の仕方をしてもらっていた。

私のような商店だけやっている者には、客がよく野菜を持ってきてくれて、都会の人には想像がつかないと言われるが、1年中野菜を買ったことのない生活をしていた。また、その野菜がとても品質が良かった。他地域に行って野菜を買う立場になり、野菜がおいしくない、そのことが本当に残念でならない。

本件原発事故が起きてから、津島、飯館、全て避難となり、店の

顧客は全てバラバラになってしまった。たまに顔を見せてくれる人もいるが、昔のような商売はここではできないと、この5年の間に、少しづつ、少しづつ、諦めさせられたような状態である。

うちの店がどうして薬を扱うようになったのかというと、ここは交通の便も悪く、急患が出ても、医者の所まで行くのが大変な状態であった。それを見た父が、何とかここで、せめて薬を扱いたいということで、大変な苦労をして、薬の許可を取って始めたという話を聞いた。私の代に、こんなことで店を閉じることになってしまったのは、本当に心苦しい。(涙ぐみながら)父の苦労も聞いていたし、目の当たりにもしてきたので、本当に申し訳ない。致し方ない。私自身もとても愛着のある店だったので、辛くてたまらない。

#### 【原告ら代理人若生直樹】

鳴原商店に限らず、この地域の店は、営業再開の見込みはないと言っている。ここはすっかり人のいない場所になってしまった。

(指示説明終わり)

## 第7 絹の里やまきやスケートリンク

### 1 検証場所の所在

福島県伊達郡川俣町山木屋字小塙 18-1

### 2 指示説明の内容

#### (1) スケートリンク前

《ポイント行程図の図7-1のイ》

【原告ら代理人鈴木堯博】

ここは「絹の里やまきやスケートリンク」である（ポイント内行程図写真7-1、同7-2）。

広さは約50アールである。このスケートリンクは1983（昭和58）年に設けられた。

毎年春になると田植えをし、秋になると稲刈りをする、普通の田んぼだが、冬は水を引くと厚い氷が張るので、スケートリンクとして利用できるようになった。

このスケートリンクの運営主体は「川俣スケートクラブ」で、原告大内秀一がその事務局長を設立以来ずっと務めてきた。原告大内秀一は、リンク作りや選手の養成、財政対策など、運営万般に当たり責任者として務めてきた。

スケートリンクは、三匹獅子舞、緑の少年団と並んで、子供たちを主人公とするものである。

リンクを開設する動機となったのは、山木屋の子供たちが冬になると炬燵に引きこもりがちだったので、何とか冬場の屋外で子供達の遊び場を作り、体力作りをしようとしてリンクを設けた。

（後に出す甲A270写真7-1を示す。）

このリンクができたお陰で、子供たちは楽しくスケートを滑るよ

うになった。

(同写真 7-2 を示す。)

スケートを習い始めた子供たちも指導を受けながら段々と上手くなつていって、いかにも楽し気に滑るようになった。

(同写真 7-3 を示す。)

やがてここで川俣町スピードスケート大会が毎年開かれるようになった。これがその写真である。さらに、福島県のショートトラック選手権大会も開催されるようになった。

山木屋の子供たちは、ここで一生懸命滑って、このリンクから福島県代表の国体選手へと育つべき、やがて海外にも遠征するようになった。

山木屋地区は人口 1, 300 人足らずの小さな集落であるが、ここから国体選手を何と 53 人も輩出するという快挙を成し遂げることができた。山木屋の「田んぼリンク」として全国的に知れ渡るようになった。マスコミでも大きく報道された。

しかし、原発事故後は、子供たちは山木屋から居なくなった。子供たちが戻ってこなければ、このスケートリンクが復活することはない。

## (2) スケートクラブ事務所内

《ポイント行程図の図 7-1 のロ》(同写真 7-3)

【原告大内秀一】

(浅田真央選手・清水宏保選手の色紙を示す。)

ここに浅田真央さんと清水宏保さんの色紙があるが、このリンクには今まで 6 名のオリンピック選手が来てくれた。最初が橋本聖子さん(今のスケート協会会長)、高見沢初枝さん(日本のトップスケータ

一)、その次に堀井学さん(スピードスケーター)、川崎務さん(ショートトラック)、三宮恵利子さん、そして浅田真央さんと清水宏保さんの6名である。それだけ物珍しさもあるだろうが、注目してくれてありがたいと思っている。

(リンク開きのテープカット写真を示す。)

リンクを開設した年の12月29日にリンク開きをした。このテープカットの写真の右がスケートクラブ会長の菅野十一さん、真ん中が当時の町長渡邊弥七さん、左が地主の近藤実さんの3人でテープカットをした。

(開設当時のリンクの写真を示す。)

当時はリンクの真ん中に電柱があつて危なかったし、広さも30アールだったが、その後、電柱を取って、今の50アールの面積にした。

(ポイント内行程図写真7-6。額入りの表彰状を示す。)

当スケートクラブの活動について表彰を受けた表彰状である。

(スケートクラブ活動年表を示す。)

ここに当スケートクラブの主だった活動歴を列記している。

(ポイント内行程図写真7-5の各写真を示す。)

これは、高見沢初枝(現在長久保初枝)さんが訪れて、その時にスケート教室をやつた光景である。

これは、リンクに雪が降れば地区の方々の協力を得て人海戦術で除雪をした光景である。

これは、リンクの全景風景である。

平成7年に福島国体が開かれたが、そのときの福島県代表は14名で、そのうち9名が山木屋の子供だった。これは、その子供たちの写真である。

福島国体に出場した子供たちがまだ小学校4、5年生の頃、子供た

ちに対して、「お前らが高校生になつたら福島県の栄誉を担つて福島国体で頑張らなければいけない」と激励し、平成4年当時のクラブのスローガンは「目指せ！ 福島国体」だった。その結果、福島国体に出席することを目的としたいわば「国体の申し子」を作ってしまった。

福島国体が終わるとその後は子供達の目標が無くなるので、私はこれでいいのかと悩んだ。そこで、「目指せ！ 全国制覇。羽ばたけ世界へ」というスローガンに変えた。

私は子供達にこれからは海外に目を向けるべきだと言った。それで、日本財団に乗り込み、何とか資金援助を頂いて、中国のハルピンに遠征をした。これはその写真である。

辛い仕事ではあったが楽しいことも一杯あった。私は最盛期にはバレンタインのチョコレートを23個頂いた。小学校5、6年生の子供が恥ずかしそうに私の自宅に来て、「これ義理だけど」とチョコレートを私に差し出した。本当に嬉しかった。

それが今、避難して、滑ってくれる子供がいなくて、そして子供が戻って来なければこのリンクの復活は果たしてあるのか。非常に残念である。

最後に私の今の想いについて述べたい。

私は中学校時代まではお山の大将だった。高校進学で初めて他所に行き、山木屋出身ということで山猿・田舎者と言われ、随分悔しい思いをした。

両親の期待を裏切るわけにもいかないので、家業の農業を継いで山木屋にずっと住んでいたが、自分の子供や山木屋の子供達に同じような悔しい思いをさせてはならないと思った。そこで誇りに思えるような地域を作ることが私たちの役目だとずっとと思っていた。自分たちの住む山木屋を誇りに思える地域にしようと思った。でも地理的条件や

気象条件は変えることができない。それで山木屋にある良いもの素晴らしいものを掘り起こして、素晴らしい地域にするしかないと考えた。それで思いついたのが、縁の少年団であり、田んぼリンクである。

今現在、山木屋小学校は4年生以下入学児童がゼロである。間もなく自然消滅するのか廃校になるのか。この地区に若者が住めないならば止むを得ない現実だと思っている。それで次世代を担う子供たちがこの地域にいなければ、故郷喪失以外の何ものでもないと思う。

本当に悔しいし、残念だ。今まで私がやってきたのは何だったのだろう。そんな想いでいる。

(指示説明終わり)

## 第8 原告大内秀一自宅裏の畠及び里山

### 1 検証場所の所在

福島県伊達郡川俣町山木屋大清水33-3

### 2 指示説明の内容

#### (1) 原告大内秀一の自宅裏の畠

《ポイント内行程図の図7-1のハ》

【原告ら代理人鈴木堯博】

ここは原告大内秀一の畠で、自宅の裏庭と言ってもいいところで  
ある。同原告の家は、南側に見える瓦屋根の家と赤色のトタン屋根  
の家で、自宅と倉庫になっている。

このブルーベリー畠が同原告の自宅裏の畠である。面積は約1,  
600m<sup>2</sup>である(ポイント内行程図写真8-1)。

この畠の北側に森林が茂っているのが見えるが、同原告所有の山  
林で面積は約2万m<sup>2</sup>ある。

同原告に限らず、山木屋の住民は自宅の裏側に里山を持っている。  
そこにはたいてい氏神様が祀られており、そこからマキやタキギを  
採ったり、キノコを探ったり、あるいは憩いの場所として利用した  
りして、裏山が重要な生活圏の一部となっている。

しかし、山林は除染対象外であり、山林境界から20m先は除染  
されていない。

【原告大内秀一】

この畠には50本のブルーベリーが植わっている。樹齢は30年  
以上経っている。毎年の収穫は大体350kg位である。これを作っ  
たのは生活を楽しむためであって、販売目的ではなかった。

欲しい人には、採りにきて探っていったらどうかと言い、持つて

行ってあげたりして、消費していた。今現在は利用できないでいる。

今年も測定をしたら放射能の数値が出た。

若い子を持つ人には、今年は畑を手入れして一杯実がなっているから採りに来ないかと言つても来てくれなかつた。風評もあるし実際にそういう怖い面もあるので、若い子を持つ親御さんには採りに来るようには勧めなかつた。採りに來るのは我々年寄りだけである。

#### 【放射線量測定結果】

原告側 :  $0.44 \mu \text{Sv/h}$

被告側 :  $0.44 \mu \text{Sv/h}$

#### (2) 原告大内秀一の自宅裏の里山

《ポイント内行程図の図 7-1 のニ》

#### 【原告ら代理人鈴木堯博】

ここは、原告大内秀一の自宅の裏山の「氏神様」の前である（ポイント内行程図写真 8-2）。菅原道真公が祀られている。上方に薪の木がたくさんあるが、そこはキノコの原木栽培の場所である（同写真 8-3）。

さらにその上方に低い竹の木が一杯生えているのが見えるが、そこは除染されていない。それより手前までが除染されている。

（後に出す甲 A 270 写真 8-1 を示す。）

この写真はこの裏山にある弘法大師像である。この上をさらに登って 70m 余り行くと、松林に覆われているところに、この弘法大師像が祀られている。

#### 【原告大内秀一】

私の家の左手にある建物は現在公民館になっているが、もとは小学校であった。それで、私の先祖が、子供達が頭の良い子に育って

ほしいという願いを込めて、湯島天神から分祠してここに菅原道真公の氏神様を建てたものである。この氏神様の社には合格祈願の札が一杯貼つてあった。子供達がいっぱい来て参拝していた。

この氏神様の右の方に赤色の小さい社が見えるが、これは商売繁盛のお稲荷様である。

(後に出す甲 A 2 7 0 写真 8-2、8-3、8-4、8-5 を示す。)

事故前はここで 11 種類のキノコを原木で栽培していた。

同写真 8-2 はナメコである。ナメコは山桜に植えるととてもいいナメコが採れる。

同写真 8-3 はシイタケである。

同写真 8-4 は畠シメジである。皆さんその後ろにある平地に地表から 50 センチ以上深い場所に埋れ木があって採れるシメジである。

同写真 8-5 は裏の山に自生しているナラタケである。裏山は、シメジも香茸もナラタケなども、キノコがよく採れる場所である。

私は自然を取り入れた生活をしたいと思って、ブルーベリーのほかに、ウコギとかイゾウコギ(杉の左に植わっている)とか、裏山には山ブドウ、野ブドウ(最近は民間療法として肝臓に聞くと言われている。免疫抗体力が実証されて今流行っている)も栽培している。この裏山の小さな池ではドジョウとタニシを養殖している。ドジョウもタニシも好む条件さえ作ってやれば養殖は簡単にできる。

ここ私の家の周辺は一年を通じて楽しめるように作ってあつた。春はウコギの新芽とかワラビも植えてあった。秋遅くから 2 月頃までは原木栽培のナメコが採れた。雪を被つて雪ドームになった下が保温されているので適度な湿度があつて採れた。後はヌキタケ

も 1 月から 1 月頃まで採れた。1 年中この里山は親しみの場になっていた。

【放射線量測定結果】

原告側 :  $1.10 \mu \text{Sv/h}$

被告側 :  $1.02 \mu \text{Sv/h}$

(指示説明終わり)

第9 渡邊新一自宅・タバコ作業場・農地等

1 検証場所の所在

福島県伊達郡川俣町山木屋字地切1番地

2 指示説明の内容

(1) 渡邊宅玄関前

《ポイント内行程図の図9-2のイ》

(同写真9-1)

【原告ら代理人宮田学】

渡邊家の当主は原告渡邊新一であるが、両親である原告渡邊直一・同渡邊サク夫妻は、今は、本日最初の検証地点であった応急仮設住宅に居住している。

渡邊家は、原告渡邊直一の代から葉タバコの生産では山木屋全体をリードする役割を果たしてきたが、それは渡邊家の母屋の玄関に掲げられた葉タバコの種々の賞や「百畝会員」の章（ポイント内行程図写真9-2）からもうかがえる。

渡邊家の居宅は、昭和30年に建築、同58年に増築された。1階が約210m<sup>2</sup>（約63坪）、2階が約170m<sup>2</sup>（約51坪）で床面積の合計は約380m<sup>2</sup>（約115坪）もある。原発事故前はここに大人5名（原告渡邊直一夫妻、原告渡邊新一夫妻及び原告渡邊新一の長男原告渡邊優太）が居住していたので、1人あたり約75m<sup>2</sup>（約23坪）の居住空間があった。

したがって、原告渡邊直一夫妻の現在の住まい、30m<sup>2</sup>弱（約9坪）しかない仮設住宅はそれ自体が大きなストレスと感じられるであろうし、それは広い家に住み慣れた他の多くの原告にとっても同じと考えられる。

## (2) 主たる建物 1 階客間

《ポイント内行程図の図 9-2 及び同図 9-3 のロ》

### 【原告ら代理人宮田学】

ここは、渡邊家母屋の 1 階客間である（ポイント内行程図写真 9-3）。

渡邊家は、代々、ここ字地切 1 番地に居を構え、地域社会の中心となってきた。この部屋にある神棚は山木屋一と言われている。「三四獅子舞」では、下組の「宿（やど）」を 16 年ごとに担当しており、平成 4 年には直一が、同 20 年には新一が宿主となった。

三四獅子舞では 1 ヶ月前から踊りの練習の場となる。八坂神社への奉納当日は関係者が朝早くから「宿」に集まり、八坂神社に奉納し、依頼のあった家々の軒先で踊った後、「宿」に戻って庭先で最後の舞を踊って、直会（なおらい）とよばれる「打ち上げ」を地域住民総出で行なう。「宿」を担当するのは、古くから続いている旧家に限られており、渡邊家もその 1 つである。

（後に出す甲 A 270 写真 9-1 ないし 9-4 を示す。）

これらは、渡邊家が「三四獅子舞」の際の「宿」を担当したときの写真である。写真 9-1, 9-2 はこの部屋にも飾られている。

### 【原告渡邊新一】

（同写真 9-1 及び 9-2 を示す。）

こちらは、私のうちの者と獅子舞の関係者、地区民の方々で、お祭りに出かける前に集合写真として、毎回撮っている。

（同写真 9-3 を示す。）

こちらがその当時の獅子舞を踊った獅子子達や、周囲の方々である。

(同写真9-4を示す。)

この写真が、お祭りの時に、多くの地域の方々に来て、お手伝いいただく、その時の食事の準備を担当してもらっている地域の方々である。

お祭り当日は朝早く4時頃から来てもらい、まずお祝いのお赤飯を作っていていただく。朝食の準備のあとは昼食、帰ってきてからの「なおりい」=打ち上げ、そちらの準備までやっていただく。

以上は当日の話だが、前日も「千本きり」と言って、ちょっと神棚に一部残っているもので、八坂神社の方にもあった「ささら」をいっぱい作ってもらう。この屋敷の庭先でもブルーシートを敷いて、本当に地区民全員で、前日から大勢の方々に協力してもらっていた。

### (3) 主たる建物1階床の間

《ポイント内行程図の図9-2及び同9-3のハ》

#### 【原告渡邊新一】

今は襖とかあるが、祭り当日は襖等を全部取り払って一面使えるようにし、ここにテーブルを二列向き合う形にして、ここに最低でも50人以上入れるような形です。廊下も使える。

こういうことができるよう祖父が、その当時考えて、こういう間取りにした。

祭りの当日、床の間(ポイント内行程図写真9-4)の正面に「獅子頭」を飾って、その周りにお膳を置いて、毎回、練習の度に(もちろん祭日の当日も)ここにお膳を上げて、「今日もよろしくお願ひします。」といった挨拶をしてから練習を始め、練習が終わればまたここに収める。打ち上げの度にまた反省会をする。

「獅子頭」をお祭りの前年に預かってきて、お祭りの年ももちろんだが、次の年、次の宿に送るまでこちらの方に飾つておく。

(4) 主たる建物 1 階床の間の隣の部屋

《ポイント内行程図の図 9-2 及び同図 9-3 のニ》

【原告渡邊新一】

この部屋は閉め切っていたので、床が柔らかくなっているが、ことそちらの奥（東隣）を両親の部屋、寝室として使っていた（ポイント内行程図写真 9-5、同 9-6）。

(5) 渡邊家の耕作地が見える道路上

《ポイント内行程図の図 9-2 のホ》

(後に出す甲 A 270 写真 9-5 及び 9-6 を示す。)

写真 9-5 は、渡邊家周辺の航空写真である。

写真 9-6 は、渡邊家周辺の Google マップの写真に耕作地及び仮置き場の位置を書き入れたものである。仮置き場は、以前は水田として使用していた所である。

原告渡邊新一は、農家の 8 代目であるが、福島農蚕高等学校卒業後に就農した。しばらくは野菜作りや牛の飼育も行なったが、平成になったころからは、父直一から引き継いだ葉タバコと水稻を中心と耕作してきた。特に葉タバコの生産では、山木屋の葉タバコ生産をリードする役割も引き継いできた。

高齢化した農家から田畠を借りたりして耕作面積も大幅に増やし、本件原発事故発生前には、田 722 アール、畠 648 アールにまでなっていた。いずれの耕作地も整地作業のほか土壌改善に重ねた結果、安定した生産高を手にするようになっていた。本件原発事

故の前年からは、原告渡邊新一は、両親及び妻に加えて、家業を継ぐことを決意して戻ってきた原告渡邊優太とともに、農業に従事していた。

渡邊家では、居宅と同じ敷地に物置や倉庫があるほか、少し下がった所に葉タバコの作業場1棟と乾燥場2棟がある。今は骨組みだけになってしまったが、ビニールハウスの乾燥場もある。

耕作地は、自宅前に広がっており(ポイント内行程図写真9-7)，自宅に近いところには、葉タバコ耕作地の土壤改良のための腐葉土つくりのスペースがあった。ここでは、次に行く所有山林等で集めた枯葉を積み重ねて、腐葉土作りをしてきた。しかし、山林の放射能のレベルが高いため、これまでのような枯葉の利用はできなくなってしまった。

農地は、農民が長年、あるいは代々にわたって、土壤改良等を重ねながら生産性を高めてきた。除染のためとは言え、表土をはがれた土地はそのまま耕作することはできない。そのため、原告渡邊は、どうすれば従来のように生産性を上げることができるのか、途方にくれている。

他方、耕作地の隣には、広大な除染廃棄物の仮置場が広がっている。そのため、仮に作物を生産できるようになったとしても、採れた作物を消費者に受け入れてもらえるか、大きな不安を有している。

#### 【原告ら代理人田邊一隆】

葉タバコ栽培の流れについて説明する。

葉タバコ栽培は、種を撒くところから始まる。山木屋全体で、3月上旬から1か月くらいかけて種まきを行う。

(後に出す甲 A270 写真9-7及び9-8を示す。)

4月の初めころ、ある程度育った苗を育苗センターから買ってく

る。苗をポットに仮植えするが、山木屋の春はまだ寒いので、熱がないと苗は育たない。渡邊家では、山から採取してきた木の葉に肥料を混ぜて、その上にポットを置いて熱源にしていた。

木の葉は、山から集めてきて、発酵剤と混ぜて踏み込む。すると、発酵を始め、熱源になる。なお、この木の葉は2年くらいで完熟し、落ち葉堆肥になる。落ち葉堆肥は、ポットに入れて使っていた。のちに木の葉を集めてくる山を検証するが、渡邊家をはじめ、山木屋の多くの農家では、自然界にあるものを繰り返し活用して農業に役立てていた。

(同写真9-9、9-10を示す。)

仮植えした葉タバコは、20日ほどで大きくなる。9-9の写真が、育った苗である。

そして、4月25日ころ、畑に植え替える。機械で植えると穴が開いてしまい、そのまま放置すると不揃いになってしまないので、穴埋めしたりその後専用の機械で土寄せをしたりする。9-10の写真が、畑に植え替えている様子である。

(同写真9-11、9-12を示す。)

その後は青虫がつかないように消毒したり、除草などの作業を行うが、JT(日本たばこ産業株式会社)の指導で、消毒や除草の回数が制限されている。

初夏には、これらの写真にあるように青々とした葉タバコ畑が一面に広がる。

(同写真9-13を示す。)

早ければ6月末ころから、収穫が始まる。葉タバコは何度も収穫する。収穫は下の方から順次行われる。

一番忙しい時期は7月末からお盆前までである。収穫時期は、人

手が足りないため、お金を払って人を雇用する。

#### (6) 葉タバコ乾燥場

《ポイント内行程図の図9-2のへ》

【原告ら代理人田邊一隆】

ここが渡邊家の葉タバコの乾燥所である（ポイント内行程図写真9-8、9-9）。収穫したタバコの葉は、水分がまったくなくなるまで乾燥させなければならない。

（後に出す甲A270写真9-14、9-15を示す。）

写真9-14が葉タバコをビニールハウスで乾燥させている様子、同9-15が乾燥所で乾燥させている様子である。

葉タバコの葉は、縄に付けて吊るして乾燥させる。乾燥所は夏場は非常に暑く、同所での作業は非常に辛い作業である。

乾燥させた葉タバコは、仮に結わえて貯蔵し、その後、選別をして梱包し、JTに出荷する。

【原告渡邊新一】

（乾燥所内の乾燥機を示す）

自然相手ではどうしても完全に乾燥しきれない葉タバコが出てしまうので、そのような葉タバコは、「仕上げ乾燥」といって、最後に火力を使っていったんカリカリに乾燥させ、その後除湿器で自然に戻しながらちょうどよい水分に戻す。これはこのように葉タバコを強制的に仕上げていくための機械です。

【原告ら代理人田邊一隆】

ちょうどよい水分とのことだが、乾燥の後出荷するに際して、どの程度乾燥しなければならないのか、ということは決まっていたのか。

【原告渡邊新一】

だいたい14～15%といわれているが、それはあくまで目安であって、最終的にはJTの鑑定人が葉タバコを握って判断する。その感覚を私たち耕作者も把握しないと梱包して出荷することはできない。

【原告ら代理人田邊一隆】

それはやはり、長年の経験と知識が必要になるのか。

【原告渡邊新一】

1年や2年では覚えられない。長年の経験と、うちの場合は親の代からやっていたので、そういう経験がものをいって、なんとかできるようになった。

自然が相手なので、どうしても貯蔵している間に変化もあるので、そういうところも十分に注意して取り扱っていかなければならなかつた。

【原告ら代理人田邊一隆】

このように、一言で葉タバコ栽培といつても、多くの工程を踏まなければならない、様々な知識や技術が必要である他、多数の農業用施設や、機械、そして人手が要求される。

また、山から木の葉をとってきて利用する必要があるが、山林は除染対象ではない。将来避難指示が解除されたとしても、本件事故前と同様の葉タバコ栽培を再開することはできないだろう。

【原告渡邊新一】

この乾燥施設はガラスが入っているものでできていて、宅地建物除染の対象にはならない。だから、このままでは本当に使えない。どの農家もみな、乾燥施設を建て替えなければいけない、そのためには多額の投資をしなければいけない。

ただ、投資をして再開できるかの目途も立っていない。福島県内では葉タバコ栽培を再開している地域もあるが、毎年 1 軒くらいずつ、JT の基準を超えて放射能が出ている。そういうことを聞くと、これから山木屋の避難指示が解除されて、山木屋で葉タバコの栽培を再開しても、基準値以下のものが本当に作れるのか、そういう心配がある。

本件事故前も自然と向き合いながらやってきたが、これから、放射能の影響を心配しながら、今まで以上に細心の注意を払っても、基準値以下の葉タバコを栽培できるのかという見通しが全く立たない。

また、渡邊家では稲作もやっていた。山木屋も後継者不足だったので、うちのような専業農家がこれから地域の農業を担っていかなければならぬという思いで、使わない水田を借りて、もっと耕作地を広げる予定だった。本件事故の年にも 50 アールの水田を借りる予定だった。他にも、水田を借りてほしいという要望があった。そんな中で、後継者も迎えてこれから山木屋の農業を支えていきたいと思っていたところで、本件原発事故が起きてしまった。

残念でならない。

(指示説明終わり)

## 第10 原告渡邊新一の山林

### 1 検証場所の所在

福島県伊達郡川俣町山木屋字木ノ間山1番地28

### 2 指示説明の内容

《ポイント内行程図の図10-1》

【原告ら代理人宮田学】

農家では、耕作に適した農地を作るため、日々努力を重ねている。たばこ栽培をしている農家では葉たばこに適した農地を作るため、毎年、枯葉を集めて腐葉土づくりをしてきた。

原告渡邊新一の場合は、その地形等から枯葉を集めやすいこそ山木屋字木ノ間山（このまやま）1番地28に所有している山林等を利用してきた（ポイント内行程図写真10-1、10-2）。渡邊は、山の中に入ってブロワー（送風機）で枯葉を集め、袋詰めして下までころがし、トラックで自宅前の農地に運んでいた。

（後に出す甲A270写真10-1、10-2を示す。）

これらは、別の原告の参考写真であるが、原告渡邊も同じようなやり方で枯葉を運搬し、それを利用してたばこ栽培に適した腐葉土作りをしていた。

ところが、山林は道路端から20mの範囲以外は除染されていない。また、山林の除染は、具体的には、枯葉や下草を除去するだけである。そのため、新しい枯葉等が除染されていない山から下ってくると、当然、放射線量は高くなる。

加えてここは、放射線量が高いために山木屋地区で唯一「居住制限区域」に指定された乙第8区に属しているため、従来のような山林の利用ができなくなってしまった。

## 【原告渡邊新一】

今説明があったように、私のうちでは山から枯葉を集めているが、何ヶ所かから集めてきた。

木の葉というのは、毎年さらっても、あまり多く集まらないので、今年はここをさらって、来年はここっていうふうに、何ヶ所かで回すようにして木の葉をさらうようにしてきた。

こういう（傾斜のある）地形を利用することによって、木の葉を袋に入れると上から下の方に転がって來るので、地形的な利点を利用して、作業の効率化、労力の軽減化を図っている。

山木屋地区のたばこ農家の方は、みな、山の木の葉をさらうということで肥料作りをしているが、全員が山林を所有している訳ではない。山林がない方は、他人の山林の木の葉を譲っていただくというか、買ってでも木の葉を集めて、腐葉土作りのための木の葉を集めてきた。

たばこ作りには腐葉土が大事で、「苗（作り）半作（はんさく）」と昔から言われている丈夫な苗を作るために、とても重要なことである。

それから苗以外にも、多くの腐葉土が出来てくるので、そちらを畑の方にやることによって、毎年毎年の積み重ねであるが、畑の状態を最高の状態にしていくという、長年、先祖伝来、そういう作業を続けてきた。（本件原発事故発生前は）これからも同じことが続くのかなと思っていた。

たばこ農家の木の葉だけではなく、ここ山木屋は自然の恵みを生かしていろんなものを再利用する、そういう循環型農業を日頃より行なってきた。地域の循環、それは取りも直さず、自然環境の維持ということにおのづと役立っていたということであるが、今後そ

ういうことが本当にできないのかと思うと、とても残念で仕方ない。

【放射線量測定結果】(除染済みの箇所)

原告側 :  $1.75 \mu \text{ Sv/h}$

被告側 :  $1.70 \mu \text{ Sv/h}$

(指示説明終わり)

## 第 11 国道 114 号線の浪江町との境界付近

### 1 検証場所の所在

福島県伊達郡川俣町山木屋広久保山

### 2 指示説明の内容

#### (1) ゲート・モニタリングポスト付近

《ポイント内行程図の図 11-1 のイ》

【原告ら代理人鈴木堯博】

この場所は、「山木屋水境待合所」と表示されているとおりバス停留所になっていたところである（ポイント内行程図写真 11-1）。

（後に出す甲 A 270 写真 2-1 を示す。）

これは山木屋全体の地図であるが、この真ん中を通っている道路が国道 114 号線である。このすぐ前の道路である。今、この地図の右端の浪江町との境界付近にいる。

この 114 号線は山木屋を身体に例えるとまさに大動脈の役割を果たしていた。JRバスが福島駅から 114 号線を通ってこの場所まで来て、また福島駅まで戻って行くという幹線道路の役割を果たしていた。

ところが、この 114 号線は放射能の通り道になってしまった。

（後に出す甲 A 270 号写真 11-1（甲 A 97 の④））を示す。

この地区的地名は「広久保山」という。

写真 11-1 は、平成 23 年 8 月 23 日に文科省が発表した「山木屋地区の土壤汚染数値」である。山木屋の各地区の汚染数値を表したものである。「広久保山」は赤い線で囲まれているとおり、Cs134 + 137 の合計で、165 万ベクレルである。他の田畠の多くが 40

万ベクレル程度であったのに比べると、その4倍という高い汚染値を示していた場所である。

この数値は、チェリノブイリの厳戒管理区域の55万ベクレルを遙かに超えるものである。

【裁判所からの質問】

ベクレルの単位は、Bq/m<sup>2</sup>とBq/kgのいずれなのか。

【原告ら代理人鈴木堯博】

その点については後程確認したうえで書面を提出する。

〈付記〉

後に原告らは「準備書面(255)」を提出し、上記のベクレルの単位はすべてBq/m<sup>2</sup>であると回答した。

【原告菅野清一】

山木屋地区の面積は37平方キロメートルある。東京都で言えば品川区と目黒区の面積を足したものと大体同じである。

この広久保山という地域は居住制限区域になっている。

先ほど165万ベクレルという話があったが、新聞発表によると、この地区の1年間の積算線量が44.4ミリシーベルトとなり、年間20ミリシーベルトを超えるということで、原子力災害特措法20条及び15条で避難区域の指定になった。

原発事故前は、この道路の北側は「みちのくグリーン牧場」があったところで、約70頭の牛を飼っていた。低温殺菌の牛乳とか、ナチュラルチーズとか、結構有名だった(ポイント内行程図写真1-3)。

この場所の南東方向にあった牧場では30頭ほどの乳牛を飼っていた。

南方向にあった養鶏場では約1000羽の川俣シャモを飼って

いた。川俣シャモは普通のブロイラーと違って100日とか120日の間平場で飼育するものなので、この線量では飼育を再開するの是不可能ということである。

この地区は山木屋の中でも比較的高地にあるので普通の農作物の栽培が難しく、養鶏とか和牛や乳牛の飼育とか畜産業で生計を立てていた地区である。

川俣町内に108カ所の富士電機のモニターがあり（ポイント内行程図写真11-2）、我々はインチキモニターと言っているが、実際は国から貸与された線量計の計測と比べても、3割くらい低くなっている。

このような所で営農再開をするのは500%以上困難だと思っている。

#### 【放射線量測定結果】

原告側：1. 16  $\mu$  Sv/h

被告側：1. 08  $\mu$  Sv/h

#### 【モニタリングポスト数値】

0. 853  $\mu$  Sv/h

### (2) 浪江町との境界付近と国道114号線

#### 《ポイント内行程図の図11-1の口》

#### 【原告ら代理人鈴木堯博】

この地点は浪江町である（ポイント内行程図写真11-4）。

この114号線が北西側に向かって段々下っている。この地点は標高576mあるが、本日の最初の検証ポイントである仮設住宅の

場所は標高 200 m なので、山木屋中心部に向かってここからずつと下がっていくことになる。

2011（平成23）年3月11日午後2時過ぎに東日本大震災が発生し、その後、12日から14日にかけて、福島第一原発で次々と爆発事故が起った。

この場所は、福島第一原発から30キロ圏内にあるが、山木屋地区の中では最も高濃度の放射性物質の汚染に曝された。

（後に出す甲A270写真11-2〈甲A97の②〉を示す。）

これは、平成23年4月末の文部科学省等の調査結果である「地表面のセシウム134と137の蓄積量」を示した汚染地図である。

この図によると、赤色で塗られている帯状の部分がこの地域まで及んでいる。 $1\text{m}^2$ 当たり300万から3000万ベクレルという、最も高濃度の放射性物質が福島第一原発からこの境界付近の山木屋地区にまで達していたことが分かる。

国道114号線はここから西方ないし北西方向に向って次第に下っていく。

3月15日午後に北西方向への強風が吹いたために、高濃度の放射性物質がこの場所から谷あいにある国道114号線に沿って山木屋中心部に向かって降りていった。セシウムは空気よりも重いので国道114号線を這うようにして移動し山木屋全体を汚染するに至ったものと考えられる。

【原告菅野清一】

爆発は一番最初が3月12日の午後3時36分に福島第一原発1号機で、一日置いて14日午前11時1分に3号機が爆発し、翌15日午前6時10分に2号機、そして6時18分に4号機と続いて、4つの建屋が爆発した。

放射線は最初海側にあった。そして3月15日内側に来て北西方に向に來たので国道114号線が通り道になった。国道114号線は谷あいにあったので、浪江町から80キロ位のところがずっと放射線の通り道になった。特に3月15日の爆発の時にはこの道路は車両の数珠つなぎになった。

私どもが対策本部に行って戻ってきたりするとパトカーに何度も止められたりして帰るのも大変だった。その間地元の人は何の情報もなかつたので種蒔きなど農作業の準備をしていた。その間、白装束を付けた人の乗った特殊車両がどんどん通るなかで、住民は何の情報もなく大量の被ばくをさせられたというのが実態である。

避難の話は、4月10日に枝野官房長官が役場に来て、翌11日に国から議会に説明があつて、4月16日に住民説明会をやって初めて午間20ミリシーベルト以上の積算量があると知らされた。その間も福島県にはスピーディのデータが84通来ていたが、それは一度も公表されなかつた。

3月17日から19日にかけて、横田基地にある中型の輸送機とヘリコプターの2機でこの上空を計測したら $125 \mu\text{Sv}$ 出たことが計測されたが、福島県にも川俣町にも一切報告はなかつた。住民は何の情報もないまま置かれていた。まさに法治国家としてあり得ない事態が避難地区では行われていた。

事故後3日間は電気も止まっていてテレビの報道も分らず、何の情報もなく大量汚染につながって今の状態になったというのが実情であった。

極めて残念だし、不当な扱いをされたと思っている。

### 【放射線量測定結果】

原告側：2.70  $\mu$  Sv/h

被告側：2.64  $\mu$  Sv/h

(指示説明終わり)

以上

原本

平成 24 年（ワ）第 213 号，平成 25 年（ワ）第 131 号，同第 252 号  
平成 26 年（ワ）第 101 号，平成 27 年（ワ）第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 585 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社



### 第 3 回検証・検証ポイント内行程図・写真撮影報告書

2016 (平成 28) 年 12 月 8 日

福島地方裁判所 いわき支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 利孝

同 弁護士 広田 次男

同 弁護士 鈴木 勇博

同 弁護士 清水 洋

同 弁護士 米倉 勉

同 弁護士 笹山 尚人

同 弁護士 高橋 右京

外

## 第1 仮設住宅

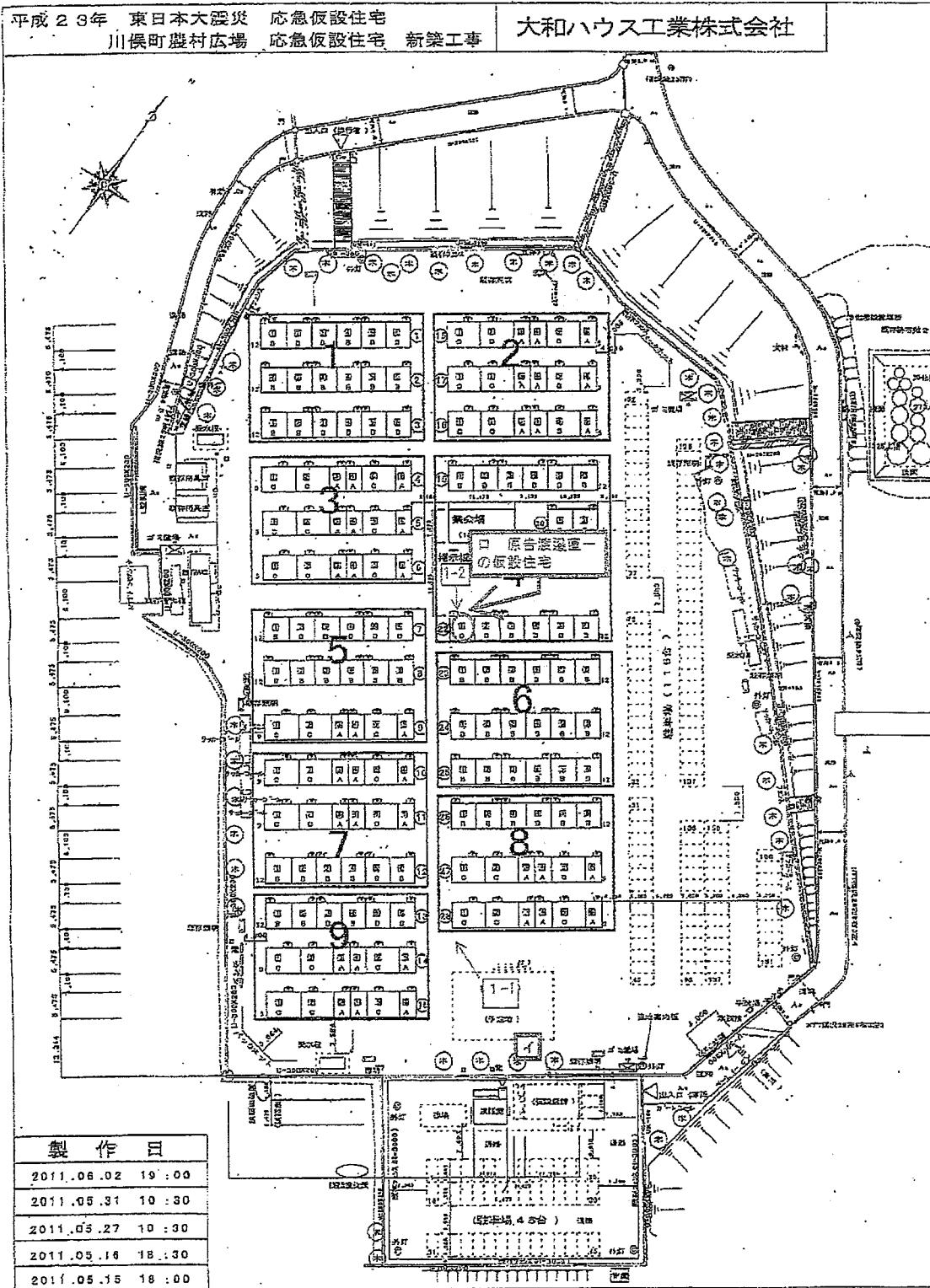


図1-1 原告渡邊直一の居住する仮設住宅全体の平面図

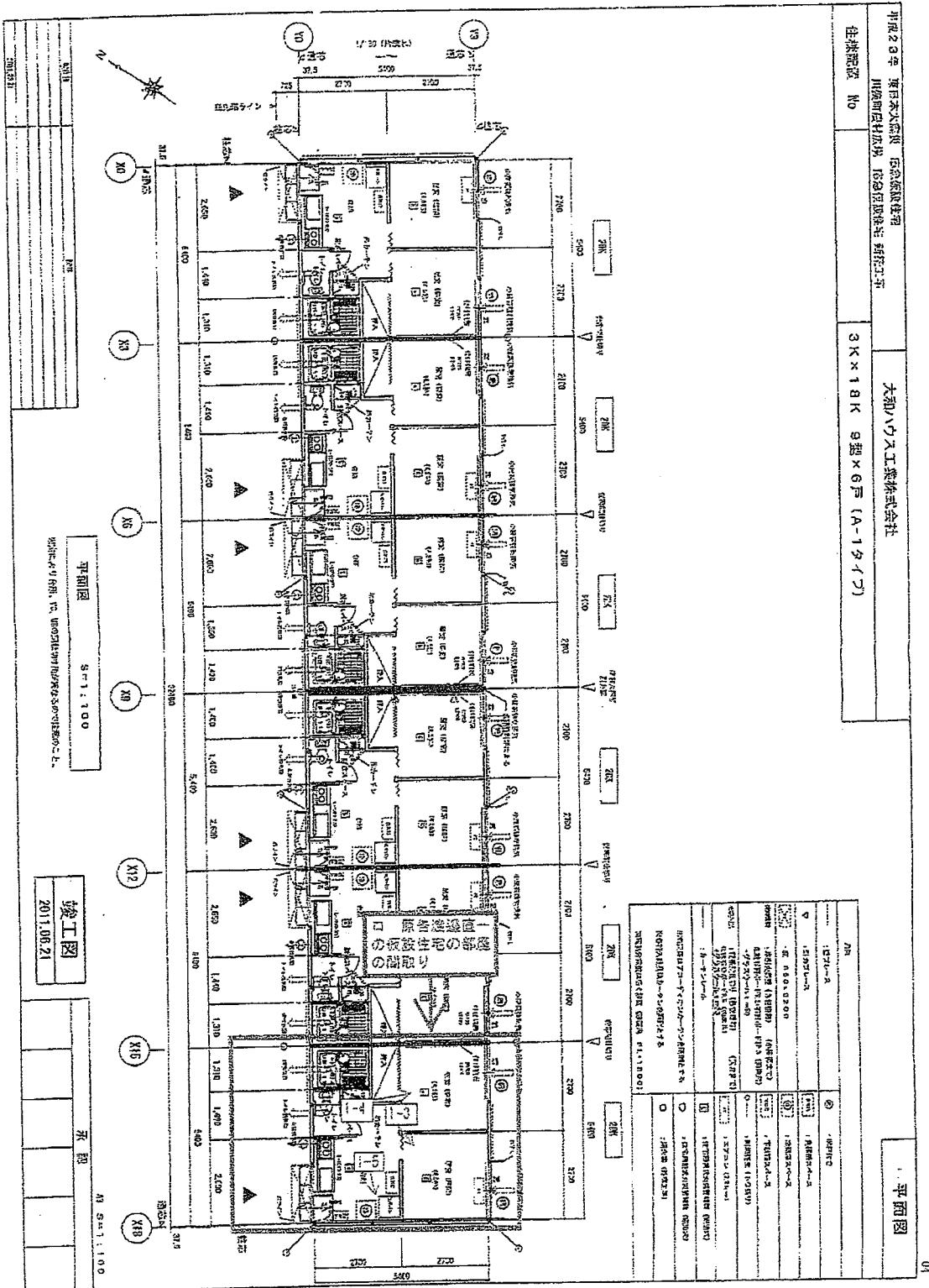


図 1-2 原告渡邊直一の居住する仮設住宅の間取り図

写真 1－1 仮設住宅

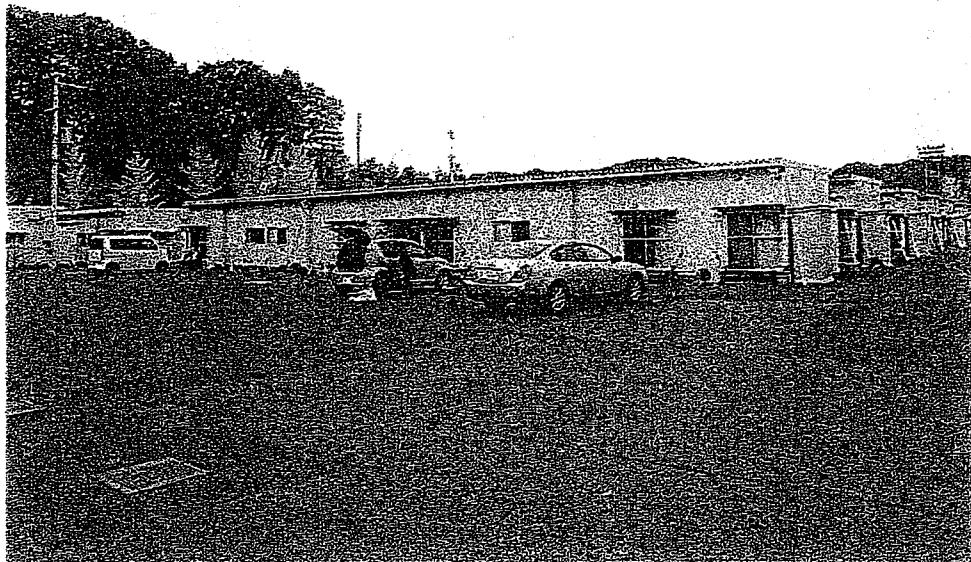


写真 1－2 原告渡邊直一の仮設住宅



写真1－3 原告渡邊直一の仮設住宅の内部（居間）のようす



写真1－4 同上（寝室）

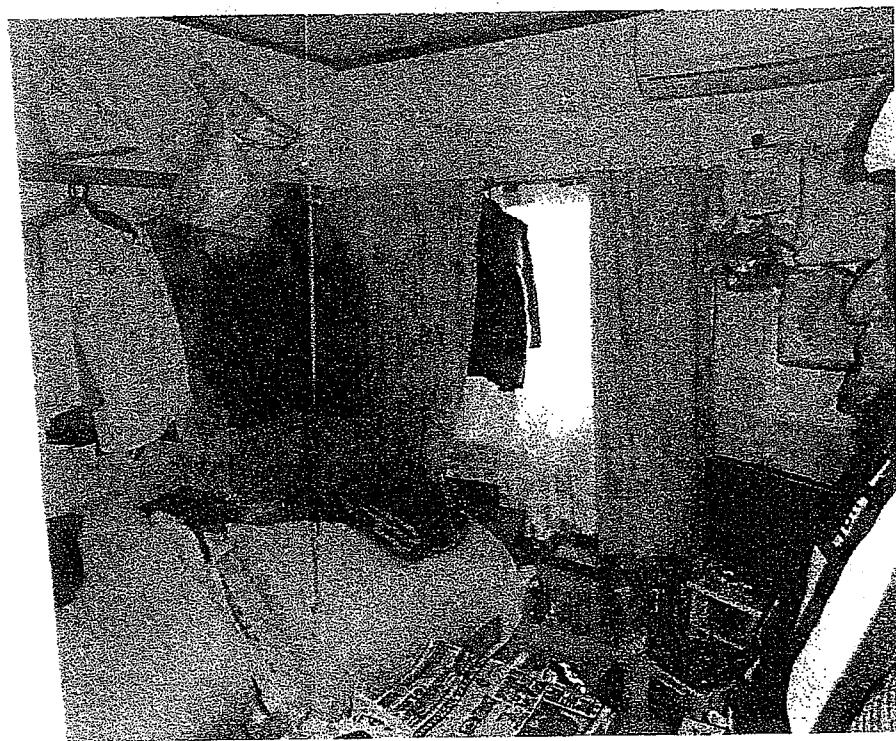


写真1－5 同上（台所）



## 第2 3区の仮置き場等

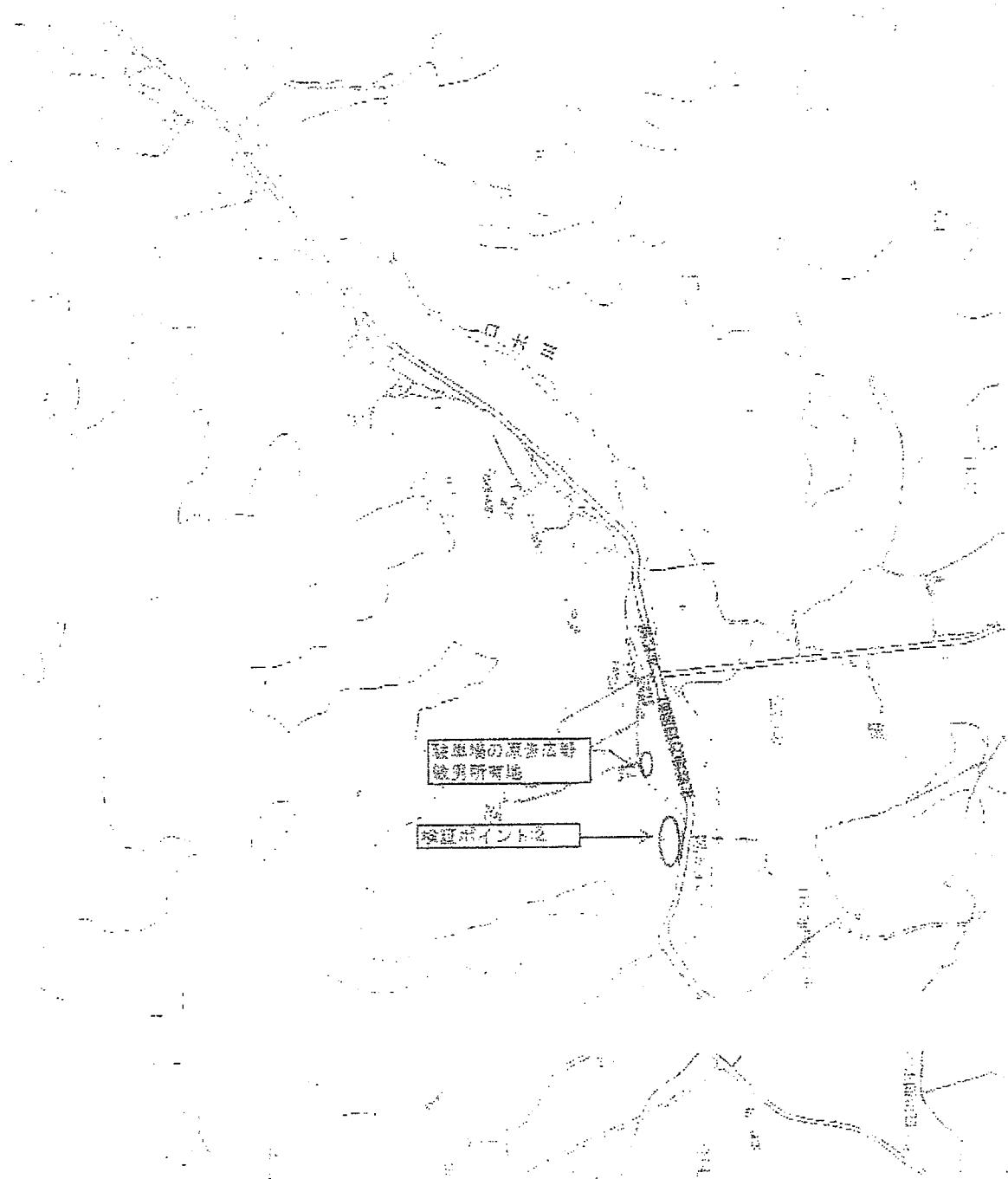


図2-1 3区の仮置場等の検証ポイント及び駐車場

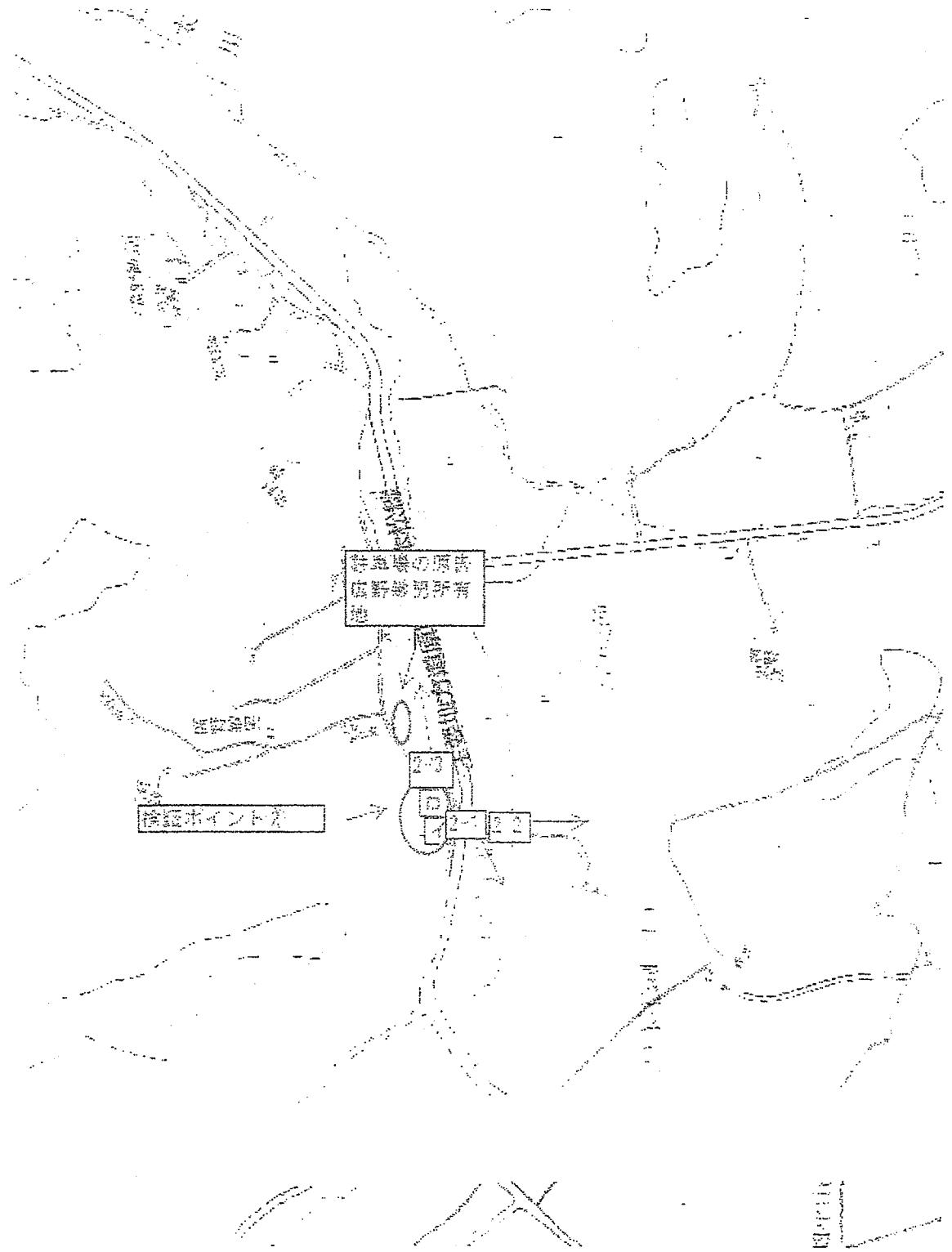


図2-2 図2-1の拡大図

写真2-1 3区の除染土・汚染廃棄物仮置場

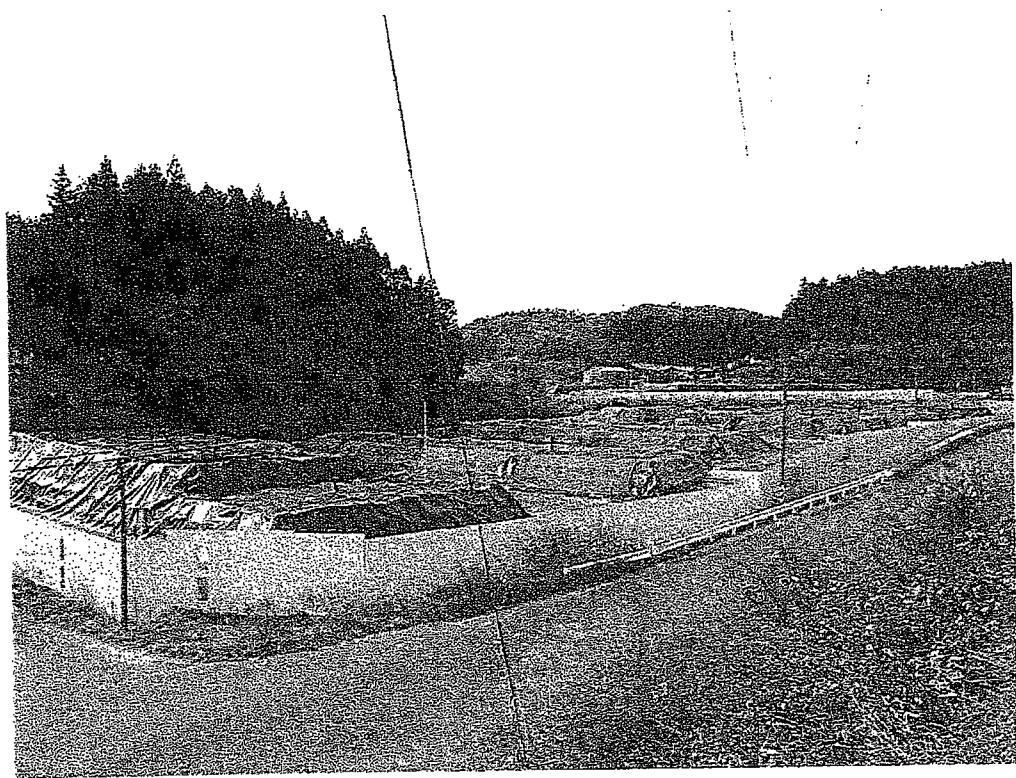


写真2-2 同上

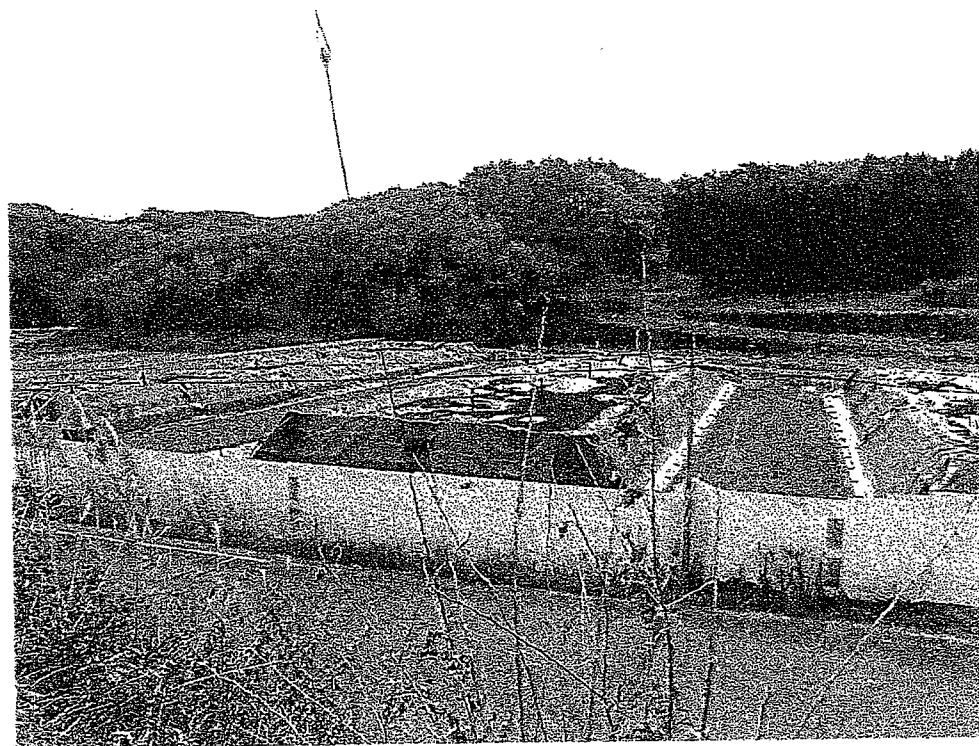
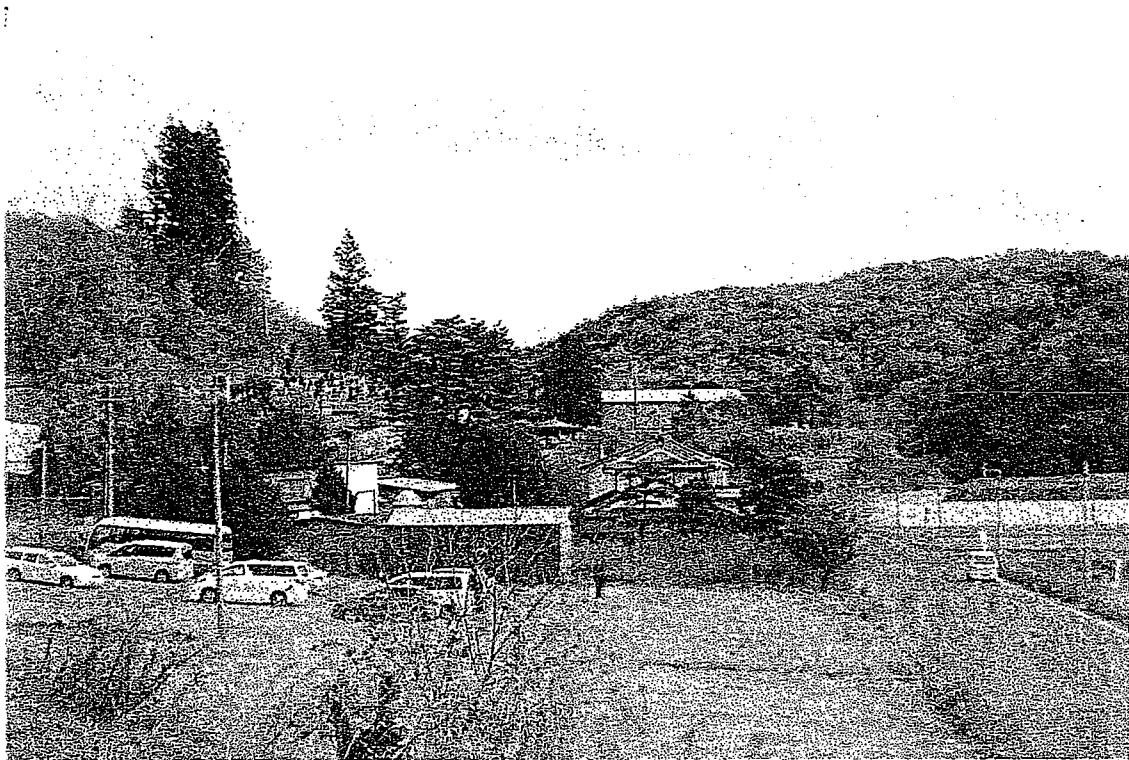


写真2－3 3区の墓地、薬師様のある杉の木立、広野商店



### 第3 米倉牧場

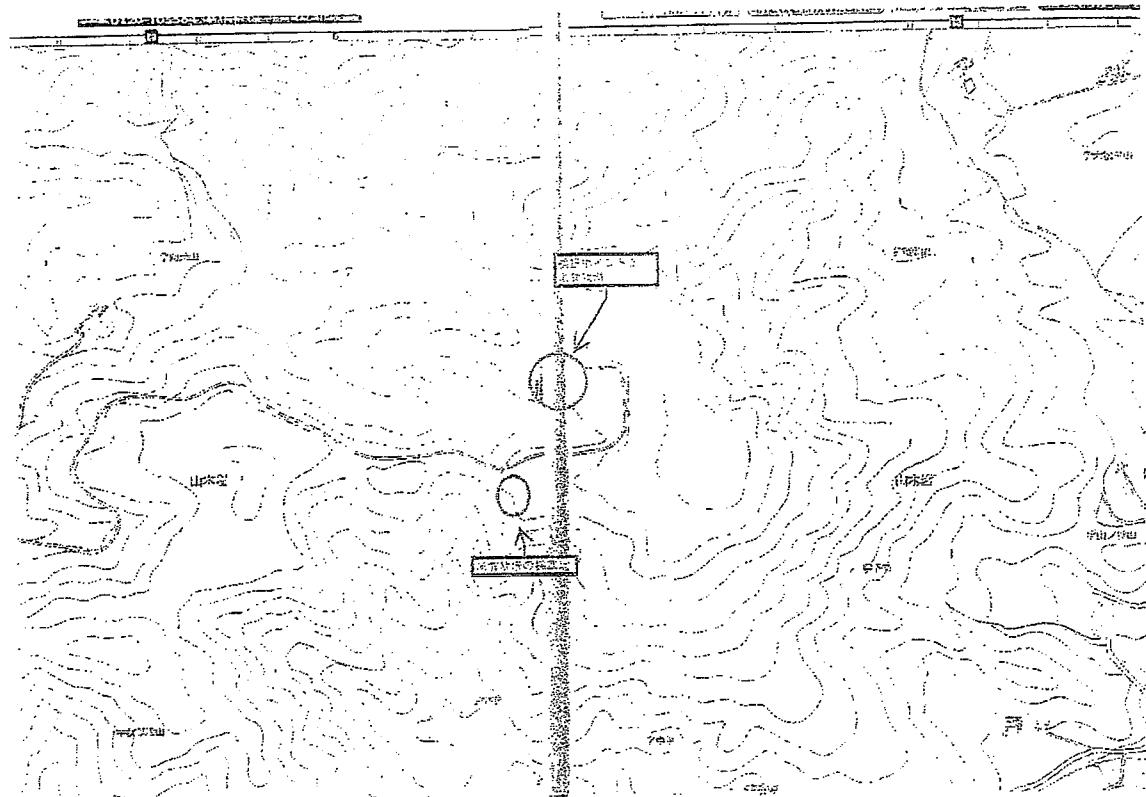


図3－1 検証ポイント③米倉牧場の位置、及び検証場所

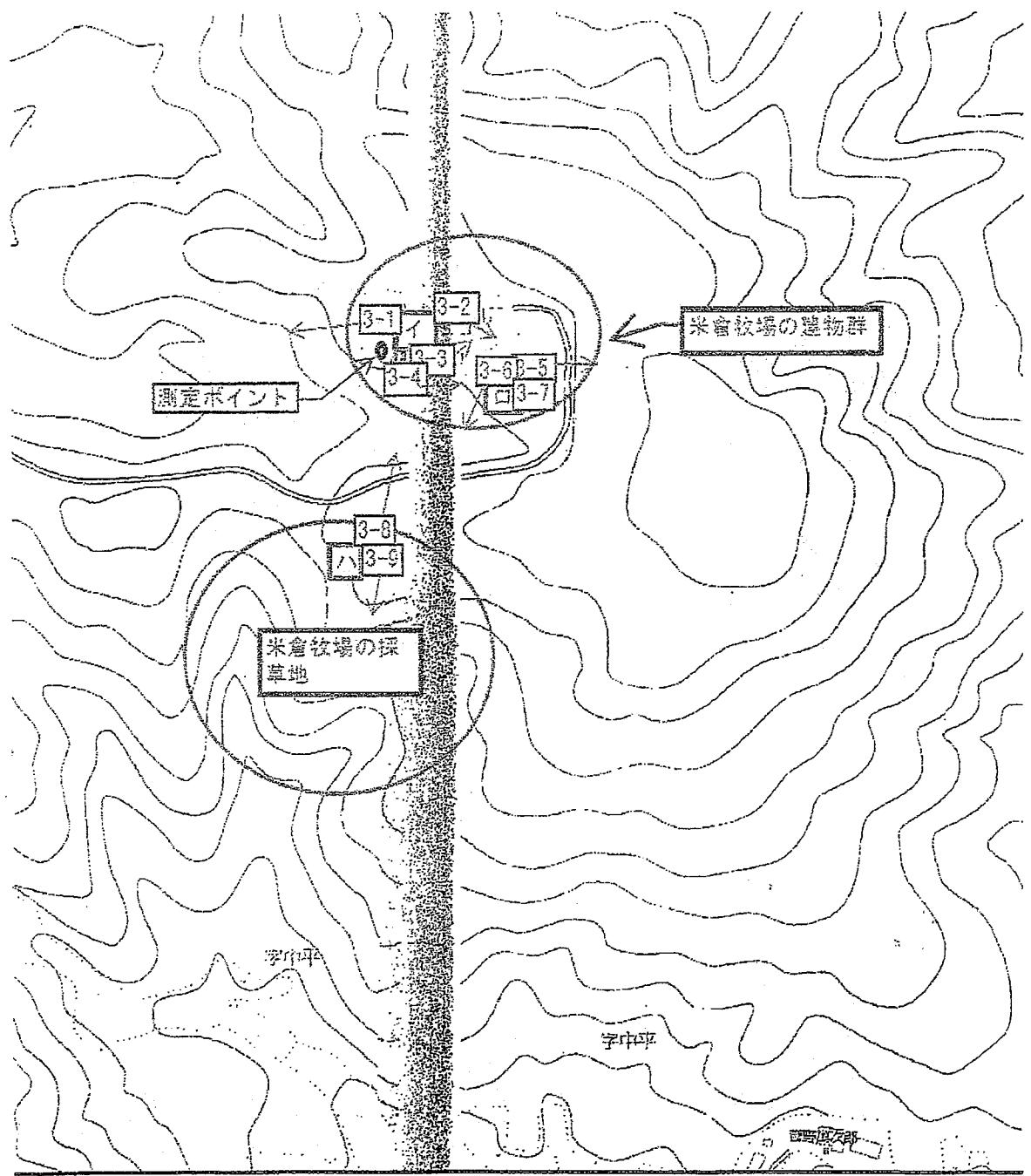


図3-2 図3-1の拡大図

写真3－1 米倉牧場の放牧場



写真3－2 解体された牛舎の跡

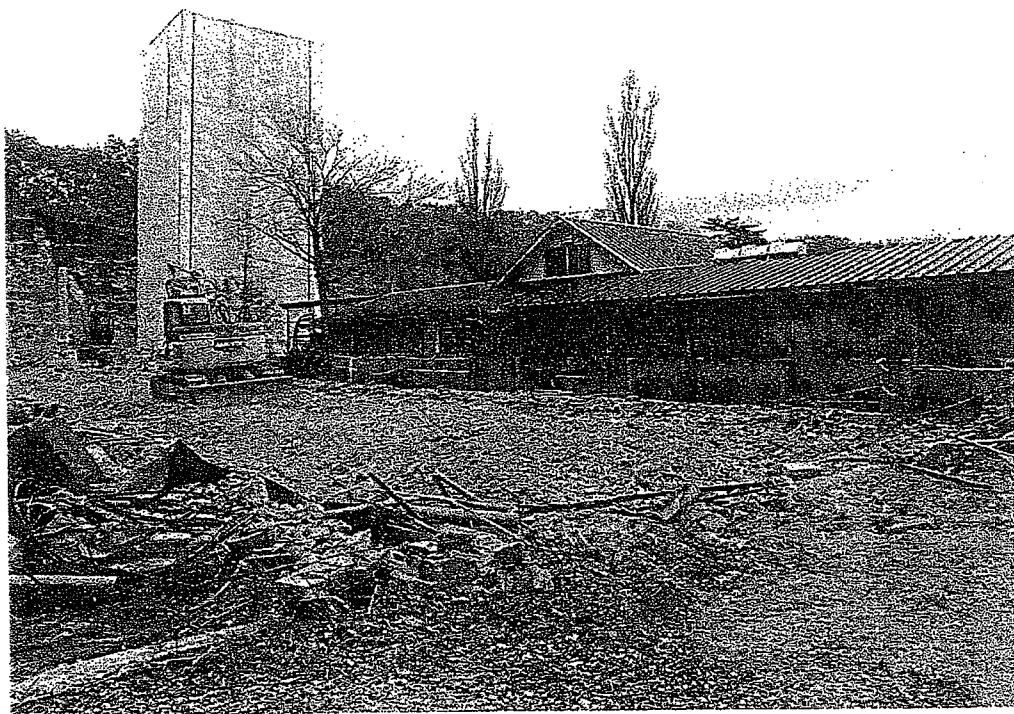


写真3－3 子牛の育成舎

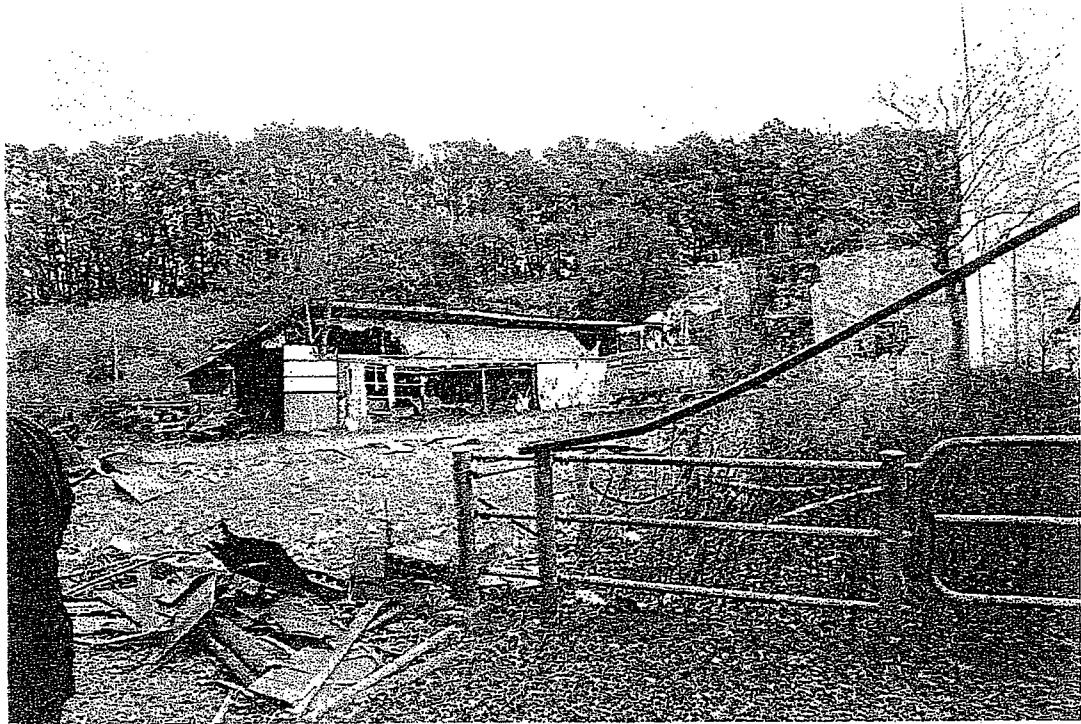


写真3－4 サイロ（白い覆いが掛けられた塔）及び搾乳舎（右の建物）

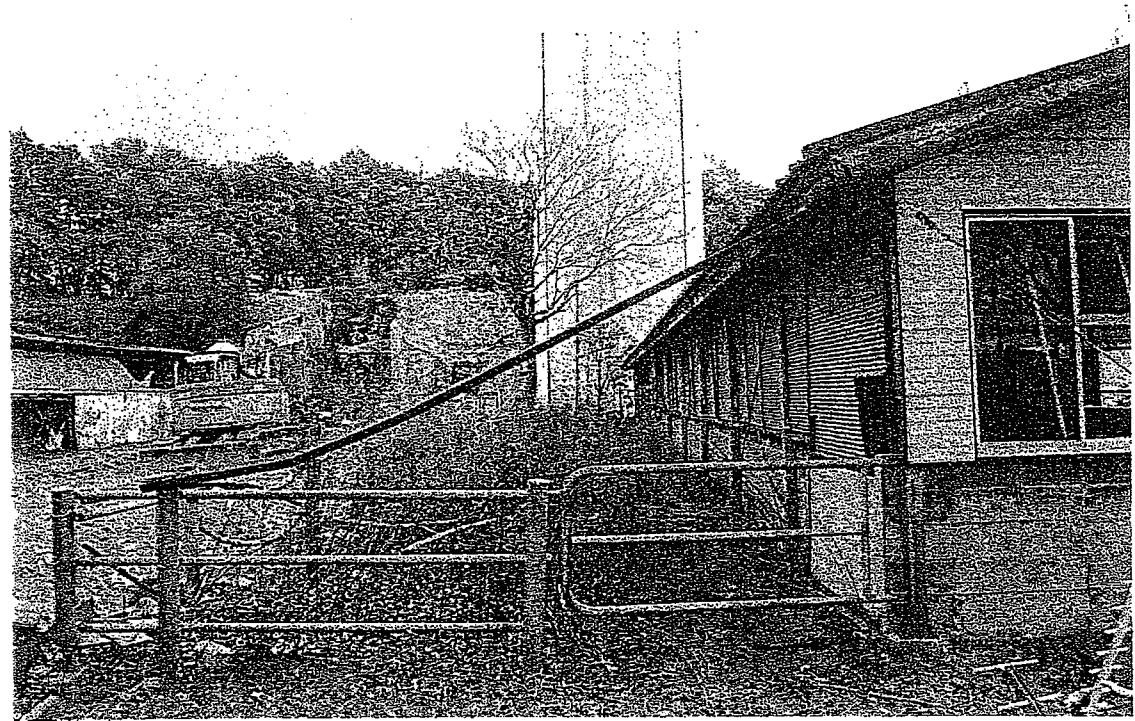


写真3－5 ポプラの木



写真3－6 果樹等を植えた場所（左端にキウイの木がある）

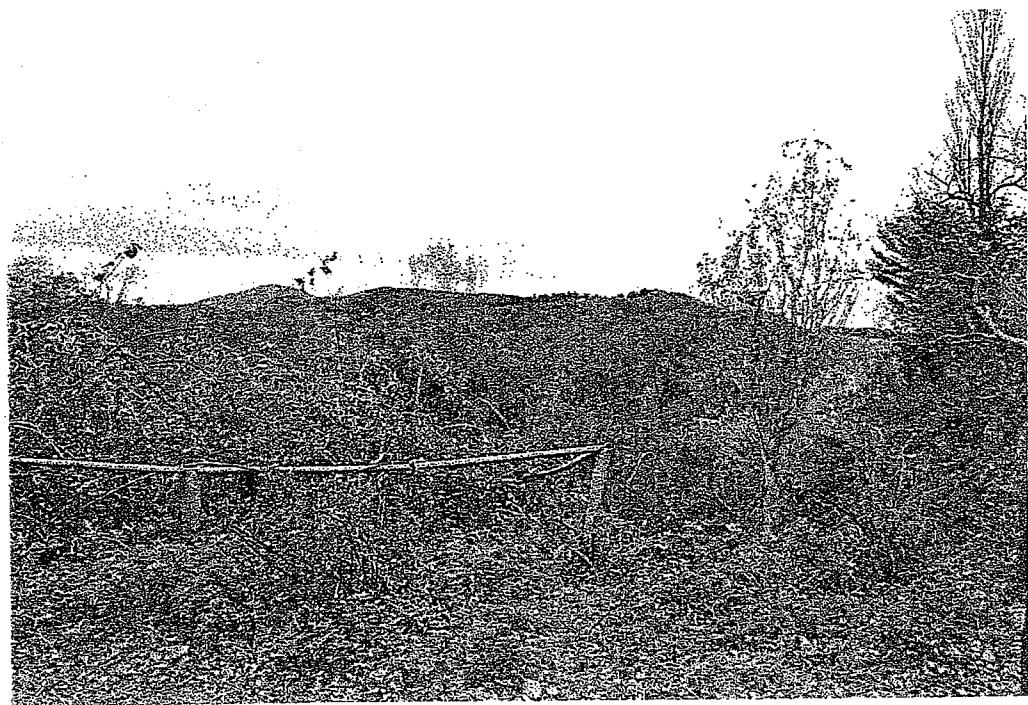


写真3－7 コウタケ



写真3－8 採草地（牧場の建物群の方向を望む）



写真3-9 同上（3-8とは反対方向を望む）



#### 第4 八坂神社及びその周辺

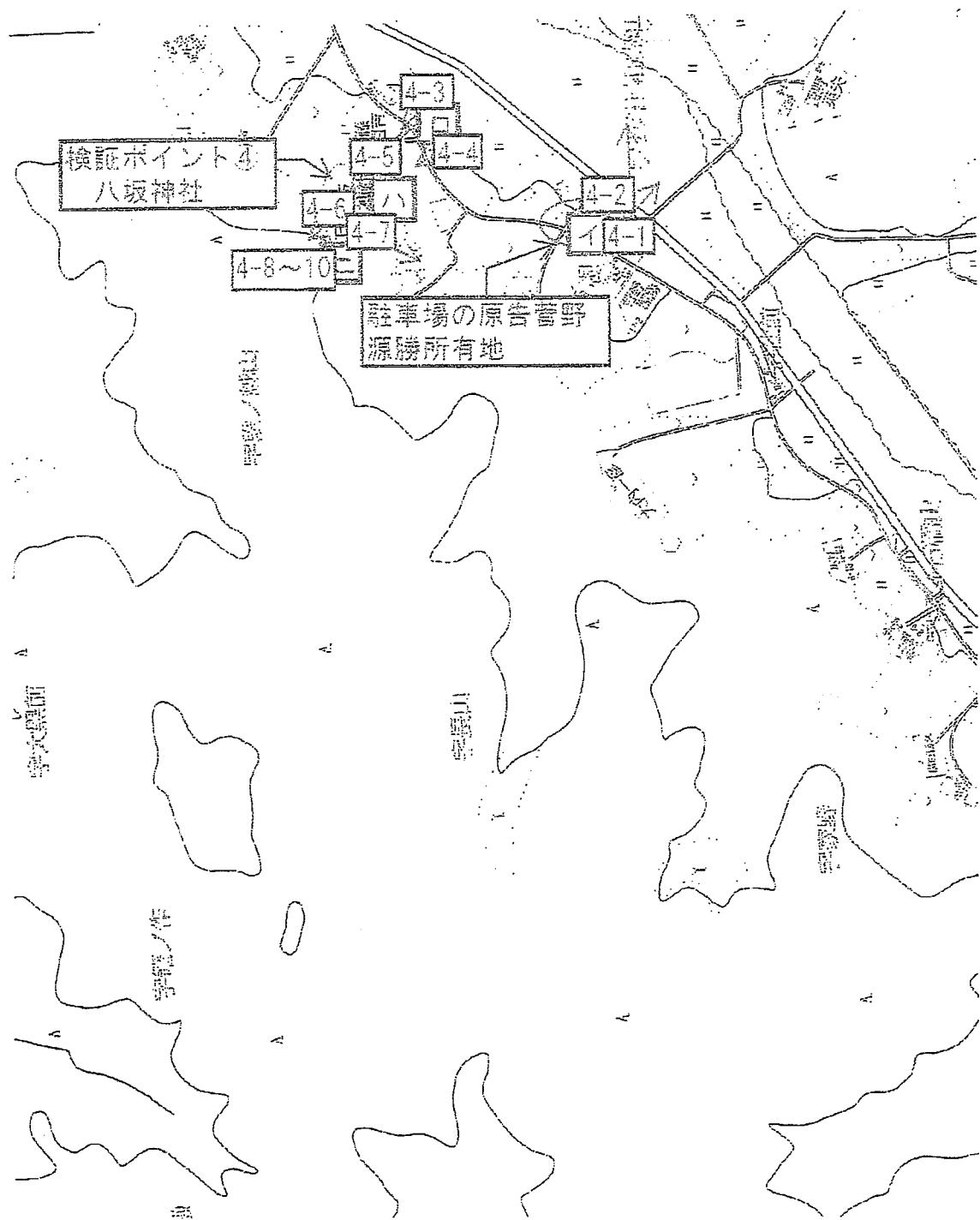


図4－1 検証ポイント④の位置



写真4-1 乙2区の汚染土仮置場を見渡す

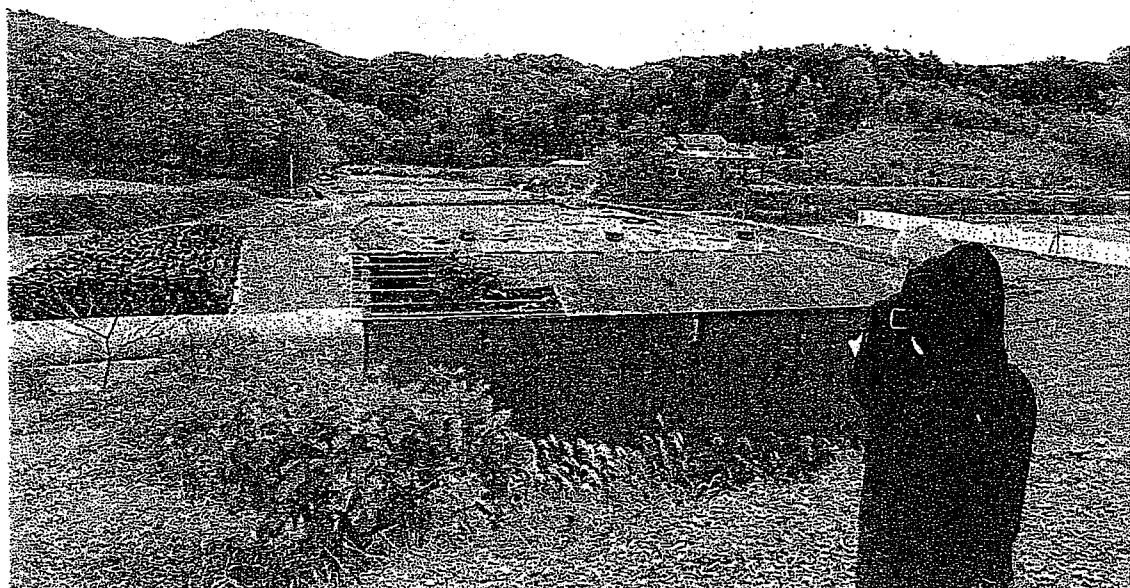


写真4-2 同上

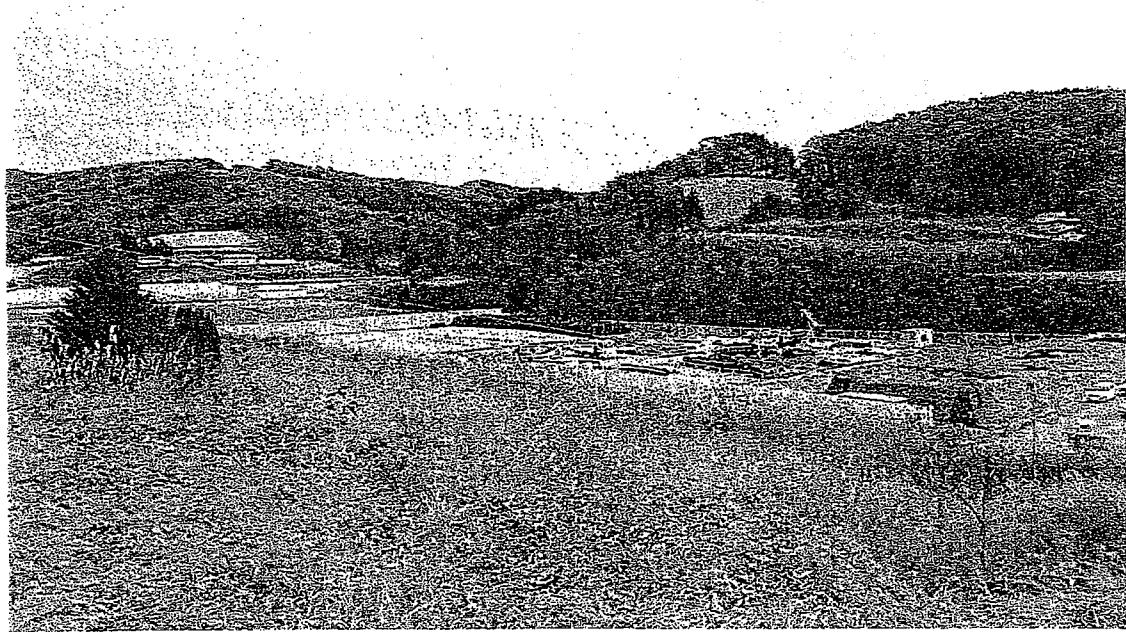


写真4－3 八坂神社入口



写真4－4 三匹獅子舞伊勢神宮奉納記念碑（平成25年）



写真4－5 八坂神社の拝殿（手前左側の狛犬の台座に「五穀豊穰」とある）



写真4－6 尊農五歌の額

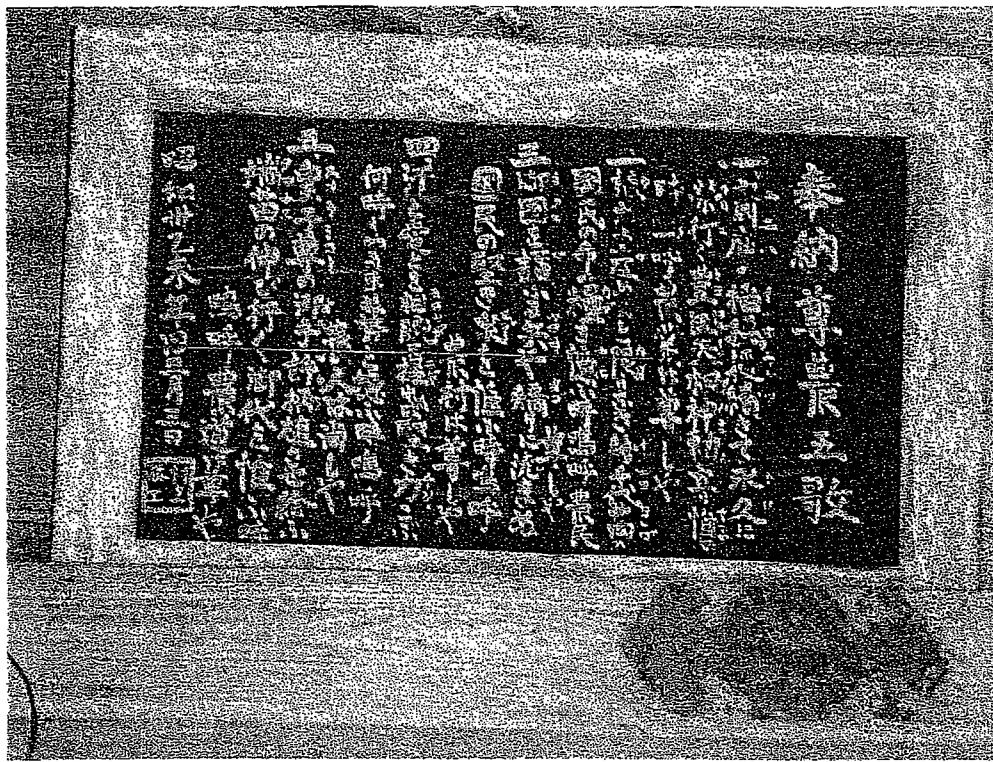


写真4－7 伊勢神宮三匹獅子舞奉納記念碑（平成5年）



写真4－8 三匹獅子舞の獅子頭、太鼓、ササラ（上組のもの）

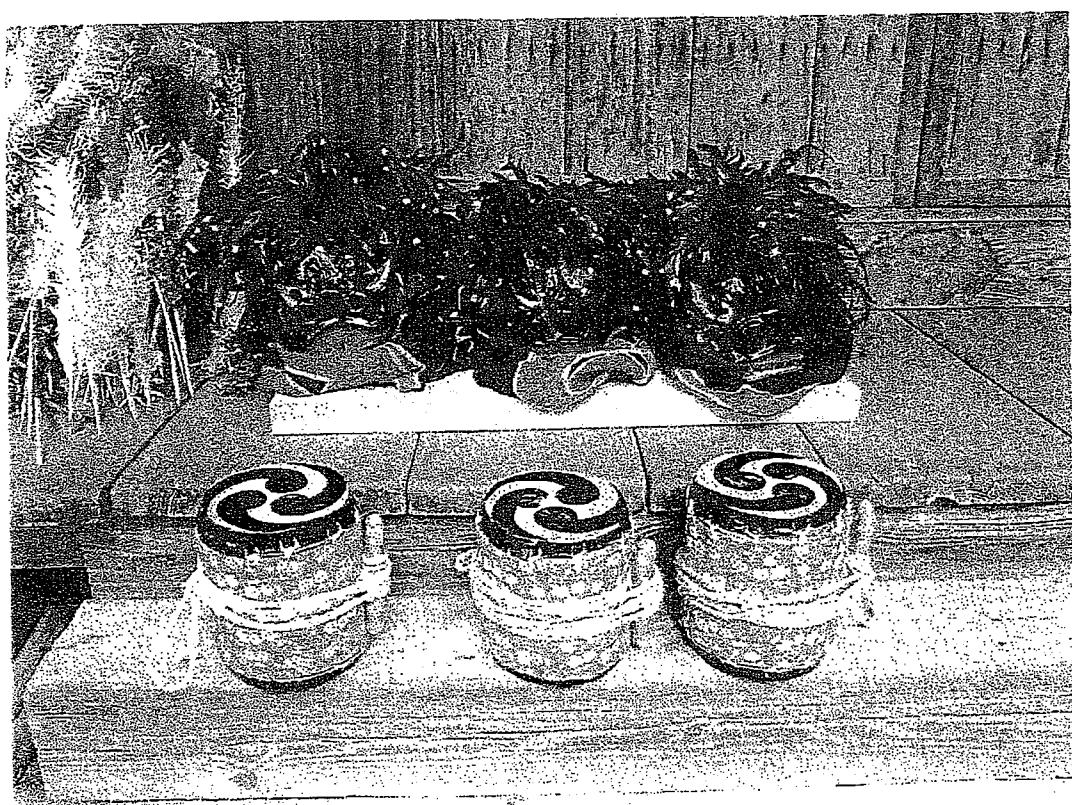


写真4－9 三匹獅子舞の獅子頭、ササラ（下組のもの）



写真4－10 八坂神社での三匹獅子舞のようすを写したDVD上映のようす



## 第5 山木屋小学校

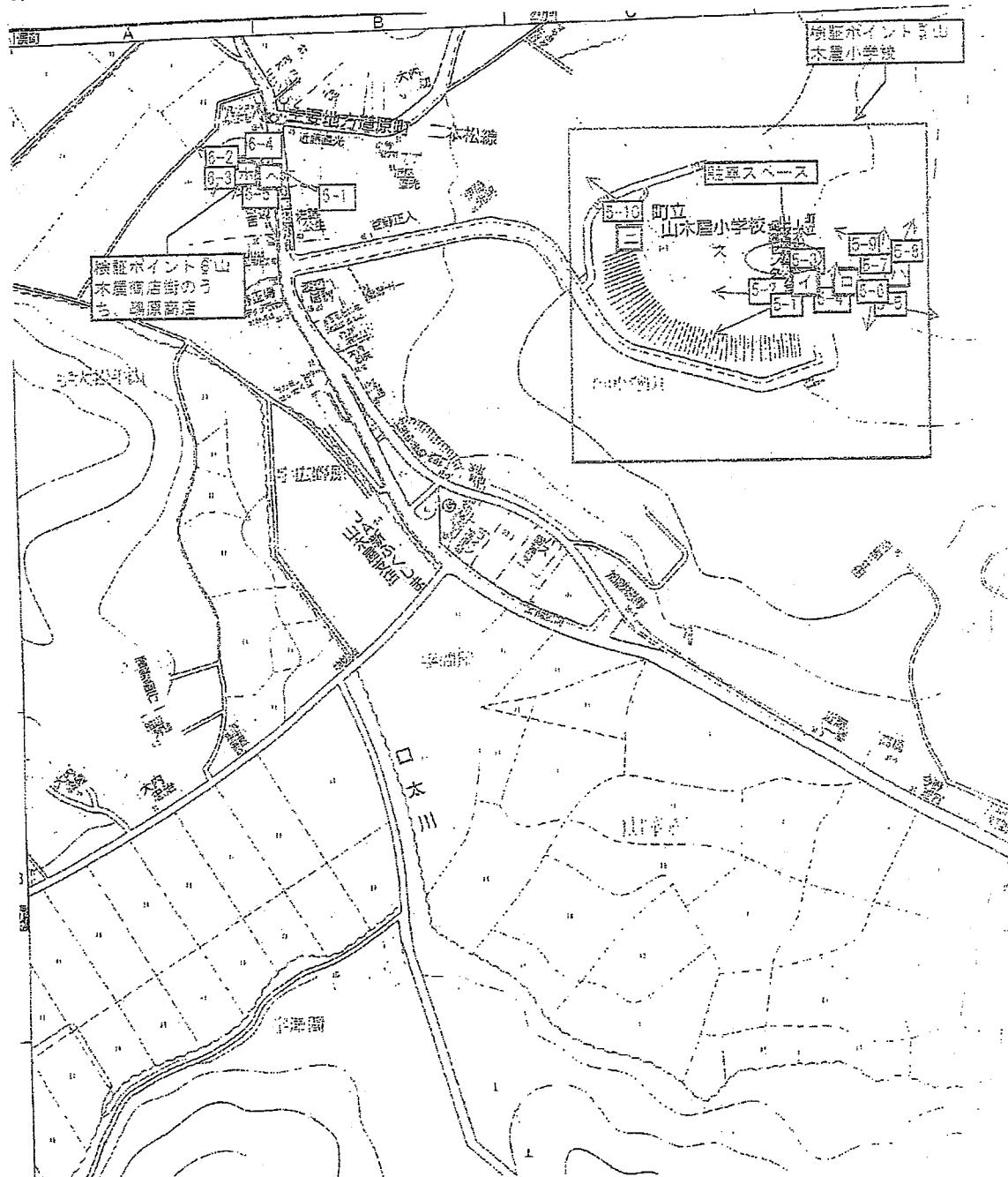


図5-1 検証ポイント⑥山木屋小学校、及び⑦山木屋商店街の位置

写真5－1 山木屋小学校の運動場

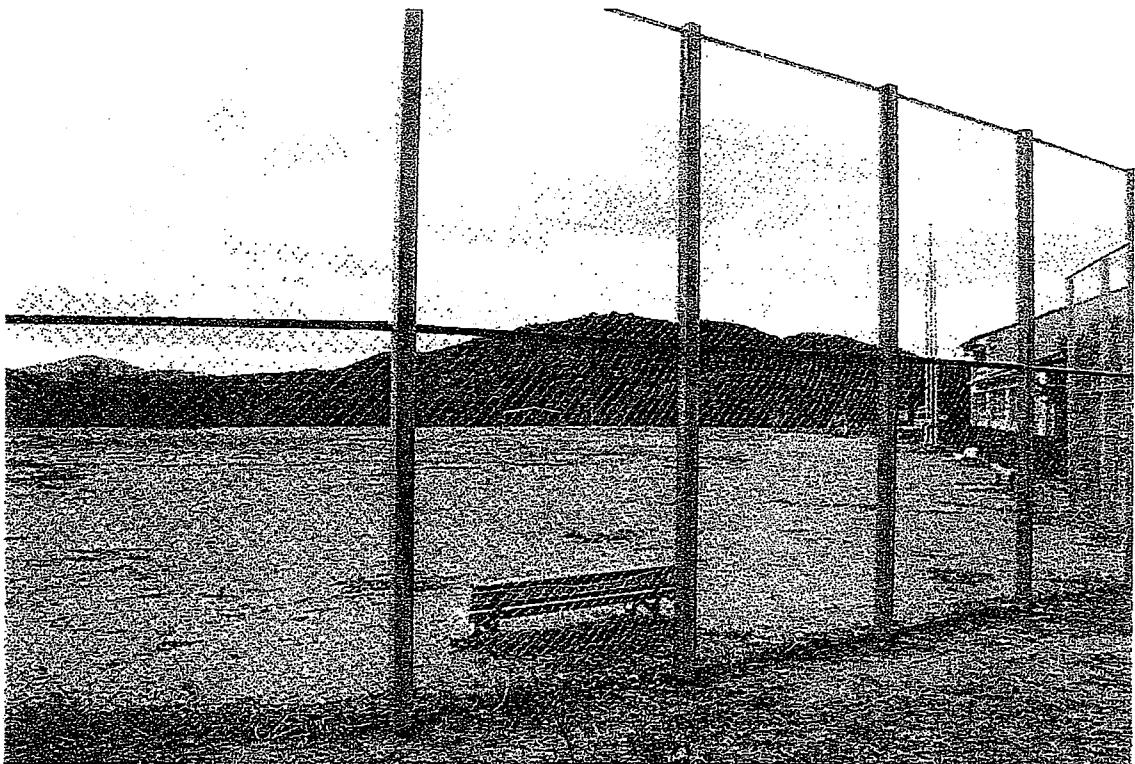


写真5－2 山木屋小学校の校舎（左側）、地域内多目的施設としての体育馆（右側）



写真5－3 山木屋小学校と同じ敷地内にある山木屋幼稚園

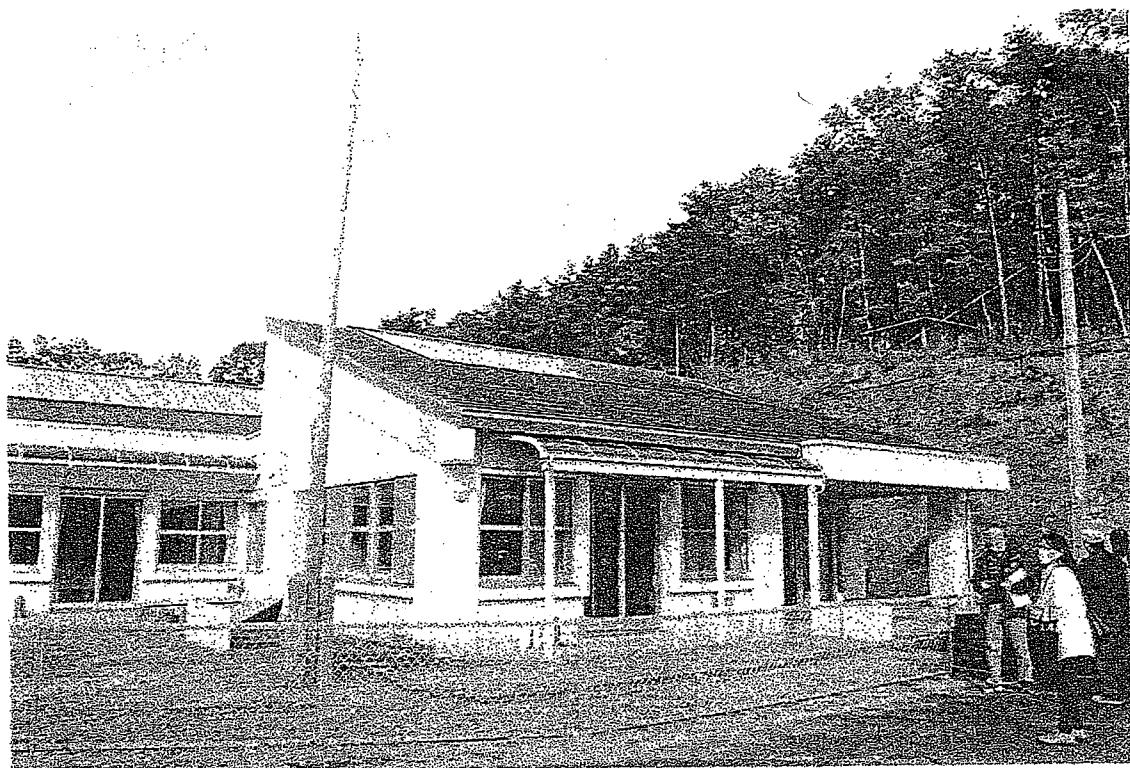


写真5－4 学びの森

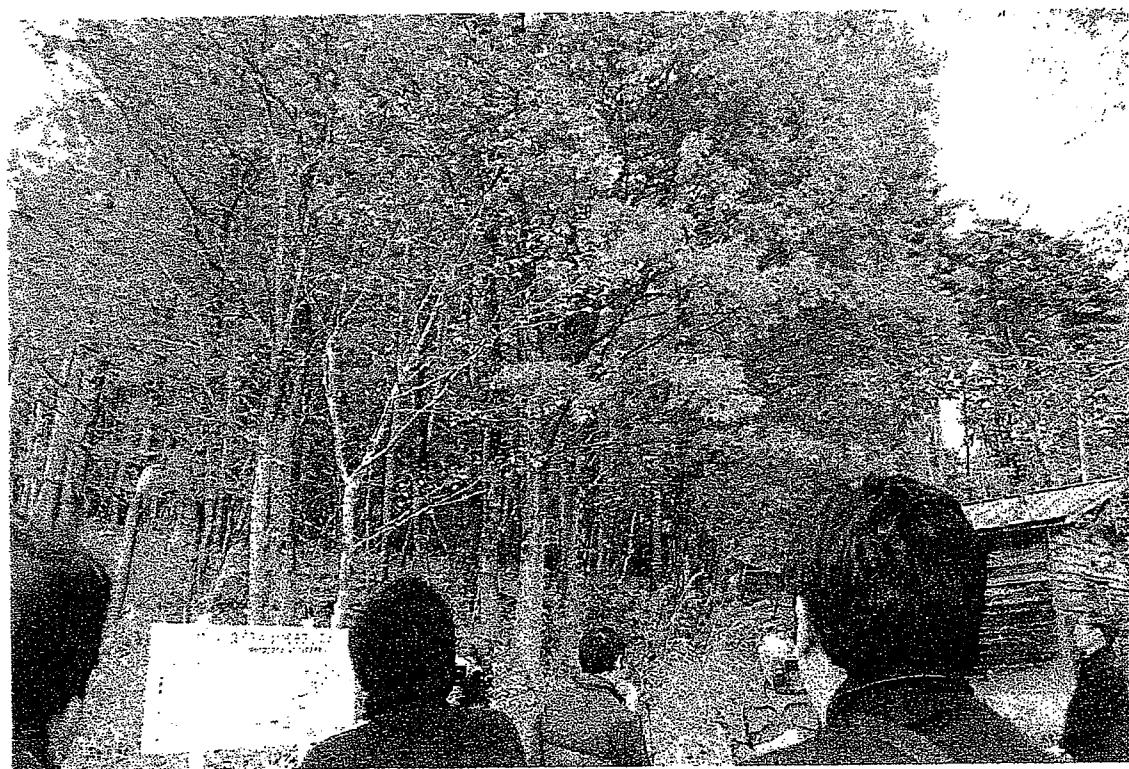


写真5－5 緑の少年団が使用していた畠及び鶏舎



写真5－6 緑の少年団の使用していた3種類の炭焼窯の一つ

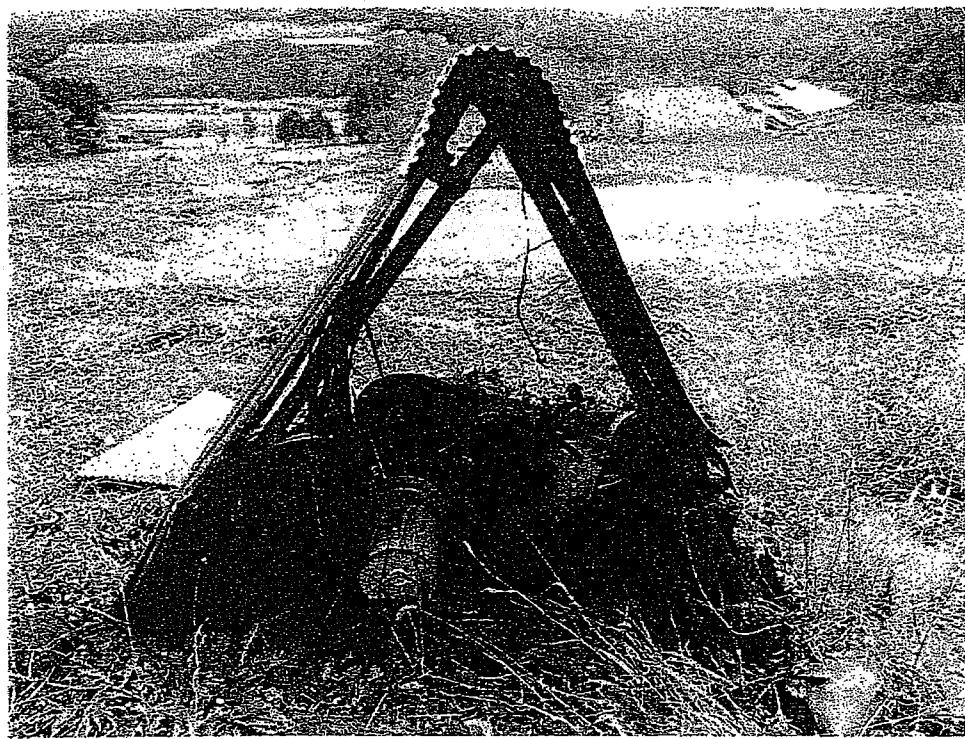


写真 5-7 緑の少年団で使用していた 3 種類の炭焼窯の一つ

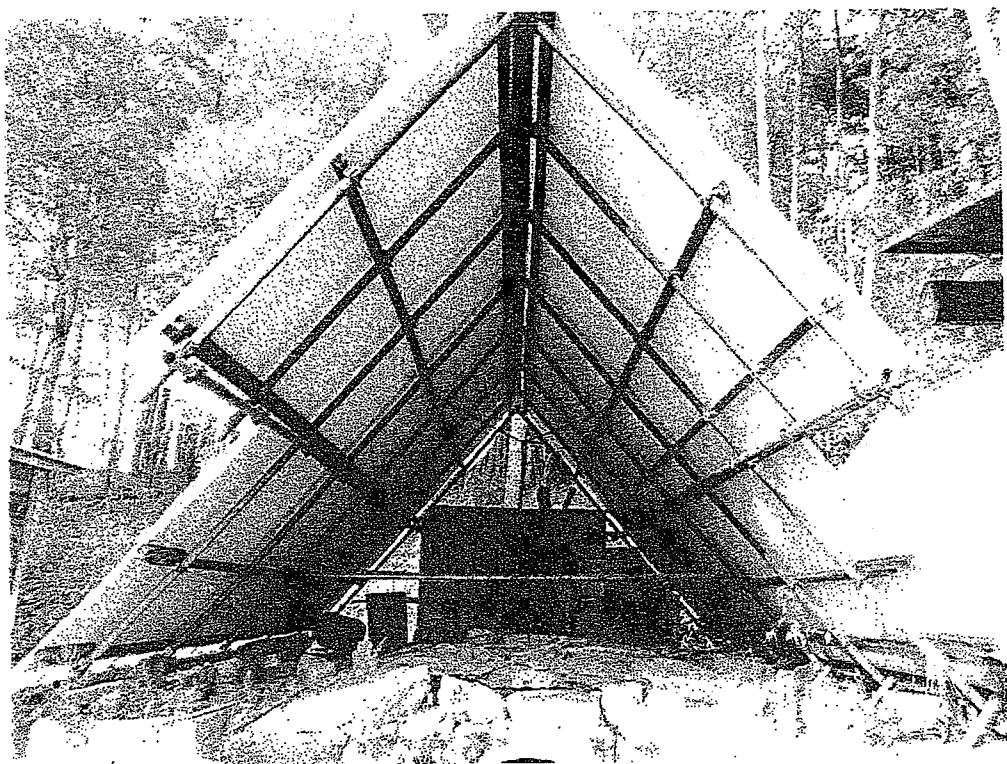


写真 5-8 緑の少年団で使用していた 3 種類の炭焼窯の一つ

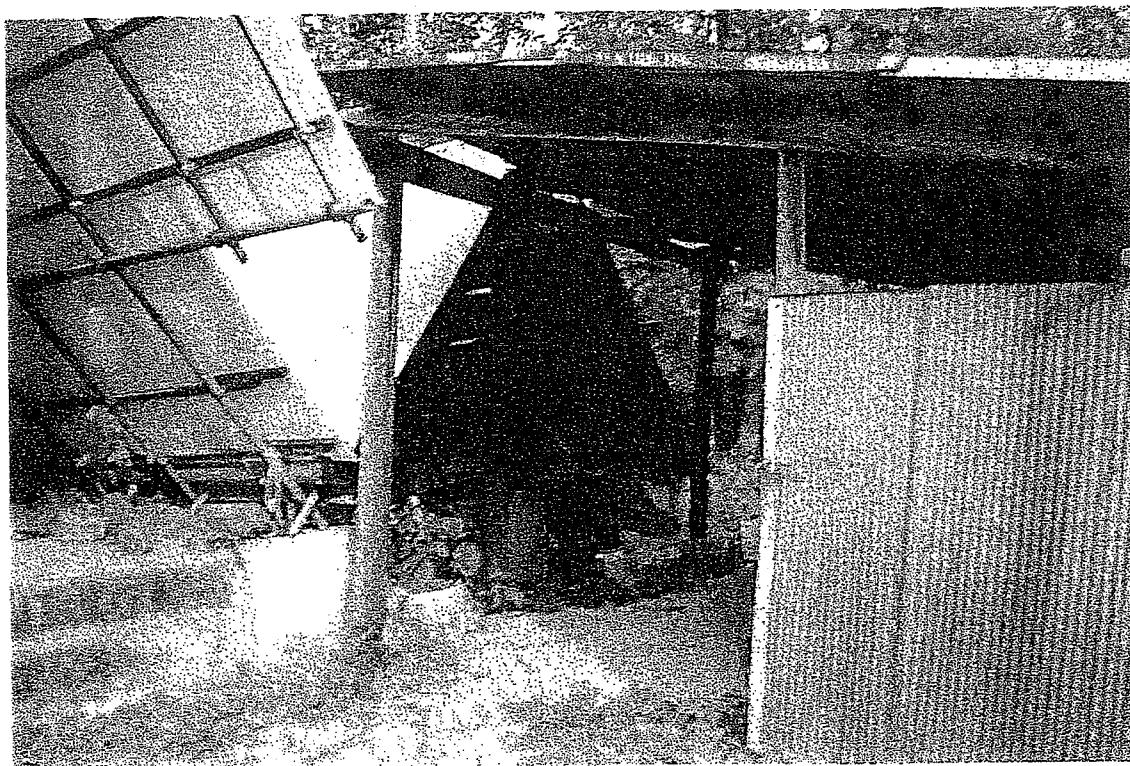


写真 5-9 炭焼作業小屋

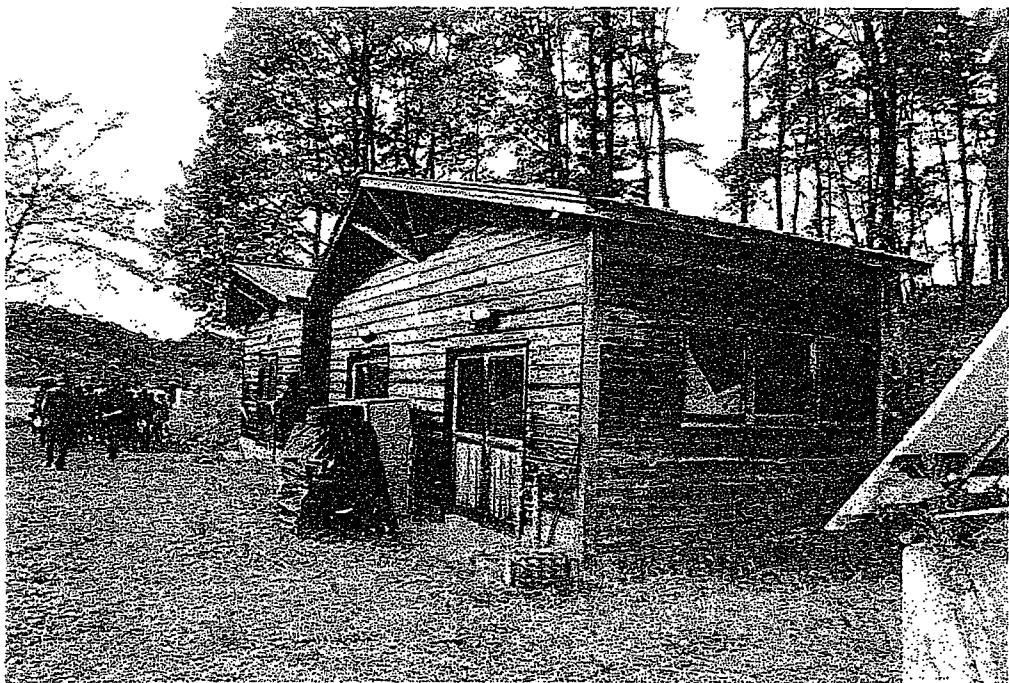
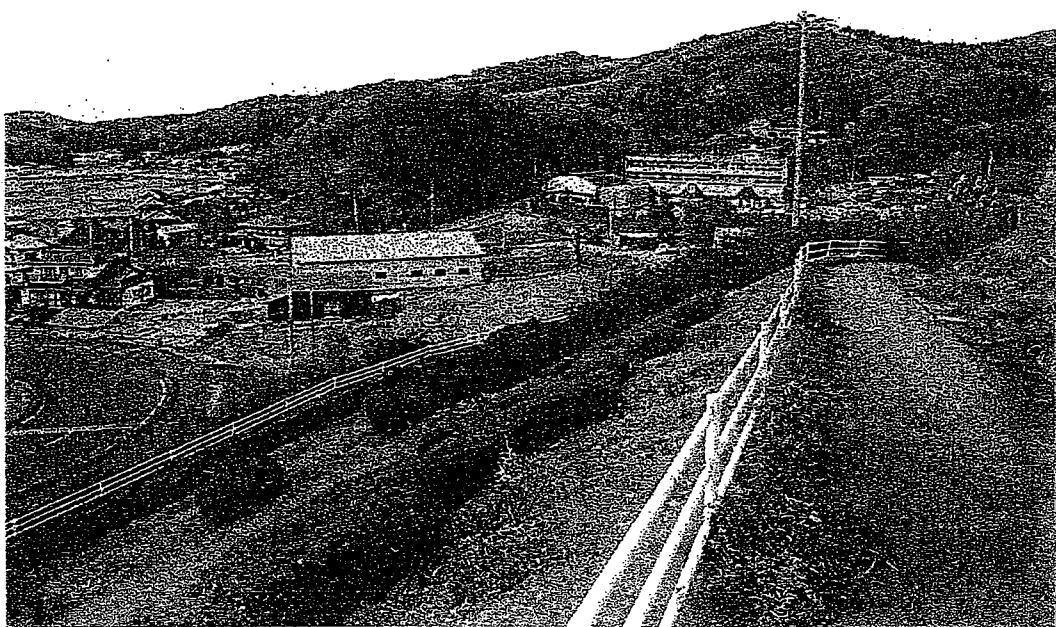


写真 5-10 山木屋中学校（中央やや右の 2 階建の建物）及び神武山公園（中学校の左側の小高い山）



## 第6 山木屋中心部の商店街

写真6-1 しきはら商店



写真6-2 しきはら商店の内部のようす



写真6－3 しげはら商店の内部にあったパン屋・バターポットの様子

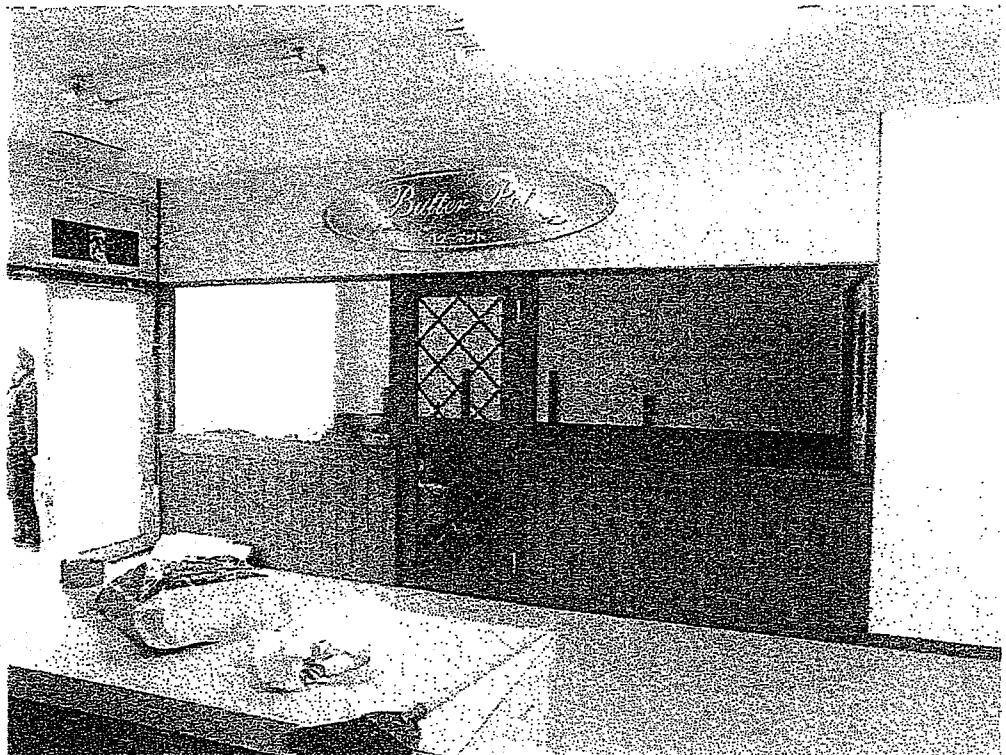


写真6－4 しげはら商店から北側の山木屋中心街のようす

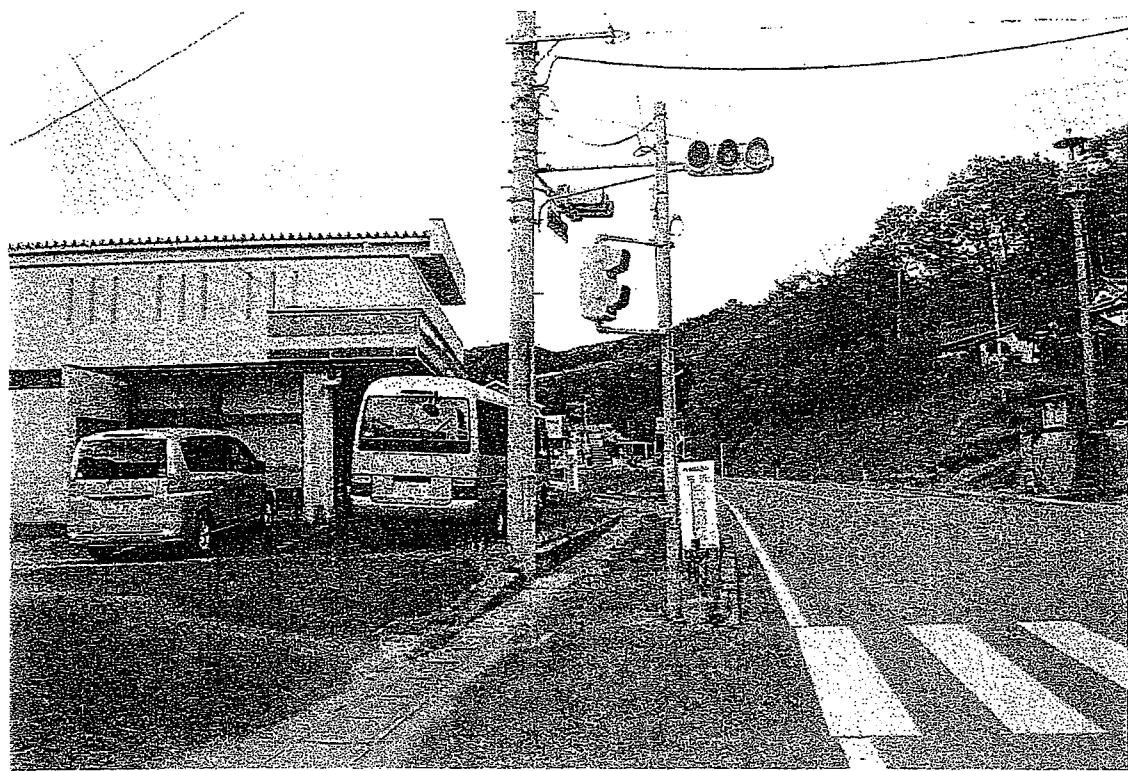
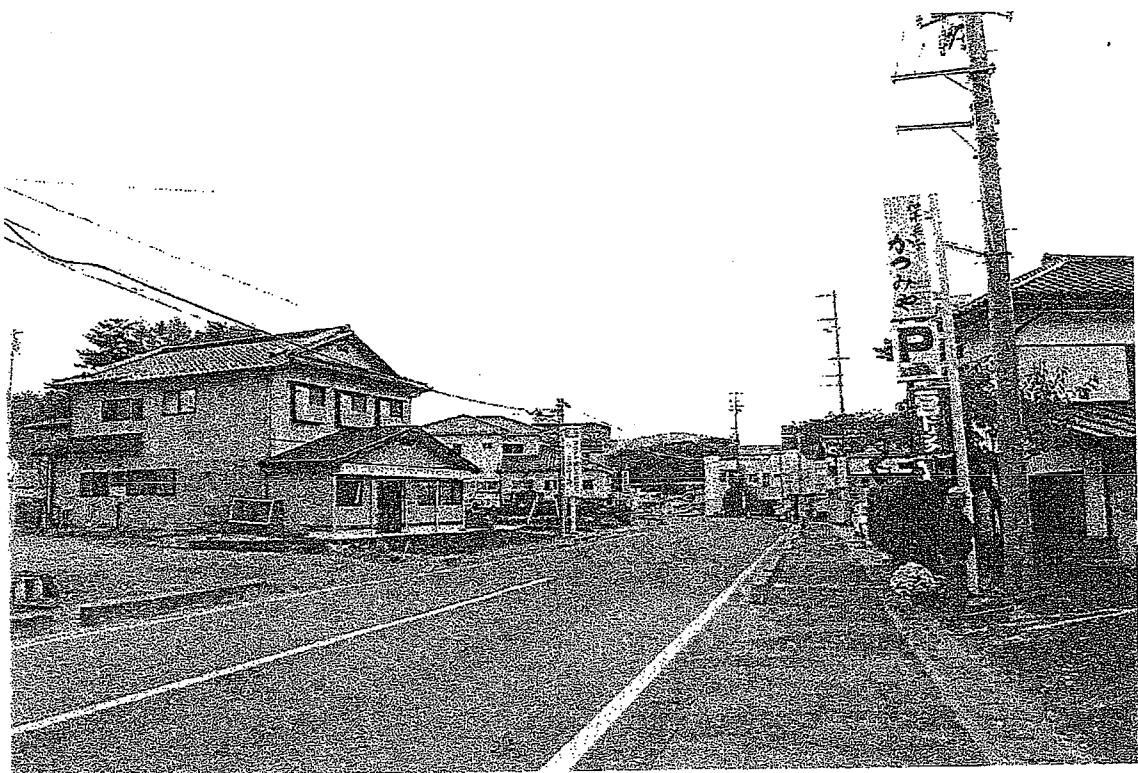


写真 6-5 しぎはら商店から南側の山木屋中心街のようす



## 第7 絹の里やまきやスケートリンク

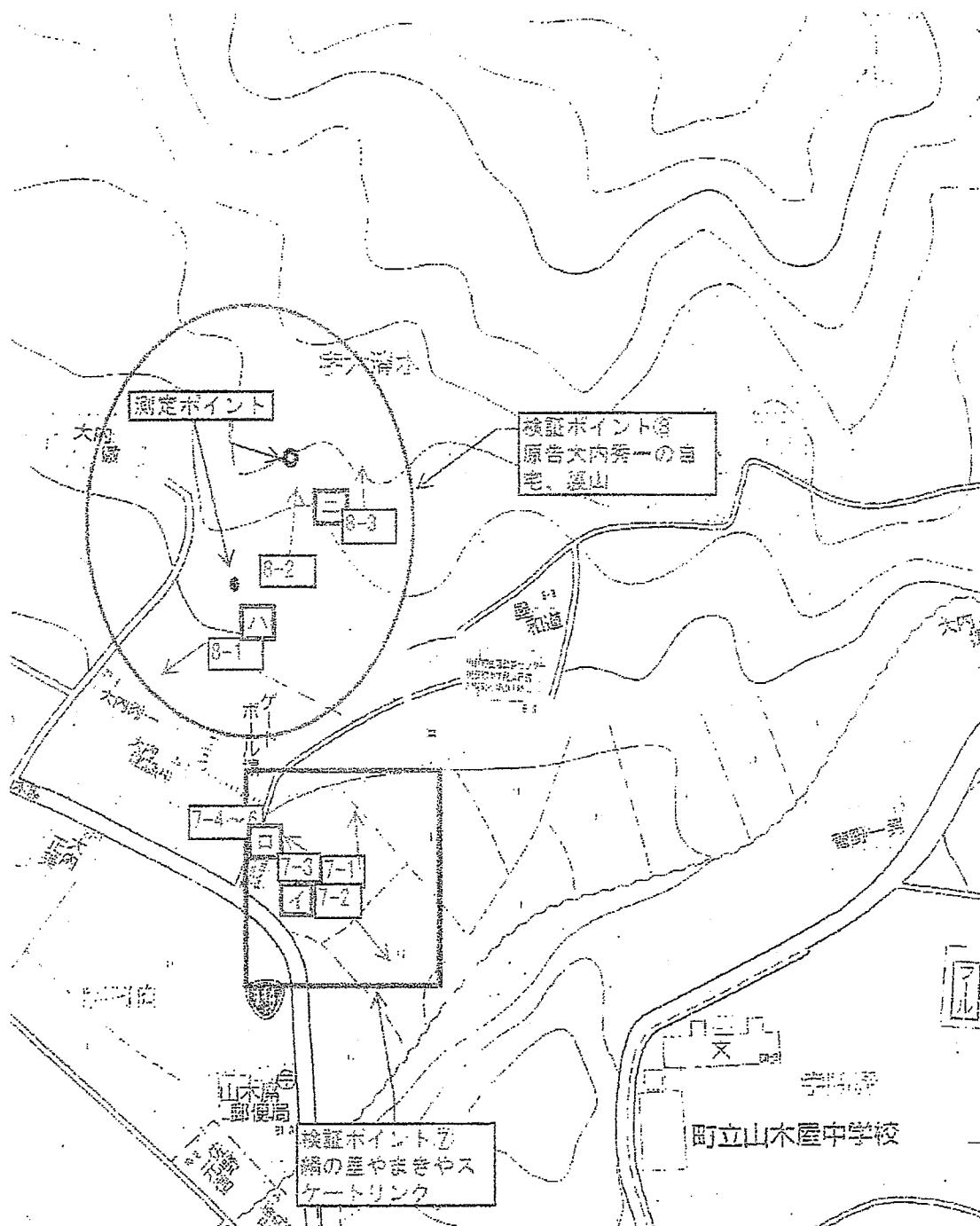


図7-1 検証ポイント①絹の里やまきやスケートリンク、及び同②原告大内秀一の  
自宅・裏山の位置

写真 7-1 スケートリンクとして使用していた田圃

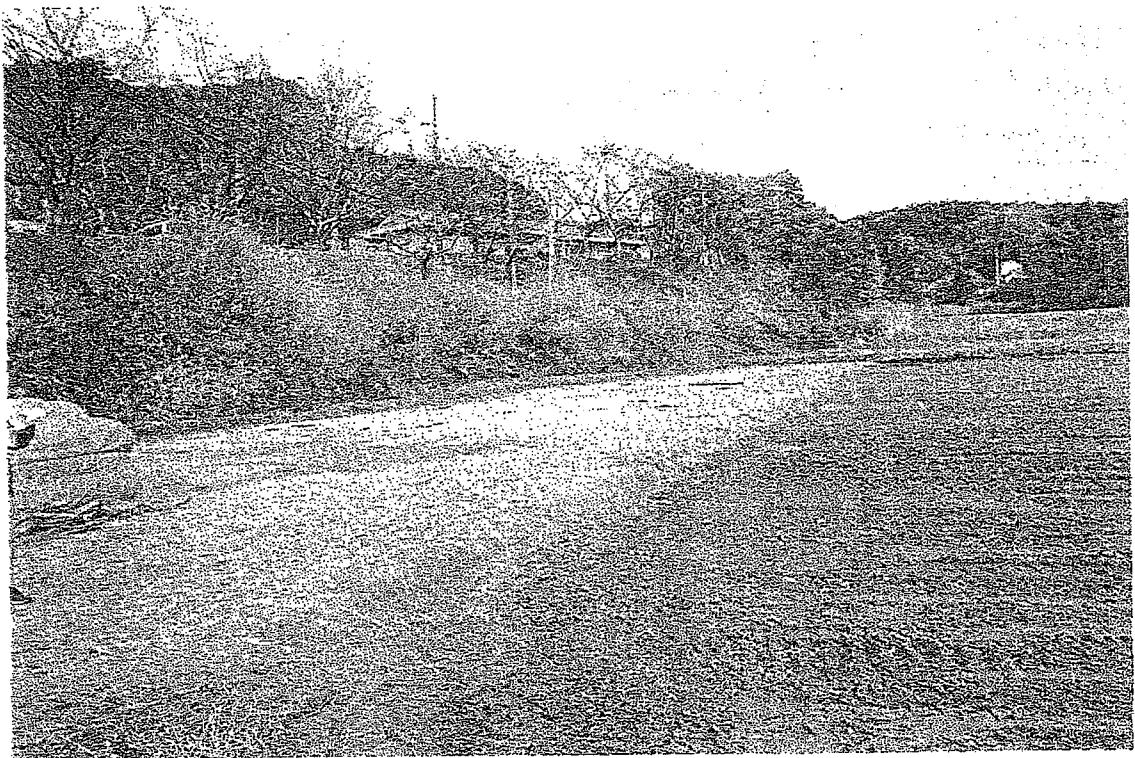


写真 7-2 同上



写真7-3 スケートクラブの事務所

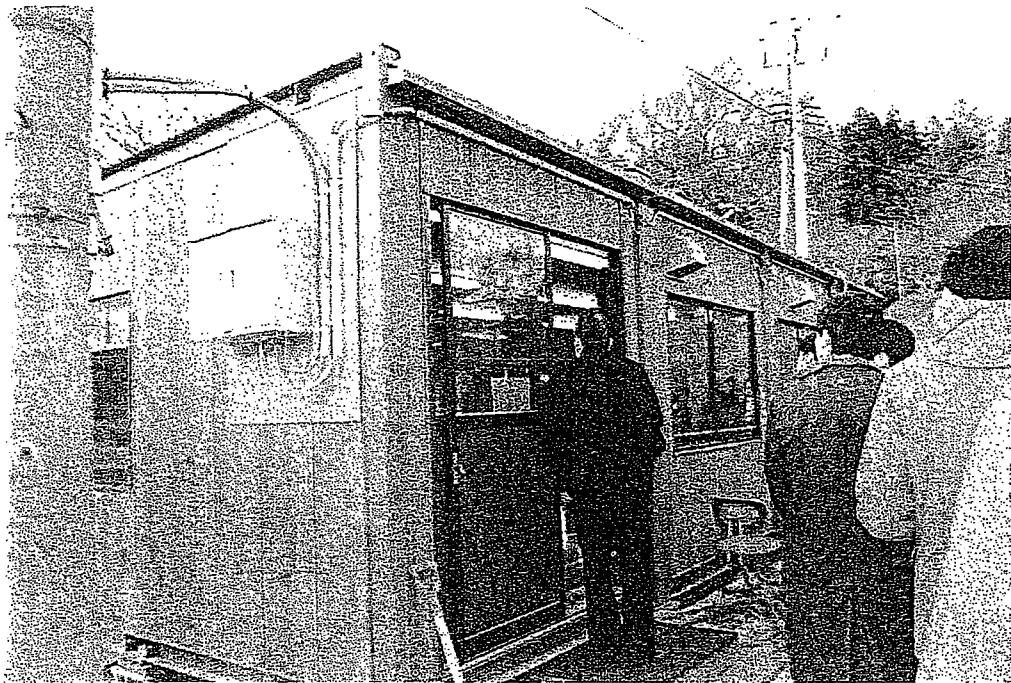


写真7-4 スケートリンク事務所内のようす

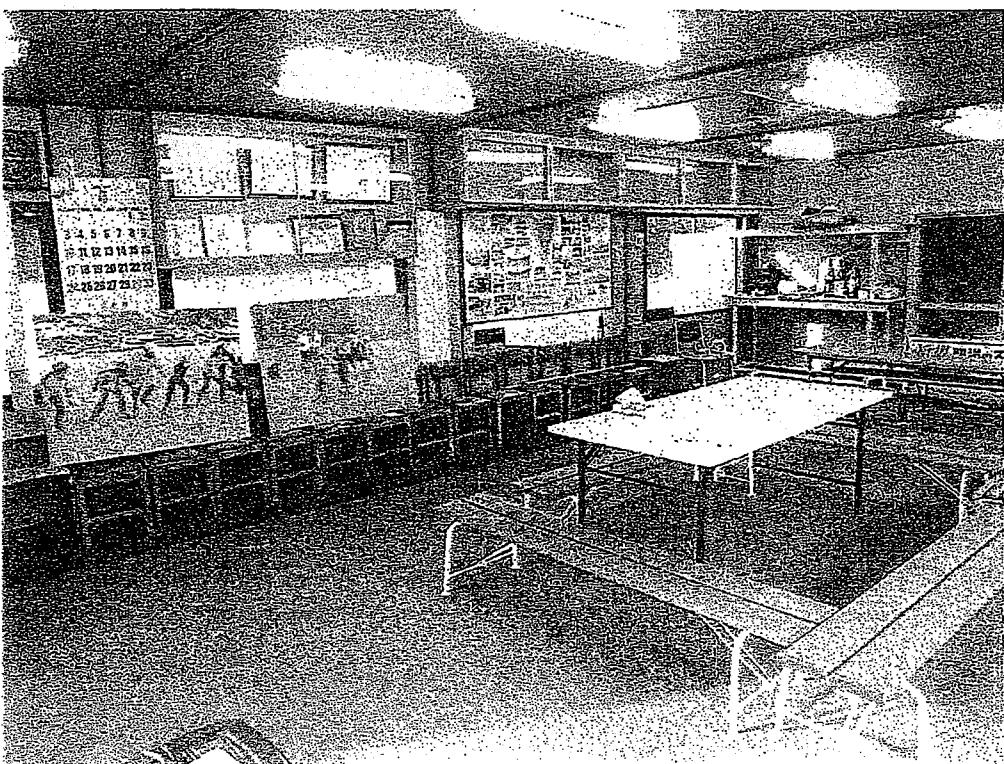


写真7-5 スケートリンク事務所内に掲示されている利用者交流の様子

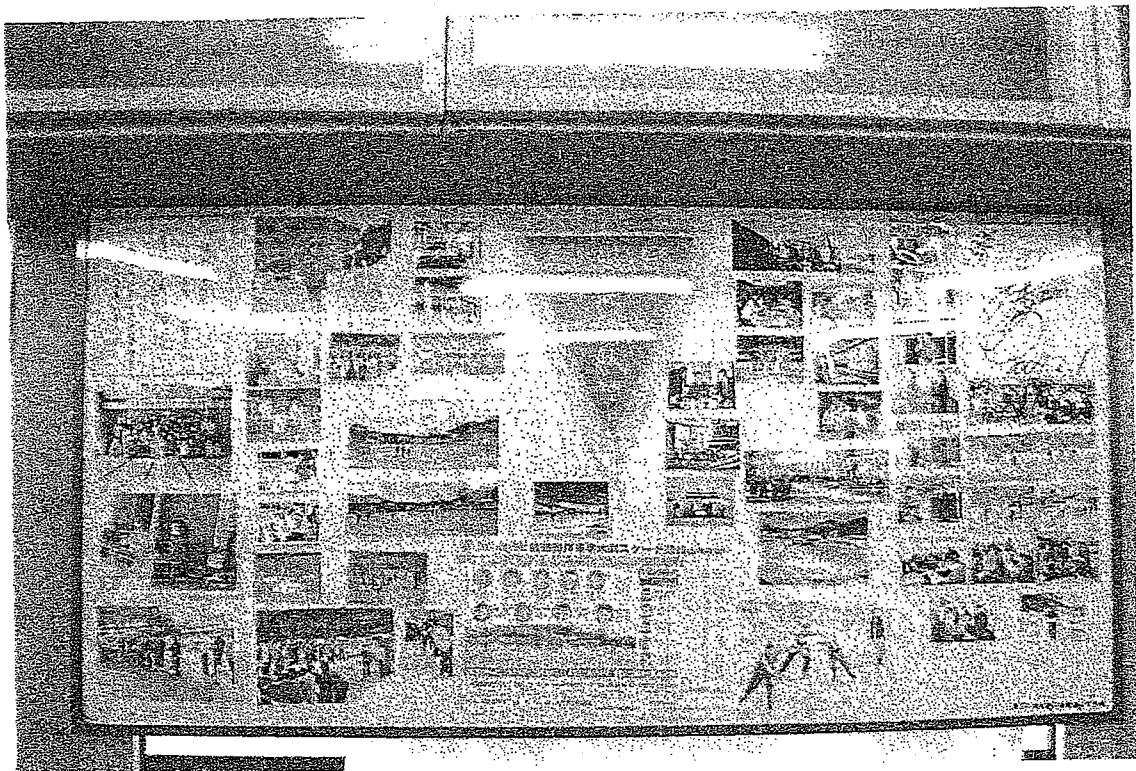


写真7-6 スケートリンク事務所内に掲示されている賞状等



第8 原告大内秀一の自宅敷地及び裏山

写真8－1 大内秀一自宅裏のブルーベリー畑

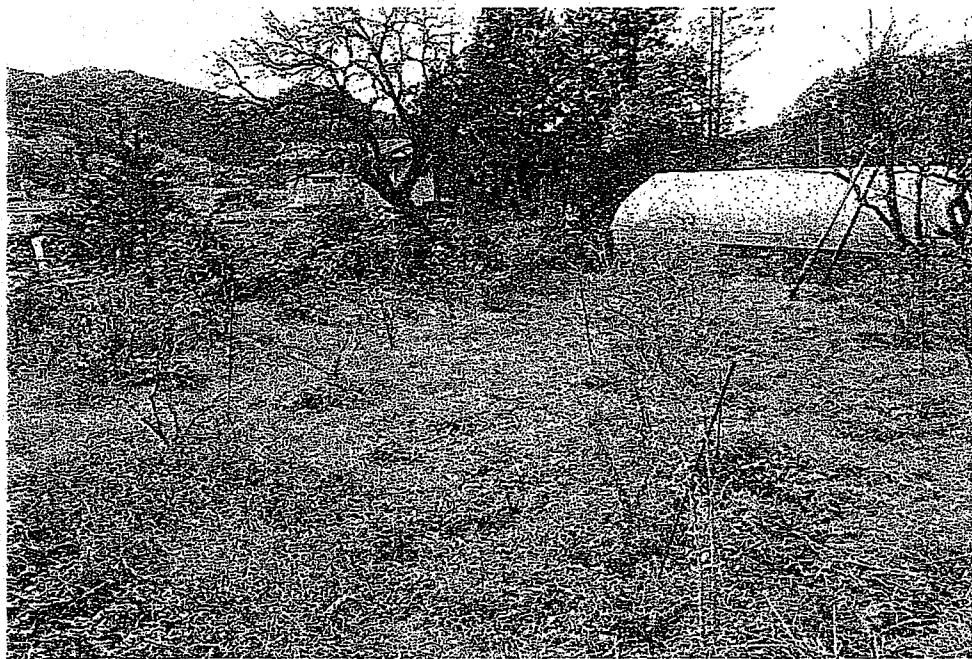


写真8－2 原告大内秀一自宅裏の裏山に祀られている天神様

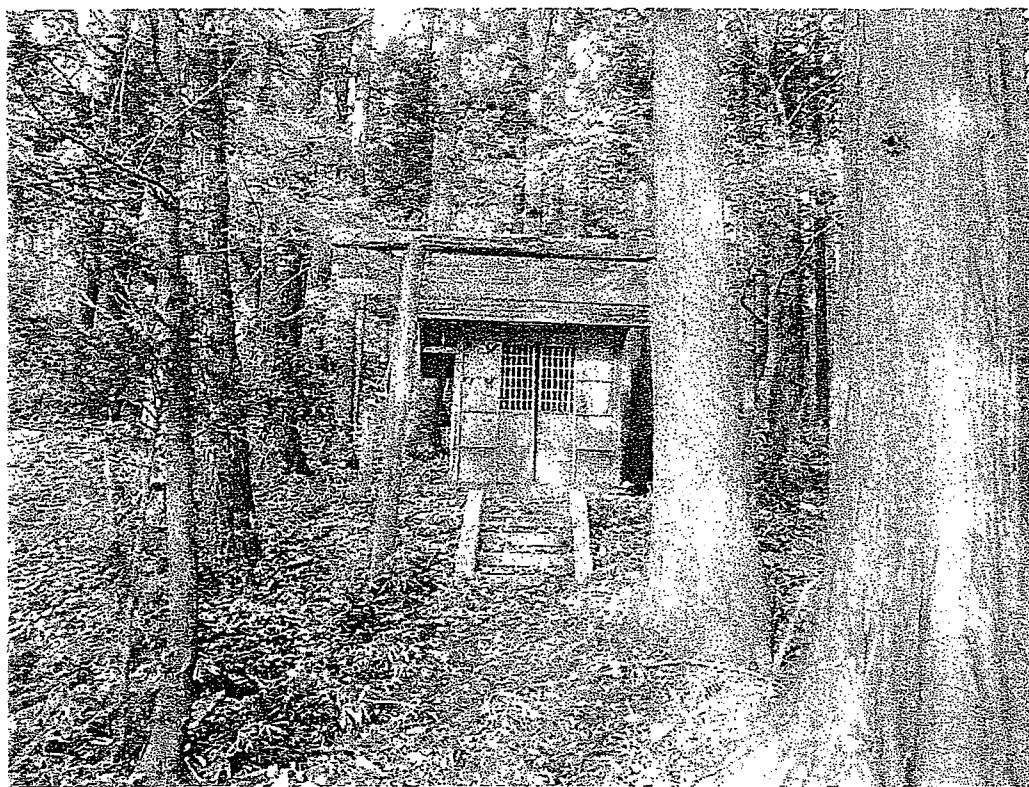


写真8-3 原告大内秀一の裏山のキノコ栽培のための原木



第9 渡邊新一の自宅・作業場・農地等

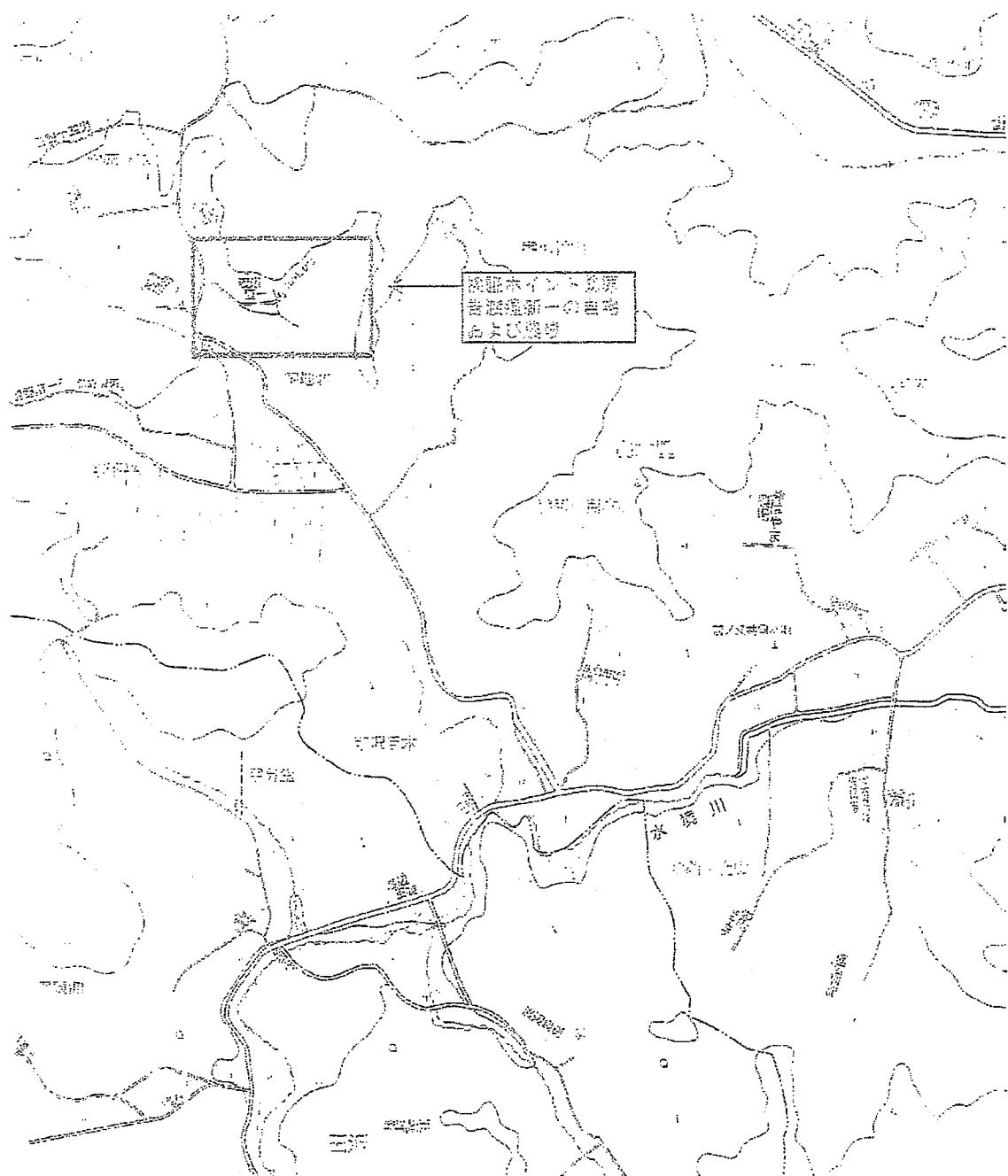


図9-1 検証ポイント⑨ 原告渡邊新一の自宅及び農場

各階平面図

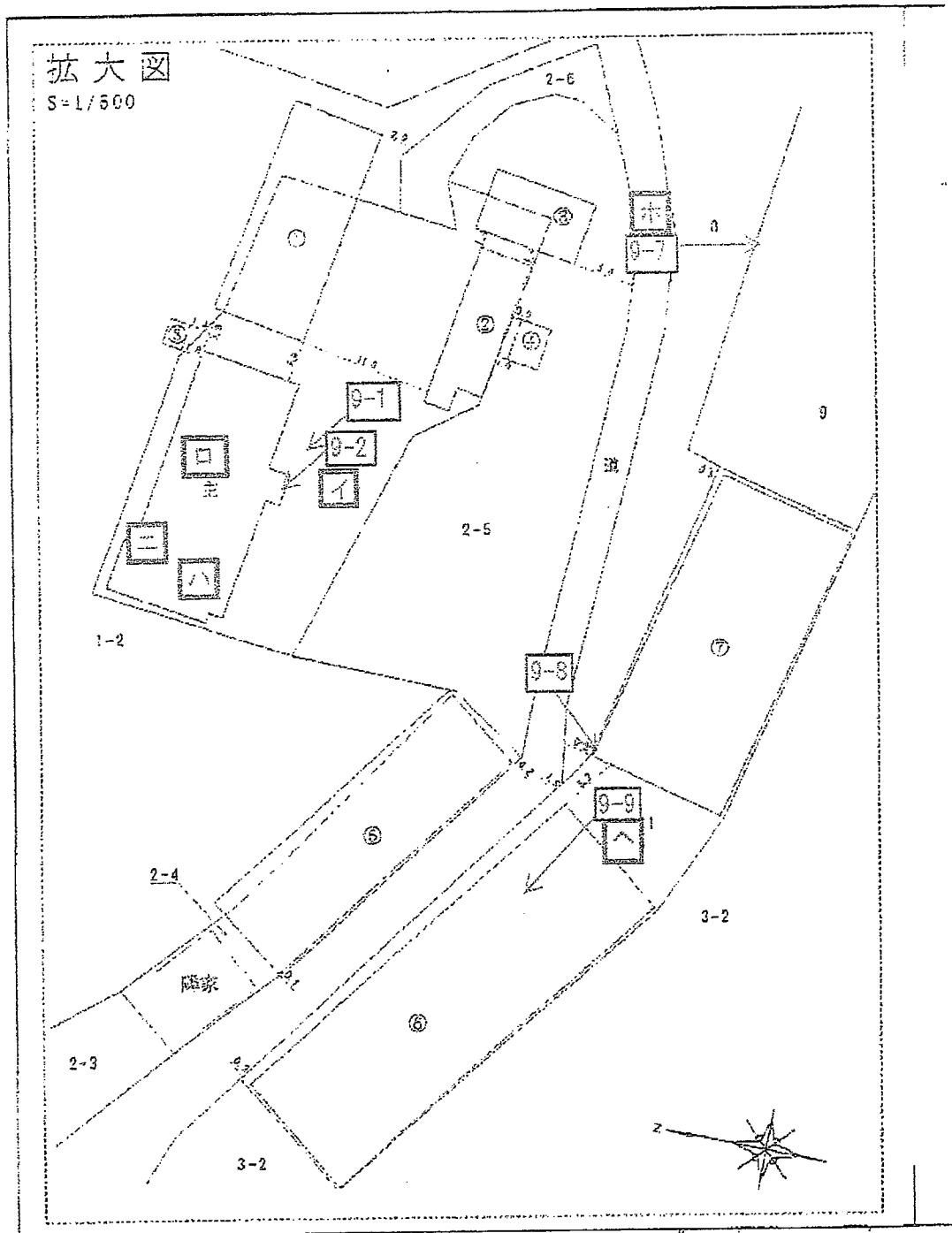
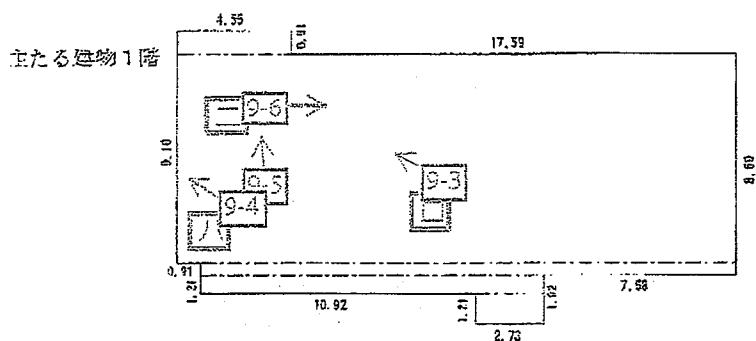


図9-2 原告渡邊新一の自宅の建物の配置

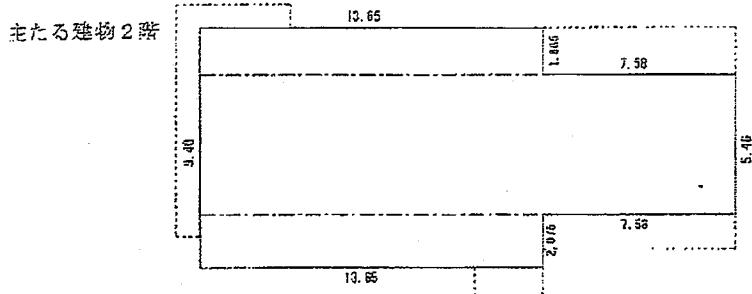
家屋番号	1番	建物図面 各階平面図
建物の所在	伊達郡川俣町山木墨字地切1番地、1番地2、2番地4、2番地5 3番地1	



求積表

0.91	x	4.55	=	4.1405
3.19	x	22.14	=	181.3266
0.50	x	21.23	=	10.6150
0.71	x	13.65	=	9.6915
1.21	x	2.73	=	3.3033

合計	209.0769
床面積	209.07 m <sup>2</sup>



求積表

1.865	x	13.65	=	25.45725
5.46	x	21.23	=	115.9158
2.075	x	13.65	=	28.32375

合計	169.69680
床面積	169.69 m <sup>2</sup>

申請人	渡邊新一	縮尺	1/250
-----	------	----	-------

図9-3 原告渡邊新一の自宅の母屋の平面図

写真9－1 原告渡邊新一の自宅の外観



写真9－2 原告渡邊新一宅の玄関

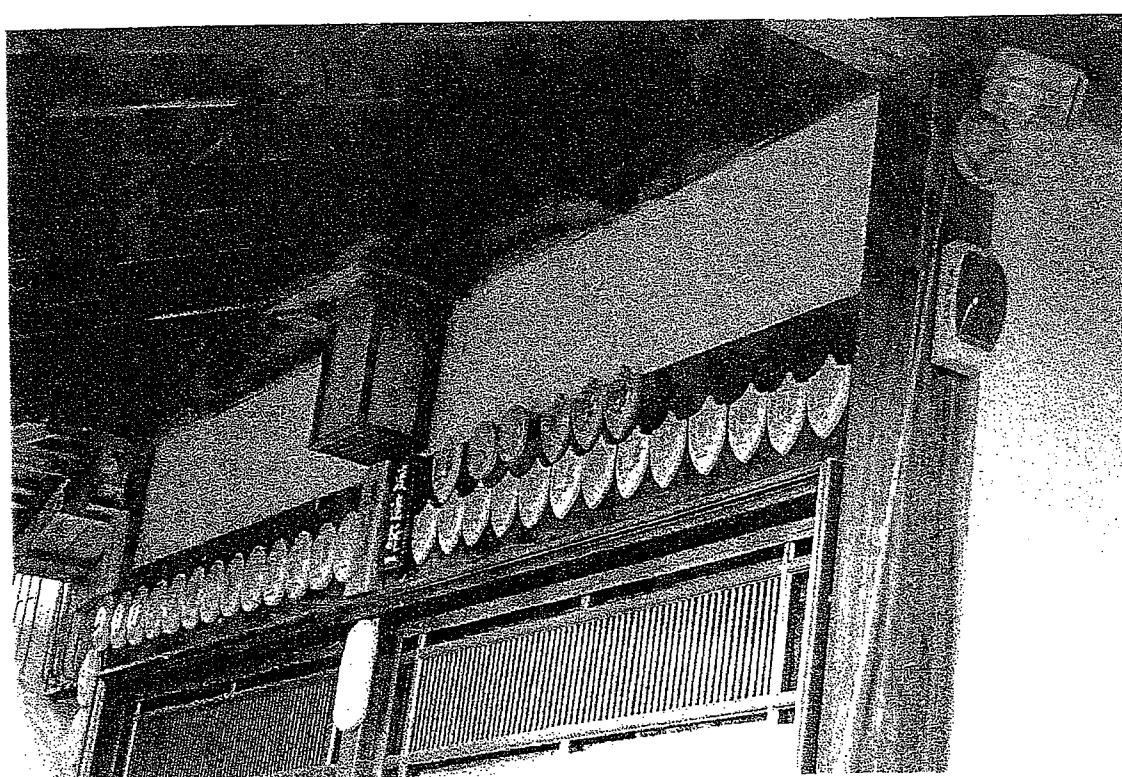


写真9－3 原告渡邊新一自宅内の神棚



写真9－4 原告渡邊新一宅の床の間

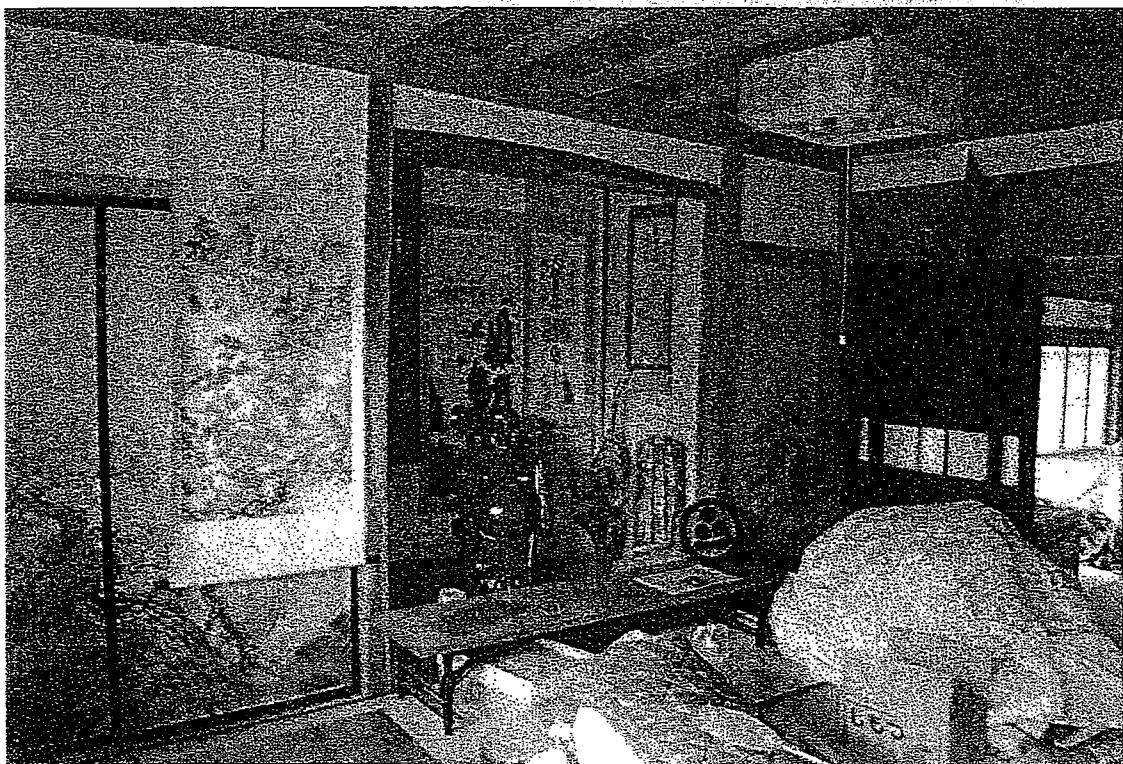


写真9－5 原告渡邊新一宅内の、原告渡邊直一の部屋

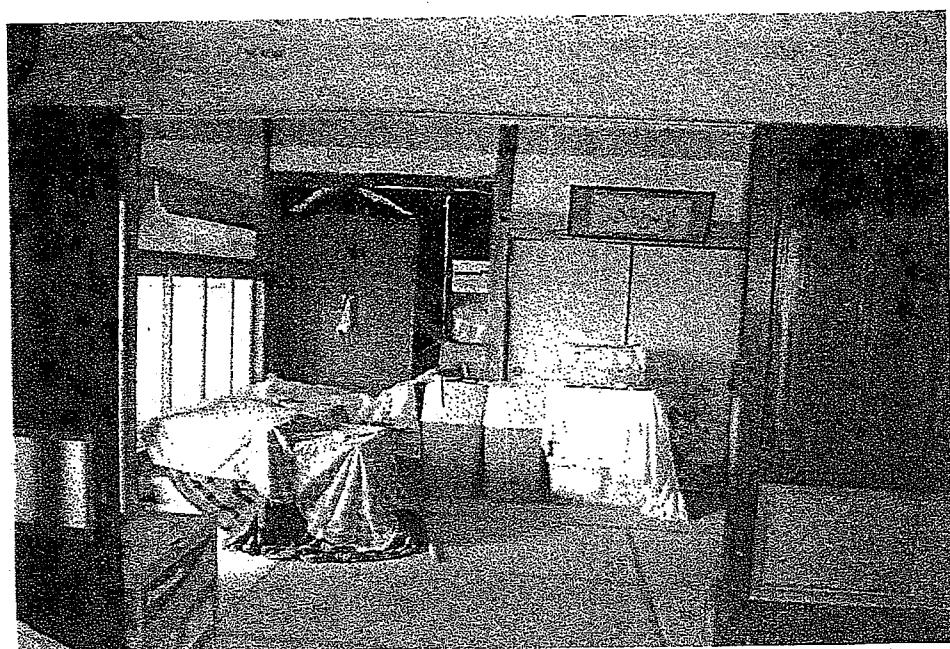


写真9－6 原告渡邊直一の寝室（上記の部屋の東側の部屋）



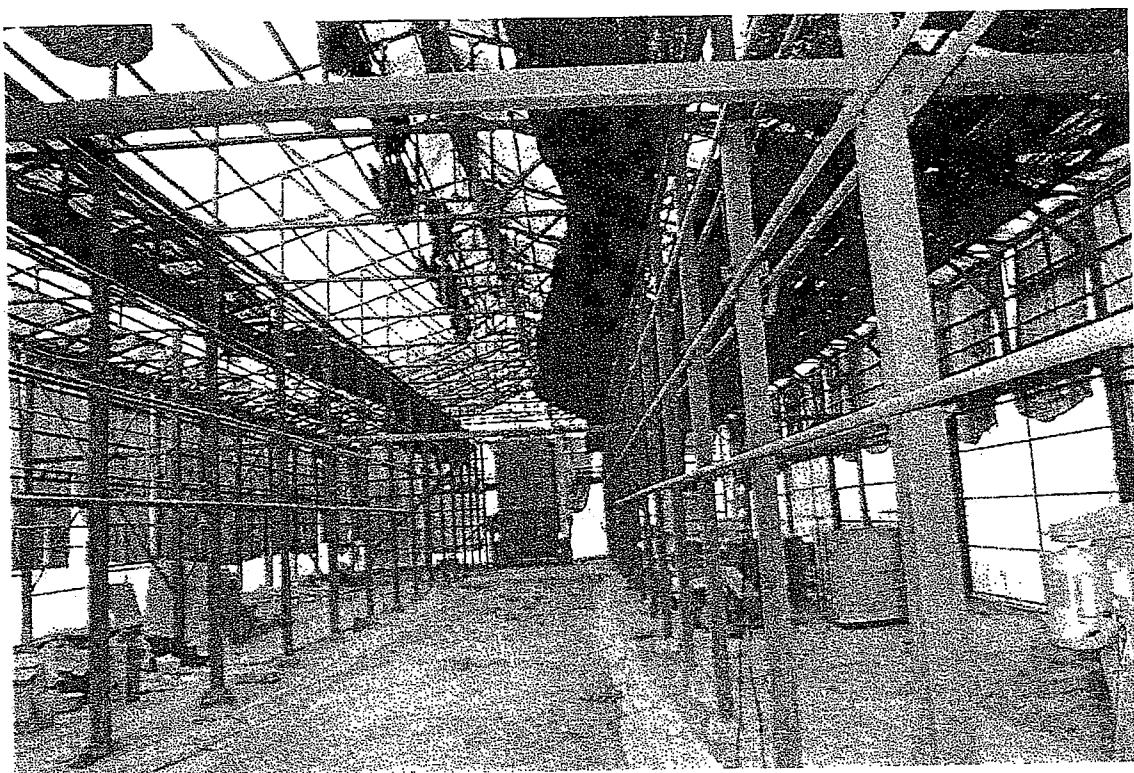
写真9－7 原告渡邊新一の農場



写真9－8 原告渡邊新一のタバコ乾燥場



写真9-9 原告渡邊新一のたばこ乾燥場の内部



第10 原告渡邊新一の山林

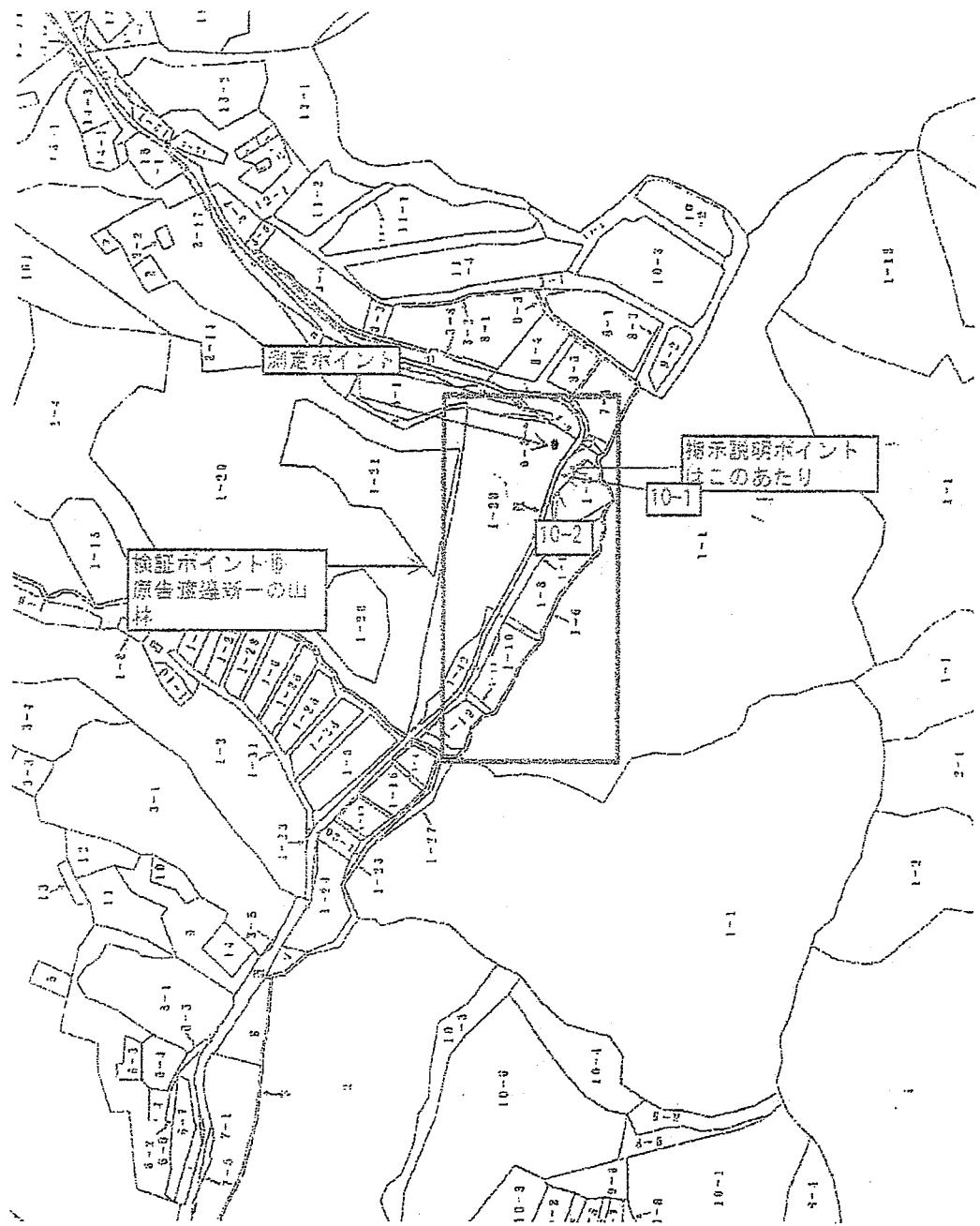


図10-1 検証ポイント②原告渡邊新一の山林、同③乙8区のモニタリングポスト  
及び仮置場の位置

写真10-1 腐葉土に用いる落ち葉を収集していた山林



写真2 同上



第11 国道114号線の浪江町との境界付近のゲート・モニタリングポスト

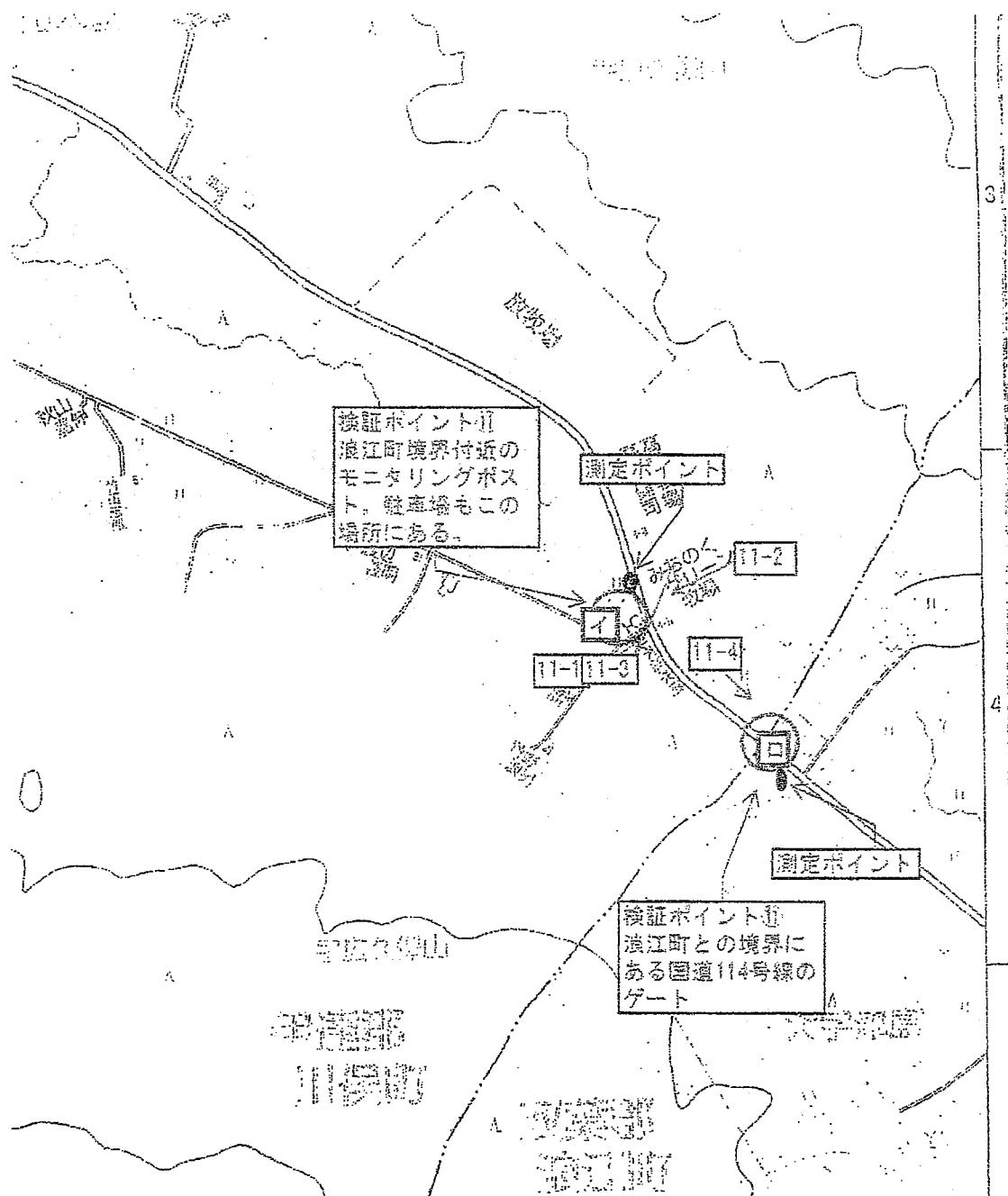


図11-1 検証ポイント②国道114号線の浪江町との境界付近のモニタリングポスト及びゲート

写真 11-1 浪江町との境界付近の空き地。かつてのバス停留所兼旋回場。

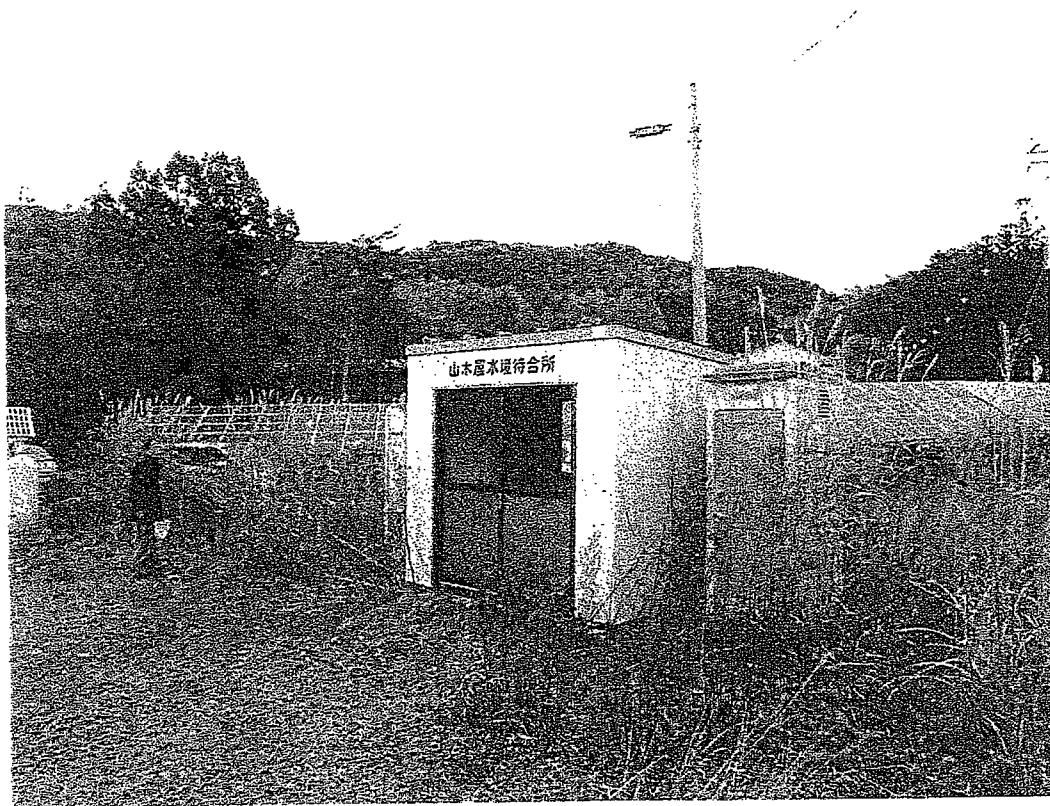


写真 11-2 浪江町との境界付近のモニタリングポスト。



写真11-3 みちのくグリーン牧場の跡



写真11-4 浪江町との境界にあるゲート



